

輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて

- 平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号
- 改正 平成 12 年 3 月 31 日財関第 253 号
- 改正 平成 12 年 6 月 6 日蔵関第 452 号
- 改正 平成 12 年 9 月 11 日蔵関第 741 号
- 改正 平成 13 年 3 月 21 日財関第 191 号
- 改正 平成 13 年 3 月 28 日財関第 253 号
- 改正 平成 13 年 3 月 31 日財関第 265 号
- 改正 平成 13 年 9 月 25 日財関第 782 号
- 改正 平成 15 年 3 月 31 日財関第 346 号
- 改正 平成 15 年 6 月 10 日財関第 597 号
- 改正 平成 15 年 8 月 22 日財関第 888 号
- 改正 平成 15 年 9 月 30 日財関第 1022 号
- 改正 平成 16 年 2 月 10 日財関第 120 号
- 改正 平成 16 年 3 月 19 日財関第 286 号
- 改正 平成 16 年 3 月 26 日財関第 326 号
- 改正 平成 16 年 3 月 31 日財関第 349 号
- 改正 平成 17 年 3 月 31 日財関第 424 号
- 改正 平成 17 年 9 月 27 日財関第 1218 号
- 改正 平成 17 年 12 月 22 日財関第 1649 号
- 改正 平成 18 年 3 月 31 日財関第 395 号
- 改正 平成 18 年 6 月 30 日財関第 794 号
- 改正 平成 18 年 12 月 28 日財関第 1580 号
- 改正 平成 19 年 6 月 29 日財関第 893 号
- 改正 平成 19 年 9 月 27 日財関第 1264 号
- 改正 平成 20 年 3 月 31 日蔵関第 346 号
- 改正 平成 20 年 10 月 9 日財関第 1146 号
- 改正 平成 20 年 12 月 2 日財関第 1413 号
- 改正 平成 21 年 3 月 31 日蔵関第 368 号

標記のことについては、下記のとおり定めたので、平成 11 年 10 月 12 日から、これにより実施されたい。

この場合において、この通達に定めのないものについては、関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）その他関税関係通達の定めるところによる。また、輸出入・港湾関連情報処理システム（以下「海上システム」という。）の具体的な取扱いについては、別

途、海上運送貨物電算関係税関関連業務事森取扱要領を事務連絡により定めることとしたので、これによることとされたい。

なお、この通達の実施に伴い、「海上運送貨物に係る電算関係税関関連業務の取扱いについて」(平成3年9月30日付蔵関第821号)は、廃止する。

記

第1章 外国貿易船等の入出港関係

第1節 入港手続

(入港届の提出等)

- 1 1 船長(関税法(昭和29年法律第61号。以下「法」という。)第26条の規定による船舶の所有者若しくは管理者又はこれらの者若しくは船長の代理人を含む。以下この節において同じ。)が、海上システムを使用して外国貿易船又は特殊船舶(次項において「外国貿易船等」という。)の入港届(転錨届)、船用品目録の提出、旅客及び乗組員に関する事項の報告を行う場合は、船舶の名称、国籍、純トン数等の必要事項を海上システムに入力し、送信することにより行うものとする。

(船舶国籍証書等の確認)

- 1 2 外国貿易船等の入港届(転錨届)提出先の税関官署の監視担当部門(次項において「監視担当部門」という。)は、必要に応じ、海上システムにより提出された入港届と船舶国籍証書又はこれに代わる書類との対査確認を行うとともに、当該対査確認を行った旨を海上システムに入力し、送信するものとする。

(入港届(転錨届)の訂正等)

- 1 3 船長が、この節1 1の規定により行われた入港届(転錨届)の投錨日時、接岸日時又は入港目的の訂正又は取消しを行いたいとする場合には、訂正の内容又は取消しの旨を海上システムに入力し、送信することにより行うものとする。

(運用停止時間帯における旅客又は乗組員に関する事項の報告)

- 1 4 外国貿易船又は特殊船舶の船長が、海上システムを使用して旅客又は乗組員に関する事項の報告を行う場合において、海上システムの運用停止時間帯に旅客又は乗組員に関する事項の報告期限となる場合には、運用停止前に行わせることとする。ただし、これによることができない場合には、運用開始後、直ちに送信させることにより行わせることとする。

第2節 とん税等の納付申告

(とん税等の申告納付)

- 2 1 船長(とん税法(昭和32年法律第37号)第4条第2項及び特別とん税法(昭和32年法律第38号)第4条第2項に規定する船長以外の者を含む。以下この項において同じ。)が、海上システムを使用してとん税及び特別とん税(以下この節において「とん税等」という。)の申告納付を行う場合は、船舶の名称、純トン数、通用すべき

税率等の必要事項を海上システムに入力し、送信することにより行うものとする。なお、船長がマルチペイメントネットワークを利用して電子的に納付する方法（税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成 15 年財務省令第 7 号。以下「税関手続オンライン化省令」という。）第 8 条各号に規定する方法をいう。以下同じ。）によるとん税等の納付を希望するときは、税関手続オンライン化省令第 7 条第 1 項の規定に基づき、当該納付を行いたい旨のコードを海上システムに併せて入力するものとする。

この場合において、とん税等の納付は、次により行うものとする。なお、次のいずれの納付方式による場合も船長に「とん税等納付申告控情報」が併せて配信されるので、当該船長は、「とん税等納付申告控情報」（別紙様式 M - 100 号）を出力することができる。

専用口座振替方式（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和 52 年法律第 54 号。以下「処理法」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき、預金口座のある金融機関に關稅等の納付を委託する方式をいう。以下同じ。）による場合は、海上システムでとん税等の納付が確實であることが確認された場合に、とん税等の税額の引落し処理が行われる。

具体的には、金融機関に「納付書情報（口座）」が配信されるので、これを「納付書」（別紙様式 M 101 号）として出力し、とん税等の口座振替を行うものとする。

直納方式による場合は、船長に「納付書情報（直納）」が配信されるので、これを「納付書」（別紙様式 M 102 号）として出力し、当該納付書によりとん税等の納付を行わせるものとする。

MPN 利用方式（税関手続オンライン化省令第 8 条第 1 号に規定する方法により納付を行う方式をいう。以下同じ。）による場合は、船長に「納付番号通知情報」が配信されるので、海上システムと電気通信回線を通じて通信できるインターネットバンキングや A T M（現金自動預け払い機）等の金融機関のチャネルから、納付情報（収納機関番号、納付番号及び確認番号）を入力し、とん税等の納付を行うものとする。

リアルタイム口座振替方式（税関手続オンライン化省令第 8 条第 2 号に規定する方法により納付を行う方式をいう。以下同じ。）による場合は、海上システムから金融機関に納付情報が送信され、これにより、とん税等の税額の引き落とし処理が行われる。

（とん税等の領収確認）

- 2 2 海上システムによるとん税等の納付申告を直納方式で行った場合は、「領収証書」（別紙様式 M 102 号）をとん税等納付事務を担当する税関官署の監視担当部門に提示するものとする。

また、MPN 利用方式又はリアルタイム口座振替方式で行った場合は、領収証書は交

付されず、当該とん税等を領収した金融機関から、海上システムに対し、電気通信回線を使用して領収済通知情報が送信されるので、当該とん税等の納付の事実の確認は、当該領収済通知情報により海上システムによって行うものとする。

(とん税等納付申告の訂正等)

- 2 3 船長が、この節 2 1 の規定により行われたとん税等の納付申告後、とん税等の納付前において当該申告事項の訂正及び取消しを行う場合は、「NACCS登録情報変更願」により撤回を申し出る旨を海上システムに入力、送信し、監視担当部門においてこれを認めた場合には、当該申告を取消す旨を海上システムに入力し、送信するものとする。

また、当該「NACCS登録情報変更願」については、書面により提出することとして差し支えない。

なお、船長が、改めて申告しようとするときは、この節 2 - 1 の規定による。

第 3 節 貨物の積卸し

(積荷に関する事項の報告等)

- 3 1 船長(法第 26 条の規定による船舶の所有者若しくは管理者又はこれらの者若しくは船長の代理人を含む。以下この節及び次節において同じ。)が、海上システムを使用して積荷に関する事項の報告を行う場合は、その船舶に積載している貨物(旅客又は乗組員の携帯品、郵便物、船用品、船長に託された貨物(託送品)、関税法基本通達 21 1 の八からトまでのいずれかに該当する貨物及び同通達 21 6 の規定により他の外国貿易船に積み替えられる貨物を除く。)の仕出地、仕向地、記号、番号等の必要事項を海上システムに入力し、送信することにより行うものとする。

ただし、託送品については、「積荷目録」(税関様式 C 2030 号)を提出するものとする。

また、次に掲げる貨物については、関税法施行規則(昭和 41 年大蔵省令第 55 号)第 2 条の 2 第 3 項第 2 号の規定により提出を要しない場合を除き、及び に掲げる貨物について、法第 17 条第 1 項後段(外国貿易船の出港手続)の規定により、税関長が提出を求めたときは、「積荷目録」(税関様式 C 2030 号)を提出するものとする。

本邦の他港又は外国の港で船卸しされる積載貨物

本邦の港で積載した輸出貨物及び積戻し貨物

法第 63 条(外国貨物の保税運送)の規定による運送の承認を受けた外国貨物

法第 66 条(内国貨物の運送)の規定による運送の承認を受けた内国貨物

(積荷に関する事項の訂正等)

- 3 2 船長が、船卸しが行われるまでの場合において、前項の規定により行われた積荷に関する事項の追加、訂正又は削除を行いたいとする場合には、あらかじめ積荷に関する事項の報告先の税関官署の監視担当部門に申し出た上で、海上システムを使用して提出時の内容と呼び出し、追加、訂正の内容又は削除の旨を海上システムに入力し、

送信することにより行うものとする。

(仮陸揚の届出)

- 3 3 船長が、海上システムを使用して仮陸揚の届出（関税法基本通達 21 1 の八からトまでのいずれかに該当する貨物及び同通達 21 6の規定により他の外国貿易船に積み替えられる貨物を除く。）をを行う場合は、積荷に関する必要事項の登録に併せて、仮陸揚する旨を入力し、送信することにより行うものとする。

(執務時間外貨物の積卸しの届出)

- 3 5 税関官署の開庁時間（法第 19 条に規定する税関官署の開庁時間をいう。以下同じ。）以外の貨物の積卸しの届出を行う者（以下この項において「届出者」という。）が、海上システムを使用して開庁時間外の貨物の積卸しの届出を行う場合は、船舶の名称、貨物の積卸の別、期間等の必要事項を海上システムに入力し、送信することにより行うものとする。この場合において、届出者に「開庁時間外貨物積卸届情報」が配信されるので、当該届出者は、「開庁時間外貨物積卸届出確認書」（別紙様式 M 103 号）を出力することができる。

(卸コンテナリストの提出)

- 3 6 卸コンテナリストを提出しようとする者（以下この項及び次項において「提出者」という。）が、海上システムを使用して卸コンテナリストの提出を行う場合は、船舶コード、船卸港コード及び船会社コード等を海上システムに入力し、送信すること（以下この項において「卸コンテナ情報登録」という。）により、又はこの節 3 8の規定による船卸確認の登録を行う際に卸コンテナ情報登録を併せて行う旨を入力し、送信することを求めるものとする。この場合において、卸コンテナリストを提出する税関官署の保税取締部門（貨物の取締りを担当する部門をいう。以下同じ。）に「卸コンテナリスト提出情報」が配信されるので、「卸コンテナリスト提出情報」（別紙様式 M 104 号）を出力することができる。また、卸コンテナ情報登録が行われれば直ちに輸入許可となり、提出者に「卸コンテナ輸入許可通知情報」が配信されるので、当該提出者は、「卸コンテナ輸入許可通知書」（別紙様式 M 105 号）を出力することができる。

(卸コンテナリストの訂正等)

- 3 7 提出者が、前項の規定により卸コンテナリストを提出した後、当該リストのコンテナ番号の訂正又は取消しを行いたいとする場合には、あらかじめ、保税取締部門に申し出た上で、次により行うことを求めるものとする。

提出者は、海上貨物システムを使用して、訂正の内容又は取消しの旨を海上システムに入力し、送信するものとする。

上記により訂正又は取消しを行った場合には、保税取締部門に「卸コンテナリスト変更情報」が配信されるので、当該保税取締部門は、「卸コンテナリスト変更情報」（別紙様式 M 106 号）を出力し、また、提出者に「卸コンテナリスト内

容変更通知情報」が配信されるので、当該提出者は、「卸コンテナリスト内容変更通知書」(別紙様式 M 107号)を出力することができる。

なお、当該提出者が改めて提出しようとする場合及び提出済みの卸コンテナリストに存在しないコンテナを追加する場合にあっては、前項の規定により提出することを求めるものとする。

(船卸の確認)

- 3 8 貨物の積卸しを行う者が、海上システムを使用して貨物の船卸確認の登録を行う場合は、コンテナ単位又は船荷証券単位にコンテナ番号、船荷証券番号等の必要事項を海上システムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(船積完了の登録)

- 3 9 貨物の積卸しを行う者が、海上システムを便相して貨物の船積完了登録を行う場合は、船積完了年月日、積載船名等の必要事項を海上システムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(積コンテナリストの提出)

- 3 10 積コンテナリストを提出しようとする者(以下この項及び次項において「提出者」という。)が、海上システムを使用して積コンテナリストの提出を行う場合は、積載予定船舶コード、積出港コード及び保税地域コード等を海上システムに入力し、送信すること(以下この項において「積コンテナ情報登録」という。)により行うことを求めるものとする。この場合において、積コンテナリストの提出を行う税関官署の保税取締部門に「積コンテナリスト提出情報」が配信されるので、「積コンテナリスト提出情報」(別紙様式 M 108号)を出力することができる。また、積コンテナ情報登録が行われれば直ちに輸出許可となり提出者に「積コンテナ輸出許可通知情報」が配信されるので、当該提出者は、「積コンテナ輸出許可通知書」(別紙様式 M 109号)を出力することができる。

(積コンテナ情報の取消し)

- 3 11 提出者が、前項の規定により積コンテナリストを提出した後、当該リストの取消しを行いたいとする場合は、あらかじめ、保税取締部門に申し出た上で、次により行うことを求めるものとする

提出者は、海上システムを使用して、取消しの旨を海上システムに入力し、送信するものとする。

上記により取消しを行った場合には、保税取締部門に「積コンテナリスト変更情報」が配信されるので、「積コンテナリスト変更情報」(別紙様式 M 110号)を出力し、また、提出者に「積コンテナ輸出許可内容変更通知情報」が配信されるので、当該提出者は、「積コンテナ輸出許可内容変更通知書」(別紙様式 M 111号)を出力することができる。

なお、当該提出者が改めて提出しようとするときは、前項の規定により再提出する

ことを求めるものとする。

(船積の確認)

- 3 12 貨物の積卸しを行う者が、海上システムを使用して船積確認を行う場合は、積載船名、積出港名等の必要事項を海上システムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

第4節 出港手続

(出港の許可)

- 4 1 船長が、海上システムを使用して外国貿易船の出港届(転錨届)を提出し、出港の許可を受けようとする場合は、船舶の名称、国籍、純トン数、仕向地、出港の日時等の必要事項を海上システムに入力し、送信することにより行うものとする。この場合において、出港を許可した場合には、船長に「出港許可(転錨届)通知情報」が配信されるので、当該船長は、「出港許可(転錨届受理)通知情報」(別紙様式M 112号)を出力することができる。

なお、船長から特に特殊船舶の出港許可書の交付の申し出があった場合は、上記外国貿易船の出港届に準じ、海上システムにより処理することとして差し支えない。

(出港届(転錨届)の訂正等)

- 4 2 船長が、前項の規定により行われた出港届(転錨届)の許可後に、出港届(転錨届)の出港予定日時の訂正又は取消しを行う場合には、訂正の旨を海上システムに入力し、送信することにより行うものとする。

また、出港許可前において許可の取消しを行う場合には、海上システムに取消しの旨を入力し、送信することにより行うものとする。

第5節 内国貨物運送申告

(内国貨物運送申告)

- 5 1 内国貨物運送申告を行う者(以下この節において「申告者」という。)が、海上システムを使用して内国貨物運送申告を行う場合は、船舶の名称、運送貨物の品名、運送等の必要事項を海上システムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(審査区分選定及び関係書類の出力)

- 5 2 内国貨物運送申告が海上システムにより受理されたときは、海上システムにおいて審査区分の選定処理が行われ、審査区分ごとの処理は、次によるものとする。

審査区分が簡易審査扱い(区分1)となった場合は、申告後直ちに承認となり、申告者に「内国貨物運送承認通知情報」が配信されるので、当該申告者は、「内国貨物運送承認通知書」(別紙様式M 113号)を出力することができる。

審査区分が書類審査扱い(区分2)となった場合は、申告者に「内国貨物運送申告控情報」が配信されるので、当該申告者は、当該申告控情報を「内国貨物運送申告控情報」(別紙様式M-114号)として出力し、当該申告控を沿岸輸送特許通知書等関係書類とともに内国貨物運送申告を行った税関官署の監視担当部門(以下この項

及び次項において「監視担当部門」という。)に(以下この節において「監視担当部門」という。)に提出するものとする。

監視担当部門は、審査終了の登録を行うことにより、内国貨物運送を承認するものとする。

なお、発送確認又は施封が必要なものについては、監視担当部門は、「要確認」又は「要施封」の旨を海上システムに入力し、送信するものとする。

運送が承認された場合、申告者に「内国貨物運送承認通知情報」が配信されるので、当該申告者は、「内国貨物運送承認通知書」を出力することができる。

(内国貨物運送承認前における内国貨物運送申告の訂正又は取消し)

- 5 3 申告者が、この節 5 1 の規定により行われた内国貨物運送申告後、承認前に当該申告事項の訂正又は取消しを行いたいとする場合には、あらかじめ監視担当部門に申し出た上で、次により行うものとする。

申告者は、海上システムを使用して申告時の内容呼び出し、訂正の内容又は取消しの旨を海上システムに入力し、送信するものとする。

上記により訂正を行った場合には、申告者に訂正後の「内国貨物運送申告訂正控情報」が配信される。

なお、申請者は、当該訂正において、この節 5 2 の規定により提出した沿岸輸送特許通知書等関係書類の内容に変更が生じた場合には、改めて当該関係書類を提出するものとする。

監視担当部門は、訂正後の内国貨物運送申告について審査を行い、審査終了の登録を行うことにより、内国貨物運送を承認するものとする。

上記により取消しを行った場合には、申告者に「内国貨物運送申告取消通知情報」が配信される。

(内国貨物運送承認後における内国貨物運送承認の訂正又は取消し)

- 5 4 申告者が、この節 5 1 の規定により行われた内国貨物運送申告に係る承認後に、当該承認事項の訂正又は取消しを行いたいとする場合には、あらかじめ監視担当部門に申し出た上で、次により行うものとする。

申告者は、海上システムを使用して申告時の内容呼び出し、訂正の内容又は取消しの旨を海上システムに入力し、送信するものとする。

上記により訂正を行った場合には、申告者に「内国貨物運送承認訂正・取消控情報」が配信されるので、当該申告に係る審査において、監視担当部門は「内国貨物運送承認訂正・取消控情報」に基づき審査をするものとし、必要に応じて当該申告控等関係書類の提出を求めるものとする。

なお、監視担当部門は、訂正を認めた場合には、審査終了の旨を海上システムに入力し、送信することにより、当該申告者に「内国貨物運送承認訂正通知情報」が配信され、到着地の保税地域に「内国貨物運送承認訂正情報」が配信(訂正が到着

地保税地域コードの場合、訂正前の保税地域に「内国貨物運送到着地取消通知情報」が配信)される。

上記により取消しを行った場合には、申告者に「内国貨物運送承認訂正・取消控情報」が配信されるので、当該申告に係る審査において、監視担当部門は「内国貨物運送承認訂正・取消控情報」に基づき審査をするものとし、必要に応じて当該申告控等関係書類の提出を求めるものとする。

なお、取消しを認めた場合には、審査終了の旨を海上システムに入力し、送信することにより、申告者及び倉主に「内国貨物運送承認取消通知情報」が配信される。

(内国貨物運送承認後における運送期間の延長)

- 5 5 申告者が、この節5 - 1の規定により行われた内国貨物運送申告に係る承認後に、当該運送期間の延長を行いたいとする場合には、あらかじめ監視担当部門に申し出た上で、次により行うものとする。

申告者は、海上システムを使用して申告時の内容呼び出し、運送期間延長の旨を海上システムに入力し、送信するものとする。

上記により運送期間延長申請を行った場合には、申告者に「内国貨物運送期間延長申請控情報」が配信されるので、当該申請に係る審査において監視担当部門は、「内国貨物運送期間延長申請控情報」に基づき審査をするものとし、必要に応じて当該申告控等関係書類の提出を求めるものとする。

なお、運送期間の延長を認めた場合は、審査終了の旨を海上システムに入力し、送信することにより、運送期間の延長を承認し、申告者に「内国貨物運送期間延長承認情報」が配信される。

(発送手続)

- 5 6 海上システムにより内国貨物運送の承認を空けた貨物を発送する場合は、次による。

「内国貨物運送承認通知書」に「要確認」、「要施封」の表示がある場合は、貨物を発送する際に、監視担当部門に「内国貨物運送確認通知書」及びその写し1通(到着証明用)を提出させ、発送の確認又は施封を行い、「内国貨物運送承認通知書」(交付用及び到着証明用)にその旨を記載し、申告者に交付する。

上記以外の貨物を発送する場合は、「内国貨物運送承認通知書」の写しを1通作成させ、到着証明用として運送者に託送させるものとする。

(到着確認)

- 5 7 海上システムにより内国貨物運送の到着確認を行う場合は、次による。

前項の貨物又は異常が認められる貨物が到着した場合は、到着地税関の監視担当部門にその旨を通報させ、必要に応じ施封の確認及び解除又は貨物の確認を行い、到着を確認した場合には、「内国貨物運送承認通知書」(到着証明用)に到着を確認した旨を記載した上で交付し、交付した者に到着確認を受けた旨を海上システムに入力し、送信させるものとする。

上記 以外の貨物が到着した場合は、到着確認を行った者に到着確認を行った旨を海上システムに入力し、送信させるものとする。

「内国貨物運送承認通知書」(到着証明用)の内国貨物運送申告を承認した税関への返送については、省略させて差し支えない。

第6節 不開港出入許可

(不開港出入許可申請)

- 6-1 不開港への出入の許可を受けようとする者(以下この節において「申請者」という。)が海上システムを使用して不開港への出入の許可の申請を行う場合は、不開港の名称、出入しようとする船舶の名称、国籍、純トン数等の必要事項を海上システムに入力し、送信することにより行うものとする。

この場合において、申請者に対して「不開港出入許可申請控情報」(別紙様式M 115号)が配信される。

(不開港出入許可手数料の納付)

- 6 2 申請者が不開港出入許可手数料を納付しようとするときは、納付方法に応じて下記の通り納付するものとする。

収入印紙による納付の場合は、前記 6-1 において配信された「不開港出入許可申請控情報」を出力し、裏面に貼付の上、不開港出入許可申請を担当する税関官署の監視担当部門(以下この項において「監視担当部門」という。)による審査終了の登録を行う前に納付するものとする。

現金による納付の場合は、監視担当部門が審査終了の登録を行う前に納付するものとする。

なお、当該納付については、突発的な入港等やむを得ない理由により申請に及んだ場合であり、かつ日本銀行等における国庫金の受入取扱時間内に許可手数料を納付することができないと認められるときに行うものとする。

(不開港出入許可手数料免除申請)

- 6 3 申請者が、海上システムを使用して不開港出入許可手数料免除申請を行おうとする場合は、不開港出入許可申請に併せて、不開港出入許可手数料の免除を申請する旨を入力し、送信することにより行うものとする。

(不開港出入許可申請の訂正等)

- 6 4 申請者が、この節 6-1 の規定により行われた不開港への出入許可の申請後、不開港出入許可手数料の納付前において当該申請事項の訂正及び取消しを行いたいとする場合は、当該申請者は「NACCS登録情報変更願」により撤回を申し出る旨を海上システムに入力、送信することにより行うものとし、監視担当部門において、これを認めた場合には、当該申請を取消す旨を海上システムに入力し、送信するものとする。

また、当該「NACCS登録情報変更願」については、書面により提出することとして差し支えない。

なお、申請者が、改めて申請しようとするときは、この節 6—1 の規定による。

第 2 章 貨物管理

第 1 節 他所蔵置許可申請等

(他所蔵置の許可の申請)

- 1 1 他所蔵置の許可を受けようとする者 (以下この節において「申請者」という。) が、海上システムを使用して他所蔵置の許可の申請 (以下この節において「他所蔵置許可申請」という。) をしようとする場合は、その許可を受けようとする貨物に係る貨物管理番号及びその貨物を置こうとする場所 (以下「他所蔵置場所」という。) 等必要な事項を海上システムに入力し、送信することにより行いうることができるものとする。

なお、当該貨物について、法第 24 条第 1 項 (指定地外における貨物の積卸し) の規定により指定地外において積卸しをすることの許可を要するものであるときは、当該申請者に指定地外における貨物の積卸しの許可の申請と一括して行わせることができる。

(他所蔵置の許可申請の書類審査及び関係書類の提出等)

- 1 2 海上システムにおいては、前項の規定により他所蔵置許可申請が行われた場合は、申請者に対して「他所蔵置許可申請控情報」が配信される。当該申請に係る審査においては、保税取締部門に配信される「他所蔵置許可申請控情報」に基づき審査をするものとし、必要に応じ他所蔵置場所等の確認のための関係書類により審査するものとする。

なお、当該申請に係る審査が終了した場合は、申請者に次の情報が配信される。

許可した場合

「他所蔵置許可通知情報」が配信されるので、当該申請者は、「他所蔵置許可通知情報」(別紙様式 M 200 号) を出力することができる。

許可しなかった場合

当該申請者に「他所蔵置審査結果通知情報」が配信される。

(書面申請に係る取扱い)

- 1 3 海上システムに参加している保税地域 (以下「システム参加保税地域」という。) の被許可者若しくは届出者又は通関業者その他の海上システムを利用する者が、書面で他所蔵置許可申請をし、当該許可を受けた他所蔵置場所において、海上システムを使用して引き続き輸出入申告等の税関手続を行いたいとする場合には、当該他所蔵置許可申請は当該申請を行う保税取締部門に「他所蔵置許可申請書」(税関様式 C 3000 号) を提出し、当該申請書の余白に当該システム利用者の利用者コード及び当該許可を受けようとする貨物の貨物管理番号を記入することを求めるものとする。この場合において、当該保税取締部門は、当該申請に係る許可をしたときは、速やかに当該貨物に係る当該許可の番号、貨物管理番号等の必要事項を海上システムに入力し、送信することにより他所蔵置場所の登録を行うものとする。

(他所蔵置許可申請の訂正又は取消し)

- 1 4 申請者が、この節 1 1 の規定により行われた他所蔵置許可申請後、許可前に当該申請事項の訂正を行いたいとする場合は、あらかじめ保税取締部門に申し出た上で次により行うことを求めるものとする。

ただし、申請先官署コード及び貨物管理番号は訂正できないので、これらの事項を訂正する場合には、申請を撤回の上、再申請することを求めるものとする。

申請者は、海上システムを使用して申告時の内容呼び出し、訂正の内容又は取消しの旨を海上システムに入力し、送信するものとする。

上記により訂正を行った場合には、申告者に訂正後の「他所蔵置許可申請控情報」が配信される。

また、当該申請の取消しを行いたいとする場合も、当該申請者に「NACCS登録情報変更願」を海上システムに入力、送信することを求め、これを認めた場合には、保税取締部門は、当該申請を取り消す旨を海上システムに入力し、送信するものとする。

(他所蔵置の許可の訂正又は取消し)

- 1 5 申請者が、この節 1 1 の規定により受けた他所蔵置の許可について、当該許可の取消しを行いたいとする場合は、当該申請者に「NACCS登録情報変更願」を海上システムに入力、送信することを求め、これを認めた場合には、保税取締部門は、当該許可を取り消す旨を海上システムに入力し、送信するものとする。

なお、当該申請者が改めて申請しようとするときは、この節 1 1 の規定により再申請することを求めるものとする。

(他所蔵置許可期間の延長)

- 1 6 申請者が、この節 1 1 の規定により受けた他所蔵置の許可後に、他所蔵置期間の延長を行いたいとする場合には、他所蔵置許可期間内(延長又は再延長の期間内である場合を含む。)に限り、申請者は、海上システムを使用して申告時の内容呼び出し、他所蔵置期間延長の内容を海上システムに入力し、送信するものとする。

第2節 見本の一時持出しの許可申請

(見本の一時持出しの許可申請)

- 2 1 見本の一時持出しの許可を受けようとする者(以下この節において「申請者」という。)が、システム参加保税地域又は前節 1 1 若しくは 1 3 の規定による他所蔵置場所(以下「システム参加保税地域等」という。)に置かれている貨物について、海上システムを使用して見本持出許可申請を行う場合は、その許可を受けようとする貨物に係る貨物管理番号等必要な事項を海上システムに入力し、送信することにより行うものとする。

(審査区分選定及び関係書類の提出等)

- 2 2 海上システムにおいては、前項の規定により見本持出許可申請が行われた場合にお

いて、当該申請について審査区分分の選定等の処理が行われ、当該処理の結果が申請者に配信されることとなるが、この場合の取扱いについては、次による。

簡易審査扱い（区分１）となった場合

当該申請が簡易審査扱いに選定されたときは、直ちに許可となり、申請者に「見本持出許可通知情報」が配信されるので、申請者は、「見本持出許可通知情報」（別紙様式 M 201 号）を出力することができる。また、当該許可に係る貨物が置かれているシステム参加保税地域に「見本持出許可貨物情報」が同時に配信される。

なお、税関長が必要と認める場合を除き、当該申請を行った税関官署の保税取締部門への当該通知書の提出は、要しないものとする。

書類審査扱い（区分２）となった場合

当該申請が書類審査扱いに選定されたときは、税関の保税取締部門及び申請者に「見本持出許可申請控情報」が配信されるので、当該申請にかかる審査においては、特に必要と認める場合を除き、当該申請控情報を書面出力する等により審査するものとし、当該申請者から当該申請控等関係書類の税関への提出は要しないものとする。

なお、当該申請に係る審査が終了した場合は、その旨を海上システムに登録し、許可するものとする。この場合において、申請者に「見本持出許可通知情報」が配信されるので、当該申請者は、「見本持出許可通知情報」を出力することができ、また、当該許可に係る貨物が置かれているシステム参加保税地域に「見本持出許可貨物情報」が配信される。

（書面申請に係る取扱い）

- 2 3 申請者が、見本持出許可申請を書面で行おうとする場合は、「見本持出許可申請書」（税関様式 C 3060 号）を当該申請を行う保税取締部門へ提出し、当該申請書の余白に当該貨物の貨物管理番号及び当該貨物が置かれている保税地域のコードを記入することを求めるものとする。この場合において、保税取締部門は、当該申請に係る許可をしたときは、速やかに当該貨物に係る見本持出許可番号等必要な事項を海上システムに入力し、送信することにより「許可・承認等情報登録（保税）」を行うものとする。

（見本の一時持出しの許可申請の訂正又は取消し）

- 2 4 申請者が、この節 2 1（見本の一時持出しの許可申請）の租定により行われた見本持出許可申請後、許可前に当該申請事項の訂正又は取消しを行いたいとする場合は、あらかじめ当該申請者から保税取締部門に申し出た上で、当該申請者に当該申請を取消す旨を海上システムに入力し、送信することを求めるものとする。

なお、当該申請者が改めて申請しようとするときは、この節 2 1 の規定により再申請することを求めるものとする。

（見本の一時持出しの許可の訂正又は取消し）

- 2 5 申請者が、この節 2 1 の規定により行われた見本持出許可申請に係る許可後に、当

該許可事項の訂正又は取消しを行いたいとする場合は、当該申請者は「NACCS登録情報変更願」を海上システムに入力、送信することとし、これを認めた場合には、保税取締部門は、当該許可を取り消す旨を海上システムに入力し、送信するものとする。なお、当該「NACCS登録情報変更願」については、書面により提出することとしても差し支えない。

なお、当該申請者が改めて申請しようとするときは、この節 2 1 の規定により再申請することを求めるものとする。

(見本の一時的持出しに係る搬出確認)

- 2 6 この節 2 1 又は 2 3 の規定により見本持出許可を受けた外国貨物を保税地域から搬出する場合、当該貨物を蔵置しているシステム参加保税地域等の被許可者又は貨物管理者(以下「倉主等」という。)が行う搬出確認は、当該貨物と当該貨物に係る見本持出許可書又はこの節 2 2 (審査区分選定及び関係書類の提出等)の規定により当該システム参加保税地域に配信される「見本持出許可貨物情報」等を対査確認することにより行うものとする。

なお、見本持出許可が海上システムを使用して行われた場今において、倉主等が当該貨物の搬出を確認したときは、速やかに当該貨物に係る見本持出許可申請番号等必要な事項を海上システムに入力し、送信することにより、法第 34 条の 2 に規定する帳簿への当該確認に係る事項の記載とすることができる。

第 3 節 削除

第 4 節 輸出入貨物の搬出入関係

(輸入貨物の搬出入手続)

- 4 1 システム参加保税地域等における輸入貨物(仮陸揚貨物及び積戻し貨物を含む。以下この章において同じ。)の搬出入手続は、次により行うことを求めるものとする。

搬入手続

輸入貨物の搬入確認

輸入貨物をシステム参加保税地域等に搬入する場合に行う倉主等の搬入確認は、当該貨物と当該貨物に係る搬入関係書類(船卸票若しくはこれに代わる書類又は保税運送承認書写し等をいう。以下この章において同じ。)又は当該貨物が海上システムを使用して保税運送の承認がされた場合に、当該システム参加保税地域に配信される「保税運送承認貨物情報」等を対査して、当該貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無を確認することにより行わせるものとする。この場合において、倉主等が当該搬入確認を終了したときは、原則として、速やかに当該貨物に係る貨物管理番号等必要な事項を海上システムに入力し、送信することにより「搬入確認登録」を行わせるものとする。

事故貨物の取扱い

システム参加保税地域等に搬入される外国貨物について、倉主等が外装の破損、

品名の相違、数量の過不足等を発見した場合は、上記により搬入確認登録を行う際に、「事故コード」欄に該当する事故コードを入力することを求めるものとする。

なお、搬入される貨物が搬入関係書類に記載され、又は貨物情報に登録されている品名又は数量と相違している場合、重大な損傷又はこれに準ずる異常がある場合は、搬入確認登録の際に「事故税関通知識別コード」欄に「Z」を入力することを求めるものとする。この場合において、当該保税地域を管轄する税関官署の保税取締部門に「事故貨物通知情報」が配信されるので、当該通知情報の配信を受けた保税取締部門は、立会いにより当該事故貨物の状況を確認する等必要な措置を講じた上で、海上システムに事故貨物の確認の旨を入力し、送信するものとする。

危険貨物等の取扱い

システム参加保税地域等に搬入される外国貨物が麻薬、銃砲刀剣類等の危険貨物等である場合は、倉主等が上記により搬入確認登録を行う際に、「危険貨物等コード」欄に該当する危険貨物等コードを入力し、送信することを求めるものとする。この場合において、危険貨物等の内容に応じ、必要な場合には、保税取締担当部門に「危険貨物等通知情報」が配信されるので、当該配信がされたときは、当該保税取締部門は、立会いにより当該危険貨物等の内容を確認する等必要な措置を講じるものとする。

貨物情報の訂正

システム参加保税地域等において倉主等が事故貨物を発見したときは、当該倉主等に上記により事故貨物情報を入力し、送信させるとともに、事故貨物の内容によっては、海上システムを使用して当該貨物の貨物情報の内容呼び出し、訂正事項の内容を海上システムに入力し、送信することにより「貨物情報訂正」を行わせるものとする。

搬入関係書類の税関への提出の省略

システム参加保税地域等に外国貨物を搬入する際に、倉主等が上記に規定する「搬入確認登録」を行った場合には、当該搬入関係書類の税関への提出を要しないものとする。

搬出手続

輸入貨物の搬出確認

輸入貨物をシステム参加保税地域等から搬出する場合（下記の場合を除く。）に行う倉主等の搬出確認は、当該貨物と当該貨物に係る撤出関係書類（保税地域から出すことにつき必要とされる許吋又は承認等に係る許可書又は承認書等をいう。以下この節において同じ。）又は当該貨物が海上システムを使用して保税運送承認がされた場合に配信される「保税運送承認貨物情報」等を対査して、当該貨

物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無を確認することにより行わせるものとする。この場合において、倉主等が搬出確認を終了したときは、速やかに当該貨物に係る貨物管理番号等必要な事項を海上システムに入力し、送信することにより「搬出確認登録」を行わせるものとする。

海上システムにより輸入許可等を受けた貨物の取扱い

システム参加保税地域等に置かれている外国貨物について、海上システムを使用して輸入許可又は輸入許可前引取承認がされた場合は、海上システムから「輸入許可貨物情報」又は「輸入許可前貨物引取承認貨物情報」が当該保税地域に配信されるので、当該貨物と当該貨物情報とを対査して、当該貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無を確認することにより行わせるものとする。

なお、システム参加保税地域等から当該貨物が搬出される場合は、倉主等が当該貨物の貨主又はこれに代わる者からの輸入許可書又は輸入許可前引取承認書の提出を求めることは要しないが、当該貨物に係る「輸入許可貨物情報」等海上システムから配信される貨物情報により確認させる等適宜の方法により誤搬出のないよう努めさせるものとする。この場合において、輸入許可済のコンテナを除き、「搬出確認登録」は要しないので、留意する。

(輸出貨物の搬出入手続)

- 4 2 システム参加保税地域等における輸出しようとする貨物(以下この章において「輸出未通関貨物」という。)積出し貨物及び輸出の許可を受けた貨物(以下この章において「輸出許可済貨物」という。)の搬出入手続は、次により行うものとする。

搬入手続

輸出未通関貨物又は輸出許可済貨物をシステム参加保税地域等に搬入する場合に行う倉主等の搬入確認は、当該貨物と当該貨物に係る搬入関係伝票又は通関業者が輸出未通関貨物に係る品名、個数、記号、番号等の必要事項の海上システムへの入力及び送信(以下この項において「輸出貨物情報登録」という。)をしたときに当該システム参加保税地域等に配信される「輸出貨物登録情報」等を対査して、当該貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無を確認することにより行わせるものとする。この場合において、倉主等が搬入確認を終了したときは、原則として、速やかに当該貨物に係る輸出管理番号等必要な事項を入力し、送信することにより「搬入確認登録」を行わせるものとする。

なお、搬入確認を行った輸出未通関貨物について、通関業者による「輸出貨物情報登録」が行われていない場合は、通関業者が当該登録を行った後、速やかに当該貨物に係る輸出管理番号等必要な事項を入力し、送信することにより「搬入確認登録(輸出未通関)」を行わせるものとする。

また、システム参加保税地域等に搬入される輸出未通関貨物又は輸出許可済貨物が事故貨物又は危険貨物等である場合は、前項 から までの規定に準じて取り

扱うものとする。

搬出手続

輸出許可済貨物をシステム参加保税地域等から搬出する場合に行う倉主等の搬出確認は、当該貨物と当該貨物に係る搬出関係書類又は当該貨物が海上システムを使用して輸出許可がされた場合に、当該システム参加保税地域等に配信される「輸出許可貨物情報」等を対査して、当該貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無を確認することにより行うものとする。この場合において、倉主等が搬出確認を終了したときは、速やかに当該貨物に係る輸出管理番号等必要な事項を海上システムに入力し、送信することにより「搬出確認登録」（「バンニング情報登録」又は「船積情報登録」を含む。）を行うものとする。

なお、輸出未通関貨物を輸出の許可を受けることなくシステム参加保税地域等から引き取る場合は、「搬出確認登録（貨物引取り）」を行うこととなるので、留意する。

（搬出関係書類の保存の省略）

- 4 3 倉主等が次節 5 1 の取扱いによる帳簿を保存している場合には、関税法基本通達 34 の 2 1 イの規定による搬出関係書類の保存を要しないものとする。

また、海上システムから配信される「輸入許可貨物情報」等の貨物情報についても、同様とする。

（長期蔵置貨物報告書の提出の省略）

4 4 関税法基本通達 34 の 2 1 ロの規定によりが提出することとなっている「長期蔵置貨物報告書（税関様式 C 3030 号）」については、税関の保税取締部門において、海上システムから配信される「長期蔵置貨物情報」により貨物の蔵置状況の確認に支障がないと認める場合には、当該報告書の提出を省略することとして差し支えないものとする。この場合において、税関が必要と認める場合には、当該長期蔵置貨物情報を該当するシステム参加保税地域の倉主等に送付し、長期蔵置貨物の蔵置状況について調査、確認し、必要な措置を講じることを求めるものとする。

第 5 節 保税台帳関係

（システム参加保税地域における帳簿の取扱い）

- 5 1 システム参加保税地域における帳簿の取扱いは、次による。

海上システムを使用して許可、承認等がされた貨物（下記 の貨物を除く。）に係る帳簿の取扱い

海上システムを使用して許可、承認等がされた貨物に係る帳簿の取扱い

海上システムから配信される民間管理資料（「G01.輸入貨物搬出入データ」、「G02.輸出貨物搬出入データ」及び「G05.貨物取扱等一覧データ」に限る。以下この節において同じ。）を下記 の方法により保存することで、これを帳簿と認めて差し支えないものとする。

なお、海上システムから配信される「輸入許可貨物情報」等の貨物情報を自社システムで整理したものを保存する場合も同様とする。

第7章に規定する汎用申請等により税関手続が行われた貨物に係る帳簿の取扱い

許可、承認又は届出が第7章に規定する汎用申請等により行われた場合は、民間管理資料に反映されないため、別途帳簿を設け、必要事項を記載するものとする。ただし、配信された民間管理資料に必要事項を追記した上で、これを上記により帳簿として保存する場合は、この限りでない。

上記 以外の貨物に係る帳簿の取扱い

別途帳簿を設け、必要事項を記載するものとする。ただし、配信された民間管理資料に必要事項を追記した上で、これを上記 により帳簿として保存する場合は、この限りでない。

帳簿の保存方法

電磁的記録による保存

上記 の帳簿について、電磁的記録（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法件（平成16年法律第149号）第2条第4号に規定する「電磁的記録」をいう。以下この節において同じ。）により保存する場合は、関税法基本通達34の2 4（電磁的記録による帳簿の保存）に準ずる。

この場合において、海上システムより配信される民間管理資料を、そのままの形式（CSV方式）で電磁的記録に保存することとして差し支えないものとするが、税関が必要と認める場合には、整然とした表形式で見読できることとする。

書面による保存

上記 の帳簿を書面により保存する場合は、整然とした表で保存させるものとする。

保存期間

帳簿は、記載すべき事項が生じた日から起算して2年を経過する日までの間（その間に当該帳簿について保税業務検査を受けた場合にあっては、当該保税業務検査を受けた日までの間）（法第51条第1項に規定する承認を受けた者にあっては5年を経過する日までの間）保存させるものとする。

第6節 貨物取扱い関係

（他所蔵置場所における貨物取扱いの届出）

- 6 1 この章第1節1 1又は1 3の規定による他所蔵置場所に置かれている貨物について、海上システムを使用して貨物取扱いの届出を行おうとする場合は、その届出を行おうとする貨物に係る貨物管理番号等必要な事項を海上システムに入力し、送信することにより行うものとする。この場合において、当該貨物の取扱いの内容に応じて、「貨物取扱届情報」が当該届出を行った保税取締部門に配信されるので、必要に応じ、「貨

物取扱届（内容点検）情報」（別紙様式M 202号）、「貨物取扱届（改装・仕分け）情報」（別紙様式M 203号）又は「貨物取扱届（仕合せ）情報」（別紙様式M 204号）を出力するものとする。

（貨物取扱いの許可申請）

- 6 2 貨物取扱いの許可を受けようとする者（以下この節において「申請者」という。）が、システム参加保税地域に置かれている貨物について、海上システムを使用して貨物取扱いの許可申請を行おうとする場合は、その許可を受けようとする貨物に係る貨物管理番号等必要な事項を海上システムに入力し、送信することにより行うものとする。

（審査区分選定及び関係書数の提出等）

- 6 3 海上システムにおいては、前項の規定により貨物取扱許可申請が行われた場合において、当該申請について審査区分の選定等の処理が行われ、当該処理の結果が申請者に配信されることとなるが、この場合の取扱いについては、次による。

簡易審査扱い（区分1）となった場合

当該申請が簡易審査扱いに選定されたときは、直ちに許可となり、申請者に「貨物取扱許可通知情報」が配信される。また、当該許可に係る貨物が置かれているシステム参加保税地域に「貨物取扱許可貨物情報」が同時に配信される。

なお、税関長が必要と認める場合を除き、当該申請を行った保税取締部門への当該通知書の提出は要しないものとする。

書類審査扱い（区分2）となった場合

当該申請が書類審査扱いに選定されたときは、税関の保税取締部門及び申請者に「貨物取扱許可申請控情報」が配信されるので、当該申請にかかる審査において、特に必要と認める場合を除き、当該申請控情報を書面出力する等により審査するものとし、当該申請者から当該申請控等関係書類の税関への提出は要しないものとする。

なお、当該申請に係る審査が終了した場合は、その旨を海上システムに登録し、許可するものとする。この場合において、申請者に「貨物取扱許可通知情報」が配信されるので、当該申請者は、「貨物取扱許可通知情報」を出力することができ、また、当該許可に係る貨物が置かれているシステム参加保税地域に「貨物取扱許可貨物情報」が配信される。

（書面申請に係る取扱い）

- 6 4 申請者が貨物取扱許可申請を書面で行おうとする場合は、「貨物取扱い許可申請書」（税関様式C 3110号）を当該申請を行う税関官署の保税担当部門へ提出することにより行うこととし、当該申請書の余白に当該貨物の貨物管理番号及び当該貨物が置かれている保税地域のコードを記入するものとする。この場合において、当該保税担当部門は、当該申請に係る許可をしたときは、速やかに当該貨物に係る貨物取扱許可番号等必要な事項を海上システムに入力し、送信することにより「許可・承認等情報登

録（保税）」を行うものとする。

（貨物取扱いの許可申請の訂正又は取消し）

- 6 5 申請者が、この節 6 2 の規定により行われた貨物取扱許可申請に係る許可後に、当該許可事項の訂正又は取消しを行いたいとする場合は、当該申請者は「NACCS 登録情報変更願」を海上システムに入力、送信することとし、これを認めた場合には、保税担当部門は、当該許可を取り消す旨を海上システムに入力し、送信するものとする。なお、当該「NACCS 登録情報変更願」については、書面により提出することとしても差し支えない。

また、当該申請者が改めて申請しようとするときは、この節 6 2 の規定により再申請することを求めるものとする。

（貨物取扱いの許可の訂正又は取消し）

- 6 6 申請者が、この節 6 2（貨物取扱いの許可申請）の規定により行われた貨物取扱許可申請に係る許可後に、当該許可事項の訂正又は取消しを行いたいとする場合は、当該申請者から「NACCS 登録情報変更願」に「貨物取扱許可通知書」を添えて保税取締部門に提出することを求めるものとし、これを認めた場合には、保税取締部門は、当該許可を取り消す旨を海上システムに入力し、送信するものとする。

なお、当該申請者が改めて申請しようとするときは、この節 6 2 の規定により再申請することを求めるものとする。

（貨物取扱いの確認）

- 6-7 この節 6 2 又は 6 4 の規定により貨物取扱いの許可がされた場合に行う倉主等の貨物取扱いの確認は、当該貨物と当該貨物に係る貨物取扱許可書又はこの節 6 3（の規定により当該システム参加保税地域に配信される「貨物取扱許可貨物情報」等を対査確認することにより行うものとする。

なお、貨物取扱いの許可が海上システムを使用して行われた場合において、倉主等が当該貨物に係る取扱作業の終了を確認したときは、速やかに当該貨物に係る貨物取扱許可申請番号等必要な事項を海上システムに入力し、登録することにより貨物取扱結果の通知を行うものとする。

第 3 章 保税運送関係

第 1 節 保税運送申告等

（保税運送の申告）

- 1 1 保税運送申告を行う者（以下この節において「申告者」という。）が、海上システムを使用して当該申告を行う場合は、その承認を受けようとする貨物の貨物管理番号等必要な事項を海上システムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。

（審査区分選定及び関係書類の提出等）

- 1 2 海上システムにおいては、前項の規定により保税運送申告が行われた場合において、

当該申告について審査区分の選定等の処理が行われ、当該処理の結果が申告者に配信されることとなるが、この場合の取扱いについては、次によるものとする。

なお、申告控等関係書類の税関への提出に当たっては、便宜、ファクシミリ送信によることを認めても差し支えない。

簡易審査扱い（区分１）となった場合

当該申告が簡易審査扱いに選定されたときは、直ちに承認となり、申告者に「保税運送承認通知情報」が配信されるので、当該申告者は、「保税運送承認通知書（運送目録兼用）」（別紙様式 M 205 号）を出力することができる。

なお、税関長が必要と認める場合を除き、当該申告に係る関係書類の税関への提出は、要しないものとする。

書類審査扱い（区分２）となった場合

当該申告が書類審査扱いに選定されたときは、申告者に「保税運送申告控情報」が配信される。

なお、原則として、「保税運送申告控」（別紙様式 M 206 号）関係書類の税関への提出は要しないものとする。ただし、当該申告に係る審査に当たって、品名、個数等の確認その他の理由により、申告者から関係書類の提出を求める必要があると認められるときは、その旨を電話連絡等により申告者に通知するものとする。

（運送承認の通知等）

- 1 3 保税取締部門は、書類審査扱いとなった保税運送申告について審査を行い、審査終了の登録を行うことにより、保税運送を承認するものとする。

なお、発送確認又は施封が必要なものについては、「要確認」又は「要施封」の旨を海上システムに入力し、送信するものとする。

運送が承認された場合、申告者に「保税運送承認通知情報」が配信されるので、当該申告者は、「保税運送承認通知書（運送目録兼用）」を出力することができる。

（書面申告に係る取扱い）

- 1 4 保税運送申告を書面で行おうとする場合は、「外国貨物運送申告書（目録兼用）」（税関様式 C 4000 号）を保税取締部門に提出することにより行うこととし、当該申告書の備考欄に当該貨物の貨物管理番号、当該貨物が置かれている保税地域のコード及び運送先の保税地域のコードを記入することを求めるものとする。

（保税運送承認前における保税運送申告の訂正又は取消し）

- 1 5 申告者が、この節 1 1 の規定により行われた保税運送申告後、承認前に当該申告事項の訂正又は撤回を行いたいとする場合には、あらかじめ保税取締部門に申し出た上で、次により行うことを求めるものとする。ただし、申告官署コード、申告者コード、申告者名、発送地コード及び発送地名の訂正はできないため、当該申告を撤回の上、再申告することを求めることとなるので、留意する。

申告者は、海上システムを使用して申告時の内容呼び出し、訂正の内容又は取

消しの旨を海上システムに入力し、送信するものとする。

上記により訂正を行った場合には、申告者に訂正後の「保税運送申告控情報」が配信される。

また、上記により取消しを行った場合には、申告者に「保税運送申告取消通知情報」が配信される。

(保税運送承認後における保税運送承認の訂正又は取消し)

- 1 6 申告者が、この節 1 1 の規定により行われた保税運送申告に係る承認後に、当該承認事項の訂正又は取消しを行いたいとする場合には、あらかじめ保税取締部門に申し出た上で、次により行うものとする。

申告者は、海上システムを使用して申告時の内容呼び出し、訂正の内容又は取消しの旨を海上システムに入力し、送信するものとする。

上記により訂正を行った場合には、申告者に「保税運送承認訂正・取消控情報」(別紙様式M 207号)が配信されるので、当該申告に係る審査において保税取締部門は「保税運送承認訂正・取消控情報」に基づき審査を行うものとし、税関が必要と認める場合を除き、当該申告者から当該申告控等関係書類の税関への提出は要しないものとする。

保税取締部門は、訂正を認めた場合は、審査終了の旨を海上システムに入力し、送信することにより、申告者には「保税運送承認訂正通知情報」が配信され、倉主には、「保税運送承認訂正貨物情報」が配信(訂正が到着地コードの場合、訂正前の到着地のCY又は保税蔵置場に「到着地取消通知情報」が配信)される。

また、上記により取消しを行った場合には、申告者に「保税運送承認訂正・取消控情報」が配信されるので、当該申告に係る審査において保税取締部門は、「保税運送承認訂正・取消控情報」(別紙様式M 207号)に基づき審査するものとし、税関が必要と認める場合を除き、当該申告者から当該申告控等関係書類の税関への提出は要しないものとする。

保税取締部門は、取消しを認めた場合は、審査終了の旨を海上システムに入力し、送信することにより、申告者及び倉主等に「保税運送承認取消通知情報」が配信される。

(保税運送承認後における運送期間の延長)

- 1 7 申請者が、この節 1 1 の規定により行われた保税運送申告に係る承認後に、運送期間の延長を行いたいとする場合には、運送期間内に限り、あらかじめ保税取締部門に申し出た上で、次により行うものとする。

申告者は、海上システムを使用して申告時の内容呼び出し、運送期間延長の旨を海上システムに入力し、送信するものとする。

上記により運送期間延長申請を行った場合には、申請者に「運送期間延長申請控情報」が配信されるので、当該申請に係る審査において保税取締部門は、「運送期

間延長申請控情報」(別紙様式M 208号)に基づき審査をするものとし、税関が必要と認める場合を除き、当該申請者から当該申請控等関係書類の税関への提出は要しないものとする。

保税取締部門は、運送期間の延長を認めた場合は、審査終了の旨を海上システムに入力し、送信することにより、申請者には、「運送期間延長承認通知情報」が配信され、倉主には、「運送期間延長承認貨物情報」が配信される。

第2節 保税運送申告等に係る貨物の発送手続及び到着確認

(保税運送貨物の発送手続)

- 2 1 海上システムにより保税運送の承認がされた貨物を発送する場合の手続は、次による。

発送地及び到着地がシステム参加保税地域等である場合

「保税運送承認通知書(運送目録兼用)」に「要確認」又は「要施封」の表示がある場合には、貨物を発送する際に、保税取締部門に当該貨物と「保税運送承認通知書(運送目録兼用)」を提出することを求めるものとし、その貨物について発送の確認又は施封するものとする。

なお、上記以外の貨物を運送する場合には、税関が特に指示した場合を除き、当該通知書の携行を要しないものとする。

また、貨物を発送する際に発送地の倉主等が行う搬出手続は、前章第4節4 1(貨物の搬出手続)の規定により行うことを求めるものとする。

その他の場合

貨物を運送する場合には、「保税運送承認通知書(運送目録兼用)(関税法基本通達34の2 1(保税地域における事務処理)に規定するファクシミリ送信された書類を含む。)」を携行させるものとする。

なお、「保税運送承認通知書(運送目録兼用)」に「要確認」又は「要施封」の表示がある貨物の発送に当たっては、上記の規定に準ずるものとする。

また、貨物を発送する際に発送地の倉主等が行う搬出手続は、関税法基本通達34の2 1(保税地域における事務処理)の口の規定に準じて行わせるものとする。

(保税運送貨物の到着確認)

- 2 2 海上システムにより保税運送の承認がされた貨物が到着した場合の確認は、次による。

到着地がシステム参加保税地域等である場合

貨物が運送先に到着したときに倉主等が行う搬入手続は、前章第4節4 1の規定により行うことを求めるものとする。

到着地がシステム不参加保税地域等である場合

貨物が運送先に到着したときの倉主等が行う搬入手続及び税関が行う到着確認は、関税法基本通達63 13の規定に準じて取扱うものとする。この場合において、「保

税運送承認通知書（運送目録兼用）」の提出に関しては、同通達 63 14 の規定にかかわらず、到着地税関に提出するものとし、発送地税関への提出を要しないこととする。ただし、到着地税関が海上システム対象官署でない場合には、当該到着地税関において到着確認を受けた上で、発送地税関に提出提出することを求めるものとする。

なお、当該書類の提出を受けた税関は、当該貨物の到着確認に係る保税運送申告番号等必要な事項を海上システムに入力し、送信することにより到着確認情報を登録するものとする。

第 3 節 包括保税運送申告等

（包括保税運送の申告）

- 3 1 包括保税運送申告を行う者（以下この節において「申告者」という。）が、海上システムを使用して当該申告を行う場合は、承認期間終了予定日等必要な事項を海上システムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

（審査区分の選定及び関係書類の提出等）

- 3 2 海上システムにおいては、前項の規定により包括保税運送申告が行われた場合において、当該申告について審査区分の選定等の処理が行われ、当該処理の結果が申告者に配信されることとなるが、この場合の取扱いについては、次による。

簡易審査扱い（区分 1）となった場合

当該申告が簡易審査扱いに選定されたときは、直ちに承認となり、申告者に「包括保税運送承認通知情報」が配信されるので、当該申告者は、「包括保税運送承認通知書」を出力することができる。

なお、税関長が必要と認める場合を除き、当該申告に係る関係書類の税関への提出は要しないものとする。

書類審査扱い（区分 2）となった場合

当該申告が書類審査扱いに選定されたときは、申告者に「包括保税運送申告控情報」が配信されるので、当該申告者に当該申告控情報を「包括保税運送申告控」（別紙様式 M 209 号）として出力することを求め、当該申告控等関係書類を保税取締部門に提出することを求めるものとする。

（運送承認の通知等）

- 3 3 保税取締部門は、書類審査扱いとなった包括保税運送申告について審査を行い、審査終了の登録を行うことにより、包括保税運送を承認するものとする。当該承認がされた場合、申告者に「包括保税運送承認通知情報」が配信されるので、当該申告者は、「包括保税運送承認通知書」を出力することができる。

（包括保税運送承認前における包括保税運送申告の撤回）

- 3 4 申包括保税運送申告後の申告内容の訂正はできないので、申告内容の訂正が必要となった場合は、申告の撤回を行い、改めて申告を行う。

申告の撤回を必要とする場合は、「NACCS登録情報変更願」に撤回が必要な旨、包括保税運送申告番号及び事由等、必要事項を記入の上、包括保税運送申告控又は包括保税運送承認通知書を添付して、保税取締部門に提出することを求めるものとする。

なお、「NACCS登録情報変更願」の提出は、海上システム（汎用申請関係手続）を使用し行うこともできるが、この場合には包括保税運送申告控又は包括保税運送承認通知書の添付を要しない。

保税取締部門は、申告の撤回を認めた場合にその旨を海上システムに入力し、送信するものとする。

（包括保税運送承認後における包括保税運送承認の取消し）

- 3 5 申告者が、この節 3 1 の規定により行われた包括保税運送申告に係る承認後に、当該承認事項の取消しを行いたいとする場合は、当該申告者に「NACCS登録情報変更願」を海上システムに入力、送信することを求めるものとし、これを認めた場合には、保税取締部門は、取消しの旨を海上システムに入力し、送信するものとする。

なお、当該申告者が改めて申告をしようとするときは、この節 3 1 の規定により再申告することを求めるものとする。

（個別運送の登録）

- 3 6 申告者が、海上システムを使用して行われた包括保税運送承認に基づく貨物の運送（以下この節及び次節において「個別運送」という。）を行う場合は、運送しようとする貨物の貨物管理番号等を海上システムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

（個別運送の受付通知）

- 3 7 前項の規定により登録された個別運送が、海上システムにより受け付けられた場合には、申告者及び倉主等に「個別運送受付情報」が配信されるので、これらの者は、「個別運送受付情報」（別紙様式 M 210 号）を出力することができる。

（個別運送の訂正又は取消し）

- 3 8 申告者が、前項の規定により個別運送が受け付けられた後、当該運送に係る事項について訂正又は取消しを行う場合には、次により行うことを求めるものとする。

申告者は、海上システムを使用して受け付けられた個別運送の内容を呼び出し、訂正の内容又は取消しの旨を海上システムに入力し、送信するものとする。

上記 により訂正を行った場合には、申告者及び倉主等に「個別運送訂正受付情報」が配信されるので、「個別運送訂正受付情報」（別紙様式 M 211 号）を出力することができる。

また、上記 により取消しを行った場合には、申告者及び倉主等に「個別運送取消通知情報」が配信される。

第 4 節 個別運送に係る貨物の発送手続及び到着確認

（個別運送貨物の発送手続）

- 4 1 海上システムを使用して個別運送が行われる場合の発送手続等については、次による。

到着地がシステム参加保税地域等である場合

貨物を運送する場合には、税関が特に指示をした場合を除き、「個別運送受付情報（関税法基本通達 34 の 2 1（保税地域における事務処理）に規定するファクシミリ送信された書類を含む。以下この項において同じ。）」の携行を要しないものとする。

なお、貨物を発送する際に発送地の倉主等が行う搬出手続は、前章第 4 節 4 1（貨物の搬出手続）の規定により行わせるものとする。

到着地がシステム参加保税地域等でない場合

貨物を運送する場合には、「個別運送受付情報」を携行させるものとする。なお、貨物を発送する際に発送地の倉主等が行う搬出手続は、関税法基本通達 63 24（包括保税運送貨物を運送する際の手続等）の規定に準じて行わせるものとする。

（個別運送貨物の到着確認）

- 4 2 海上システムを使用して個別運送が行われた場合の到着確認は、次による。

到着地がシステム参加保税地域等である場合

貨物が到着した際に到着地の倉主等が行う搬入手続は、前章第 4 節 4 1 の規定により行うことを求めるものとする。

到着地がシステム参加保税地域等でない場合

貨物が到着した際に到着地の倉主等が行う搬入手続は、関税法基本通達 63 24 の規定に準じて行うものとする。なお、到着地がシステムに参加していない場合は、この節 3 7 の規定より出力された「個別運送受付情報」（別紙様式 M 210 号）又は送り状（関税法基本通達 63 24 にいう送り状をいう。）の税関への提出後、税関職員が当該貨物の到着確認に係る保税運送申告番号等必要な事項を海上システムに入力し、送信することにより、システムでの後続業務が利用可能となる。

第 5 節 特定保税運送の登録等

（特定保税運送の登録）

- 5 1 特定保税運送者（法第 63 条の 2 第 1 項の「特定保税運送者」をいう。以下この節及び次節において同じ。）が、海上システムを使用して特定保税運送（同項の「特定保税運送」をいう。以下この節及び次節において同じ。）を行う場合は、運送しようとする貨物の貨物管理番号等を海上システムに入力し、送信することにより行うものとする。

（特定保税運送の受付通知）

- 5 2 前項の規定により登録された特定保税運送が、海上システムにより受け付けられた場合には、特定保税運送者及び倉主等に「特定保税運送受付情報」が配信されるので、これらの者は、「特定保税運送受付情報」（別紙様式 M 212 号）を出力することができる。

（特定保税運送の訂正又は取消し）

- 5 3 特定保税運送者が、前項の規定により個別運送が受け付けられた後、当該運送に係る事項について訂正又は取消しを行う場合には、次により行うものとする。

特定保税運送者は、海上システムを使用して受け付けられた特定保税運送の内容を呼び出し、訂正の内容又は取消しの旨を海上システムに入力し、送信するものとする。

上記により訂正を行った場合には、特定保税運送者及び倉主等に「特定保税運送訂正受付情報」が配信されるので、「特定保税運送訂正受付情報」(別紙様式 M 213 号)を出力することができる。

また、上記により取消しを行った場合には、特定保税運送者及び倉主等に「個別運送取消通知情報」が配信される。

第 6 節 特定保税運送の個別運送に係る貨物の発送手続及び到着確認

(特定保税運送貨物の発送手続)

- 6 1 海上システムを使用して特定保税運送が行われる場合の発送手続等については、税関が特に指示をした場合を除き、「特定保税運送受付情報(関税法基本通達 34 の 2 1 に規定するファクシミリ送信された書類を含む。以下この項において同じ。)」の携行を要しないものとする。

なお、貨物を発送する際に発送地の倉主等が行う搬出手続は、前章第 4 節 4 1 の規定により行うものとする。

(個別運送貨物の到着確認)

- 6 2 海上システムを使用して特定保税運送が行われた場合の到着確認として貨物が到着した際に到着地の倉主等が行う搬入手続は、前章第 4 節 4 1 の規定により行うものとする。

第 4 章 輸出通関関係

第 1 節 輸出申告

(輸出申告事項の登録)

- 1 1 輸出申告(法第 67 条の 3 第 2 項に規定する特定輸出申告、特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告を除く。この節及び次節において同じ。)を行う者及びその代理人である通関業者(以下この節及び次節において「通関業者等」という。)が海上システムを使用して輸出申告を行う場合は、当該申告に先立ち、「輸出申告事項登録」業務により申告者名、数量、価格等の必要事項を海上システムに入力し、又は「輸出申告事項呼出し」業務により輸出申告事項の登録に必要な事項を呼び出した上で、輸出申告事項の登録を行うものとする。

(輸出申告)

- 1 2 通関業者等が海上システムを使用して輸出申告を行う場合は、前項の規定により登録された輸出事項について通関業者等に出力される応答画面の内容を確認して再送信することにより、又は事前に行われた輸出申告事項登録を利用して、これに申告等番

号を入力し、送信することにより行うものとする。

ただし、いずれの場合においても、通関業者が輸出申告を行う場合には、処理法第5条の規定に基づき、あらかじめ通関士が応答画面又は入力控により申告内容を審査した上で、輸出申告を行わなければならないので留意する。

なお、輸出申告事項登録済みのものについては、貨物が保税地域に未搬入であっても輸出申告の入力をしておくことにより、倉主等による搬入確認の登録をもって自動的に輸出申告を行わせることができ、また、税関官署の開庁時間外に輸出申告の入力をしておくことにより、税関官署の翌開庁時に自動的に輸出申告を行うことができるものとする。

(審査区分選定及び関係情報の配信)

- 1 3 海上システムにおいては、前項の輸出申告が行われた場合において、当該輸出申告について審査区分の選定等の処理を行い、通関業者等に「輸出申告控情報」が配信される。

なお、この場合、審査区分が簡易審査扱い(区分1)となった輸出申告については、輸出申告後直ちに輸出許可となり、「輸出許可通知情報」が配信される。

(輸出申告時の提出書類等の提出)

- 1 4 輸出申告が海上システムにより受理され、通関業者等に「輸出申告控情報」(簡易審査扱いの場合は「輸出許可通知情報」。以下この節において同じ。)が配信されたときは、当該配信された情報の輸出申告に係る仕入書(第10節により仕入書を提出している場合を除く。)又はこれに代わる書類その他必要な書類(以下この章において「添付書類等」という。)に輸出申告番号等を付記して、次に定めるところにより、輸出申告を行った税関官署の通関担当部門(以下この章において「通関担当部門」という。)に提出することを求めるものとする。

提出期限

輸出申告の日から3日以内(期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、同日の翌日までとする。)

提出書類

関税法その他関税に関する法令の規定により、輸出申告に際して税関に提出すべきものとされている添付書類等

(検査等の指定)

- 1 5 通関担当部門又は前記1 2(輸出申告)の規定により行われた輸出申告に係る貨物の検査を行う検査担当部門(以下この節において「検査担当部門」という。)は、審査区分が検査扱い(区分3)となった輸出申告については、現場検査(関税法基本通達67 1 7の に規定する事前検査を含む。)検査場検査(大型X線による検査を含む。)見本検査(他法令の該非の確認、統計品目分類、知的財産侵害物品の認定等輸出貨物についての適正な審査を行うための見本確認(従来、通関担当部門が行っていた貨物

の見本検査のことをいう。)をいう。以下この項において同じ。) 本船検査又はふ中検査(貨物確認(他法令の該非の確認、統計品目分類、知的財産侵害物品の認定等輸出貨物についての適正な審査を行うため、従来、通関担当部門が行っていた貨物の検査のことをいう。)を含む。以下この項及びこの節1-7において同じ。)のいずれかに指定するものとする。現場検査、本船検査又はふ中検査に指定したものについては、海上システムを通じてその旨が通関業者等に通知される。また、検査場検査又は見本検査に指定したものについては「検査指定情報」が、通関業者等に配信されるので、これを「検査指定票(運搬・倉主等用)」(別紙様式M-300号)として出力し、検査指定貨物に係る蔵置場所と税関検査場間の運搬等に利用するものとする。

なお、倉主等には「検査指定情報」が配信されるので、当該倉主等においても、必要に応じ当該情報を「検査指定票(倉主等用)」として出力し、利用することができる。

(輸出申告の訂正)

- 1-6 輸出申告を行った通関業者等が当該申告の後、当該申告に係る輸出の許可までの間に申告内容を訂正しようとする場合には、あらかじめ当該通関業者等から通関担当部門へ訂正についての申出を行った後、次により取り扱うものとする。ただし、輸出者コード、輸出者名及び申告種別コード等は訂正できないので、これらの事項を訂正する場合には、輸出申告を撤回の上、再度、輸出申告をするものとする。

通関業者等に、海上システムにより輸出申告において申告した事項及び訂正を必要とする事項を入力して送信することにより訂正登録を行い、応答画面の内容を確認して送信又は事前に輸出申告の変更登録をした情報を利用して必要事項を入力し、送信して行うものとする。

なお、通関業者が訂正登録を行う場合には、処理法第5条の規定に基づき、あらかじめ通関士が訂正内容を審査した上で訂正登録を行わなければならないので留意する。

上記の変更の登録に係る海上システムの処理の結果、当該変更事項が登録されたときは、通関業者等に訂正後の情報に基づく「輸出申告変更控情報」が配信される。

上記により通関業者等に「輸出申告変更控情報」が配信された場合は、当該配信された情報の輸出申告内容の訂正に係る添付書類等に、訂正登録後の輸出申告番号等を付記して、直ちに通関担当部門に提出することを求めるものとする。

(輸出許可の通知)

- 1-7 通関担当部門(あらかじめ通関担当部門から依頼を受けている場合は検査担当部門)は、海上システムを使用して行われた輸出申告について、審査及びその申告に係る貨物についての必要な検査を行った上貨物の輸出を許可しようとするときは、海上システムを通じて輸出申告審査終了の登録を行うことにより輸出を許可し、海上システムを通じてその旨を通関業者等に通知する。

なお、この場合において当該許可に併せて保税運送の承認をするときは、その運送期間の開始日及び終了日が海上システムにより自動的に払い出される。

第2節 輸出許可後の訂正

(輸出許可内容変更の申請)

- 2 1 通関業者等が、海上システムを使用して輸出許可後の貨物に係る船名、数量等の許可内容を訂正しようとする場合には、あらかじめ当該通関業者等から通関担当部門に対し訂正についての申出を行った後、次により取り扱うものとする。ただし、輸出者コード、輸出者名及び申告等種別コード等の変更はできないので、輸出取止め再輸入で処理し、再度輸出申告を行うこととなる。

なお、許可内容の訂正は、船積情報登録(本船扱い貨物の場合には船積確認登録)が行われるまで又は出港予定年月日(システム参加保税地域以外の場所で輸出の許可を受けた貨物である場合に限る。)までの間に行う必要があるので留意する。

海上システムに輸出申告により許可となった事項及び訂正を必要とする事項を入力し、訂正登録を行い、応答画面の出力内容又は出力情報の内容を確認の上、輸出等許可内容変更申請の登録を行うものとする。ただし、通関業者が当該申請の登録を行う場合には、処理法5条の規定に基づき、あらかじめ通関士が当該申請の内容を審査した上で行わなければならないので留意する。また、当該申請を税関官署の開庁時間外に行う場合には、開庁時間外の事務の執行を求める届出が行われている必要があることにも留意する。

上記の輸出等許可内容変更申請の登録が行われた場合において、当該申請について審査区分の選定等の処理が行われ、通関業者等に「輸出許可内容変更申請控情報」が配信される。

なお、この場合審査区分が簡易審査扱いとなった輸出許可内容変更申請については、申請後直ちに許可内容の変更が認められ、「輸出許可内容変更通知情報」が配信される。また、輸出許可内容変更申請者と輸出許可を受けた通関業者等が異なる場合は、輸出許可を受けた通関業者等にも許可内容の変史が通知される。

(輸出許可等内容変更申請控情報等の提出)

- 2 2 前項の規定により通関業者等に「輸出許可内容変更申請控情報」が配信された場合は、当該申請控情報を「輸出許可内容変更申請控」(審査区分が簡易審査扱いの場合は「輸出許可内容変更通知書」として出力し、関係書類を添付して、輸出等許可内容変更申請の日から3日以内(期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、同日の翌日までとする。)に、当該申請控情報に表示されている通関担当部門に提出するよう求めるものとする。なお、輸出等許可内容変更申請を行った税関官署と当該輸出の許可を受けた税関官署が異なる場合には、両方の税関官署へ当該申請控又は通知書の提出を求めることとなるので留意する。

(輸出許可内容変更の確認)

- 2 3 通関担当部門は、海上システムを使用して行われた輸出等許可内容変更申請のうち審査区分が書類審査扱い（区分2）となったものについて、所要の審査を行い訂正を認める場合は、審査終了の登録を行うことにより海上システムを通じてその旨を通関業者等に通知するものとする。

なお、輸出等許可内容変更申請を行う者と輸出許可を受けた通関業者等が異なる場合は、輸出許可を受けた通関業者等にも許可内容の変更が通知される。

第3節 特定輸出申告

（輸出申告についての規定の準用）

- 3-1 特定輸出申告（法第67条の3第2項に規定する特定輸出申告をいう。以下同じ。）を行う者及びその代理人である通関業者が海上システムを使用して特定輸出申告を行う場合は、第1節及び第2節に準じて行うものとする。

なお、特定輸出申告においては次のことについて留意する。

運送中の貨物について、外国貿易船に積み込もうとする開港又は不開港の所在地を所轄する税関官署に対して当該申告をしようとする場合には、通関予定蔵置場として当該開港又は不開港の港頭地区の保税地域を選択するものとする。

法第67条の11第1項に規定する輸出の許可の取消しについては、関税法基本通達67の11-1及び67の11-2に準じて行うほか、当該許可を取り消した場合には、通関担当部門において取り消した旨の情報を海上システムに登録することとなる。

第4節 特定委託輸出申告

（輸出申告についての規定の準用）

- 4-1 特定委託輸出申告（法第67条の3第2項に規定する特定委託輸出申告をいう。以下同じ）を行う者の代理人である認定通関業者（法第79条の2に規定する認定通関業者をいう。）が海上システムを使用して特定委託輸出申告を行う場合は、第1節及び第2節に準じて行うものとする。

なお、特定委託輸出申告においては次のことに留意する。

特定委託輸出申告（その申告を行おうとする税関官署にあらかじめ関税法基本通達67の3-2-1に規定する「特定委託輸出申告包括申出書」（C-9160。以下この項において「申出書」という。）を提出し、当該申告の際に輸出承認証番号等欄に当該申出書の受理番号を、輸出承認証等識別欄に「AEOH」を入力する場合を除く。）を行う場合には、輸出承認証番号等欄に特定保税運送者の利用者コードを、輸出承認証等識別欄に「AEOU」を、記事欄に貨物の蔵置場所の所在地及び名称を入力する必要がある。なお、運送中の貨物について、外国貿易船に積み込もうとする開港又は不開港の所在地を所轄する税関官署に対して当該申告を行う場合には、これらの入力項目のうち貨物の蔵置場所の所在地及び名称の入力を省略して差し支えない。

審査区分が簡易審査扱い（区分1）となった場合又は税関が「輸出申告審査終了」

業務を行った場合であって、特定委託輸出申告に係る貨物が保税地域に搬入されていないときには、当該貨物が保税地域に搬入され、当該貨物に係る搬入確認登録がなされるまでの間、輸出の許可を保留することとなる。

第4節の2 特定製造貨物輸出申告

(輸出申告についての規定の準用)

- 4の2 1 特定製造貨物輸出者(法第67条の13第2項に規定する特定製造貨物輸出者をいう。)が海上システムを利用して特定製造貨物輸出申告(法第67条の3第2項に規定する特定製造貨物輸出申告をいう。以下この項において同じ。)を行う場合は、第1節及び第2節に準じて行うものとする。

なお、特定製造貨物輸出申告においては次のことに留意する。

特定製造貨物輸出申告においては、記事欄に貨物の蔵置場所の所在地及び名称並びに認定製造者(法第67条の14に規定する認定製造者をいう。)及び運送者の氏名又は名称を入力するものとする。なお、運送中の貨物について、外国貿易船に積み込もうとする開港又は不開港の所在地を所轄する税関官署に対して当該申告を行う場合には、貨物の蔵置場所の所在地及び名称の入力を省略して差し支えない。

本章第1節14に規定する添付書類等のほか、関税法基本通達67の332の規定により作成した貨物確認書を提出する必要があるので留意すること。

審査区分が簡易審査扱い(区分1)となった場合又は税関が「輸出申告審査終了」業務を行った場合であって、特定委託輸出申告に係る貨物が保税地域に搬入されていないときには、当該貨物が保税地域に搬入され、当該貨物に係る搬入確認登録がなされるまでの間、輸出の許可を保留することとなる。

第5節 コンテナー扱い申出

(コンテナー扱い申出事項の登録)

- 5 1 コンテナー扱い申出を行う者(以下この節において「申出者」という。)が海上システムを使用して、コンテナー扱い申出を行う場合は、当該申出に先立ち、輸出者名、コンテナー本数、品名等必要事項を海上システムへ入力し、コンテナー扱い申出事項の登録を行うものとする。

(コンテナー扱い申出)

- 5 2 申出者が海上システムを使用してコンテナー扱い申出を行う場合は、前項の規定により登録したコンテナー扱い申出事項について、申出者に出力される応答画面の出力内容を確認して送信又は事前に申し出た事項を利用して送信することにより行うものとする。

(審査区分選定及び関係情報の配信)

- 3 3 海上システムにおいては、前項の規定によりコンテナー扱い申出が行われた場合には、当該コンテナー扱い申出について、審査区分の選定等の処理を行い、当該申出に対しコンテナー扱いが適用されたときは「コンテナー扱い申出適用通知情報」が、不

適用となったときは「コンテナ扱い申出不適用通知情報」が、申出者に配信される。
なお、コンテナ扱いが不適用となった場合には、コンテナ扱い申出を行った税関
官署の通関担当部門に「コンテナ扱い申出不適用情報」が配信される。

(取引関係書類の提出又は提示)

- 5 4 コンテナ扱い申出が海上システムにより受理され、審査区分が書類審査扱いとな
ったときは、申出者に「コンテナ扱い申出控情報」が配信される。また、この場合
には、通関担当部門は、当該コンテナ扱い申出について審査を行うに際し必要と認
めるときは、当該申出に係る取引関係書類を提出又は提示を求めるものとする。

(コンテナ扱いの訂正)

- 5 5 コンテナ扱いを申し出た後、当該コンテナ扱いが適用又は不適用となるまでの
間にコンテナ扱い申出に係る内容を訂正する場合は、あらかじめ申出者において通
関担当部門に対し訂正についての申し出を行った上で、次により取り扱うものとする。
ただし、輸出者コード、輸出者名及び申出官署コード等は訂正できないので、これら
の事項を訂正する場合には、コンテナ扱い申出を撤回の上、再度申出を行うものと
する。

「輸出申告変更事項登録」業務を利用して申出を行った項目及び訂正を必要とす
る項目を入力し送信、又は「輸出申告変更事項呼出し」業務を利用して必要事項を
入力し送信することによりコンテナ扱い申出変更事項登録情報として自動的に応答
画面に出力される内容を確認の上、追加又は訂正を要する項目を入力して送信する
ことにより訂正登録を行うものとする。

上記 による海上システムの処理の結果、コンテナ扱い申出事項が受理された
ときは、申出者に訂正後の情報に基づく「コンテナ扱い申出変更控情報」が配信さ
れる。

上記 の場合に、通関担当部門は、変更後のコンテナ扱い申出内容の審査を行
うものとするが、審査に際し必要と認めるときは、当該コンテナ扱い申出に係る
取引関係書類の提出又は提示を求めるものとする。

(審査終了の登録)

- 5 6 通関担当部門は、コンテナ扱い申出の審査区分が書類審査扱いとなったものにつ
いて審査が終了した場合には、審査が終了したことを再確認した後、審査終了の登録
を行うものとする。

第6節 本船・ふ中扱い承認申請

(本船・ふ中扱い承認申請)

- 6 1 本船・ふ中扱い承認申請を行う者(以下この節において「申請者」という。)が海上
システムを使用して本船・ふ中扱い承認申請を行う場合は、「本船・ふ中扱い承認申請」
業務を利用して必要事項を入力し又は「本船・ふ中扱い承認申請呼出し」業務を利用
して貨物情報若しくは輸出申告事項登録情報を呼び出し、必要事項を入力し、申請を

行うものとする。

(本船・ふ中扱い承認申請の受理及び関係情報の配信)

- 6 2 前項の規定により本船・ふ中扱い承認申請が受理された場合において、簡易審査扱いとなったときは「本船・ふ中扱い承認通知情報」が、書類審査扱いとなったときは「本船・ふ中扱い承認申請控情報」が、それぞれ申請者へ配信される。

(本船・ふ中扱い承認申請書類の提出)

- 6 3 前項の規定により書類審査扱いとなった際に、申請者に「本船・ふ中扱い承認申請控情報」が配信されたときは、これを出力し、申請書類を本船・ふ中扱い承認申請の日から3日以内(期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、同日の翌日までとする。)に、申請を行った税関官署の通関担当部門へ提出することを求めるものとする。

なお、本船・ふ中扱いの承認を受けた貨物に係る輸出申告に際しては、「本船・ふ中扱い承認通知書」の添付は要しない)のとする。

また、海上システムを使用しないで本船・ふ中扱い承認を受けた貨物の海上システムによる輸出申告に際しては、「輸出承認証番号等」欄に、コード「HFNO」及び当該本船・ふ中扱いの承認申請に係る承認番号を入力した場合に限り、税関から交付された当該承認書の税関への提出は要しないものとする。

(本船・ふ中扱い承認申請の変更)

- 6 4 この節の6 1の規定により本船・ふ中扱い承認申請の後、承認までの間に申請内容を変更する場合又は承認後において承認内容の変更を行う場合には、あらかじめ申請者から通関担当部門に対し変更についての申し出を行った上で、次により取り扱うものとする。ただし、申請先官署コード、貨物管理番号等は訂正できないので、これらの事項を訂正する場合には、本船・ふ中扱い承認申請を撤回の上、又は承認後である場合には承認の取消し後に再度申請を行うものとする。

本船・ふ中扱い承認申請変更等

「本船・ふ中扱い承認申請変更」業務に必要な事項を入力して送信、又は「本船・ふ中扱い承認申請呼出し」業務により呼出し番号等を入力し、送信することにより自動的に応答画面に出力される内容を変更の上、送信するものとする。

関係情報の出力

上記1により本船・ふ中扱い承認申請変更が受理された場合には、承認前の申請内容の変更である場合には「本船・ふ中扱い承認申請変更控情報」が、承認後の承認内容の変更である場合には「本船・ふ中承認内容変更控情報」が、申請者に配信される

本船・ふ中扱い承認申請変更控等の提出

上記により申請者に「本船・ふ中扱い承認申請変更控情報」又は「本船・ふ中扱い承認内容変更控情報」が配信された場合には、当該変更控情報を出力し、必要に応じて変更に係る関係書類を添えて通関担当部門に提出することを求めるものと

する。

(本船・ふ中扱いの承認等)

- 6 5 通関担当部門は、海上システムを使用して行われた本船・ふ中扱い承認申請(本船・ふ中扱い承認申請変更を含む。)のうち、書類審査扱いとなったものについて、審査を終了した場合には、審査終了の登録を行うことにより海上システムを通じてその旨を申請者に通知する。

第7節 積戻し申告

- 7 1 海上システムを使用して積戻し申告を行う場合には、第1節、第2節及び第5節の規定に準じて行うものとする。また、保税展示場に入れることの承認を受けた貨物に係る積戻し申告についても同様とする。

第8節 予備審査制による申告

(予備申告事項の登録)

- 8 1 輸出申告(特定輸出申告及び特定委託輸出申告を除く。)又は積戻し申告(保税展示場に入れることの承認を受けた貨物に係る積戻し申告を除く。)(以下この節において「輸出申告等」という。)について、「予備審査制について」(平成12年3月31日蔵関第251号)に定める予備申告を行う者又はその代理人である通関業者(以下この節において「通関業者等」という。)が海上システムを使用して予備申告を行う場合は、当該予備申告に先立ち、次のいずれかの方法により予備申告事項の登録を行うものとする。

なお、他法令による許可、承認等が必要な場合であって、予備申告の時点ではこれが未取得のときには、他法令コード欄に当該必要とされる他法令コードを入力するものとする。

「輸出申告事項登録」業務を利用して必要事項を登録する方法

「輸出申告事項呼出し」業務を利用して予備申告事項の登録に必要な事項を呼び出した上で、予備申告事項を登録する方法

(予備申告)

- 8 2 予備申告は、前項の規定により予備申告事項の登録を行った後に、応答画面の出力内容又は出力情報の内容を確認の上、次のいずれかの方法により予備申告の登録を行うものとする。

「輸出申告」業務を利用して、必要事項を登録する方法

「輸出申告事項登録」業務の応答画面を利用して申告条件コードを入力し、送信することにより登録する方法

(予備申告の受理)

- 8 3 予備申告が海上システムにより受理されたときには、通関業者等に「輸出申告控情報」等が配信される。

(審査区分)

- 8 4 予備申告の審査区分は、簡易審査扱い（区分 1）、書類審査扱い（区分 2）又は検査扱い（区分 3）に区分される。

なお、簡易審査扱い（区分 1）の場合であっても、輸出申告等が行われる前なので、輸出許可又は積戻し許可は保留される。

（予備申告時の添付書類等の提出）

- 8 5 予備申告の審査区分が、書類審査扱い（区分 2）又は検査扱い（区分 3）となった場合は、予備審査を受けるため、当該予備申告に係る添付書類等に予備申告番号等を付記して、予備申告を行った税関官署の通関担当部門に提出することを求めるものとする。

（予備申告の訂正）

- 8 6 通関業者等において、予備申告の登録後、当該予備申告に係る輸出申告等までの間に、当該予備申告の内容を訂正しようとするときは、あらかじめ予備申告を行った税関官署の通関担当部門に申し出た上で、予備申告変更事項の登録を行うものとする。

なお、予備申告を訂正したことにより通関業者等に「予備申告変更控情報」が配信されたときは、当該予備申告に係る添付書類等に、訂正後の予備申告番号等を付記して直ちに通関担当部門に提出することを求めるものとする。

（審査終了の登録）

- 8 7 通関担当部門は、予備申告の審査区分が書類審査扱い（区分 2）となったものについて、輸出申告等が行われる前に審査が終了した場合には、審査が終了したことを再確認した後、審査終了の登録を行うものとする。

（検査の通知）

- 8 8 予備申告がなされた貨物に対する検査の通知は、この章第 1 節 1 5 の規定に準じて行うものとする。

（輸出申告等）

- 8 9 予備申告に係る貨物が保税地域に搬入された場合には、予備申告の際に入力した「申告条件コード」に応じて、次のとおり輸出申告等を行うものとする。

申告条件コードとして「Z」を入力した場合 輸出申告を行う予定の保税地域に当該申告に係る貨物が搬入された後、倉主等の当該貨物に係る搬入確認登録を契機として自動的に輸出申告等を行う。

申告条件コードとして「T」を入力した場合 輸出申告を行う予定の保税地域に当該申告に係る貨物が搬入された後に通関業者等が輸出申告等の登録を行う。

申告条件コードとして「A」を入力した場合 コンテナ扱い申出を予備申告に併せて行い、当該申告に係る貨物が輸出申告を行う予定の保税地域に搬入された後、倉主等による搬入確認登録を契機として自動的に輸出申告等を行う。

申告条件コードとして「B」を入力した場合 コンテナ扱い申出を予備申告に併せて行い、当該申告に係る貨物が輸出申告を行う予定の保税地域に搬入された後に

通関業者等が輸出申告等の登録を行う。

(輸出申告時の添付書類等の提出)

- 8 10 前項の規定により輸出申告等を行ったときは、当該輸出申告等に係る添付書類等に輸出申告番号等を付記して、この章第1節14の規定に準じて、これを提出させるものとする。

ただし、審査区分が書類審査扱い(区分2)又は検査扱い(区分3)となった輸出申告等については、この節85又は86の規定により添付書類等を既に提出した場合であって、当該提出後に予備申告等の訂正を行わなかった場合には、当該添付書類等の提出は要しないものとする。

第9節 原本情報の訂正

(原本情報の訂正登録)

- 9 1 海上システムにより許可された輸出申告等について、申告内容の訂正が行われた場合には、海上システムの原本情報の訂正登録を行うものとする。

第10節 仕入書の提出

(インボイス情報の登録)

- 10 1 輸出者が、仕入書(法第68条第1項に規定する仕入書をいう。以下同じ。)を海上システムに登録して輸出申告(特定輸出申告、特定委託輸出申告及び積戻し申告を含む。)において使用しようとする場合には、「インボイス・パッキングリスト情報登録」業務を利用してインボイス番号等の必要事項を入力することにより登録するものとする。

なお、「インボイス・パッキングリスト情報登録」業務により登録を行った仕入書について、登録されている項目が不足しているなど当該登録を行った元となる仕入書を確認する必要があると認める場合には、仕入書を書面で提出することを求めた上で輸出申告における審査又は検査を行うものとする。

(インボイス・パッキングリスト情報の訂正)

- 10 2 輸出者が前項において海上システムに登録した仕入書に係る情報について訂正を行おうとする場合には、次のいずれかの方法により訂正登録を行うものとする。

「インボイス・パッキング情報登録」業務を利用して、登録した項目、訂正を必要とする項目等を入力の上、送信する方法

「インボイス・パッキング情報呼出し」業務を利用して電子インボイス受付番号を入力し、送信することにより配信されたインボイス・パッキングリスト情報の内容を確認の上、追加又は訂正を行い送信する方法

第11節 別送品輸出申告

(別送品輸出申告事項の登録)

- 11 1 別送品輸出申告を行う者及びその代理人である通関業者(以下この節において「通関業者等」という。)が海上システムを使用して別送品輸出申告を行う場合は、当該申

告に先立ち、荷送人氏名等の必要事項を海上システムに入力し、別送品輸出申告事項の登録を行うものとする。

なお、別送品輸出申告に際して、書面によりパッキングリストを提出する場合は、「品名」欄、「数量」欄、「価格」欄及び「番号」欄の入力を省略することができる。

(別送品輸出申告)

- 11 2 通関業者等が海上システムを使用して別送品輸出申告を行う場合は、前項の規定により登録された別送品輸出事項について、通関業者等に出力される応答画面の内容を確認して送信することにより、又は事前に行われた別送品輸出申告事項登録を利用して、これに別送品輸出申告番号を入力し、送信することにより行うものとする。

ただし、いずれの場合においても、通関業者が別送品輸出申告を行う場合には、処理法第 5 条の規定に基づき、あらかじめ通関士が応答画面又は入力控により申告内容を審査した上で、別送品輸出申告を行わなければならないので留意する。

なお、別送品輸出申告事項登録済みのものについては、貨物が保税地域に未搬入であっても、別送品輸出申告の入力しておくことにより、倉主等による搬入確認の登録をもって自動的に別送品輸出申告を行うことができ、また、税関官署の開庁時間外に別送品輸出申告の入力しておくことにより、税関官署の翌開庁時に自動的に別送品輸出申告を行うことができるものとする。

(審査区分選定及び関係情報の配信)

- 11 3 海上システムにおいては、前項の別送品輸出申告が行われた場合において、当該別送品輸出申告について審査区分の選定等の処理を行い、通関業者等に「別送品輸出申告控情報」が配信される。

(別送品輸出申告時の提出書類等の提出)

- 11 4 別送品輸出申告が海上システムにより受理され、通関業者等に「別送品輸出申告控情報」が配信されたときは、当該配信された情報の別送品輸出申告に係る必要な書類(以下この節において「添付書類等」という。)に別送品輸出申告番号等を付記して、次に定めるところにより、別送品輸出申告を行った税関官署の別送担当部門(以下この節において「別送担当部門」という。)に提出するものとする。

提出期限

別送品輸出申告の日から 3 日以内(期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、同日の翌日までとする。)

提出書類

関税法その他関税に関する法令の規定により、別送品輸出申告に際して税関に提出すべきものとされている添付書類等

(検査等の指定)

- 11 5 別送担当部門は、審査区分が検査扱い(区分 3)となった別送品輸出申告については、現場検査又は検査場検査(大型 X 線による検査を含む。)のいずれかに指定するも

のとする。現場検査に指定したものについては、海上システムを通じてその旨が通関業者等に通知される。また、検査場検査に指定したものについては「検査指定情報」が、通関業者等に配信されるので、これを「検査指定票（運搬・倉主等用）」（別紙様式M 300号）として出力し、検査指定貨物に係る蔵置場所と税関検査場間の運搬等に利用するものとする。

なお、倉主等には「検査指定情報（倉主等用）」が配信されるので、当該倉主等においても、必要に応じ「検査指定票（倉主等用）」として出力し、利用することができる。
（別送品輸出申告の訂正）

- 11 6 別送品輸出申告を行った通関業者等が当該申告の後、当該申告に係る輸出の許可までの間に申告内容を訂正しようとする場合には、あらかじめ当該通関業者等は、別送担当部門に対し訂正についての申し出を行った後、次により取り扱うものとする。ただし、荷送人氏名等は訂正できないので、これらの事項を訂正する場合には、別送品輸出申告を撤回の上、再度、別送品輸出申告をするものとする。

通関業者等は、海上システムにより別送品輸出申告において申告した事項及び訂正を必要とする事項を入力して送信することにより訂正登録を行い、応答画面の出力内容又は出力情報の内容を確認の上、別送品輸出申告の変更の登録を行うものとする。

なお、通関業者が訂正登録を行う場合には、処理法第5条の規定に基づき、あらかじめ通関士が訂正内容を審査した上で訂正登録を行わなければならないので留意する。

上記の変更の登録に係る海上システムの処理の結果、当該変更事項が登録されたときは、通関業者等に訂正後の情報に基づく「別送品輸出申告変更控情報」が配信される。

上記により通関業者等に「別送品輸出申告変更控情報」が配信された場合は、当該配信された情報の輸出申告内容の訂正に係る添付書類等に、訂正登録後の輸出申告番号等を付記して、直ちに別送担当部門に提出することを求めるものとする。

（輸出許可の通知）

- 11 7 別送担当部門は、海上システムを使用して行われた別送品輸出申告について、審査及びその申告に係る貨物についての必要な検査を行った上、当該貨物の輸出を許可しようとするときは、海上システムを通じて別送品輸出申告審査終了の登録を行うことにより輸出を許可し、海上システムを通じてその旨を通関業者等に通知する。

なお、この場合において当該許可に併せて保税運送の承認をするときは、その運送期間が海上システムにより自動的に払い出される。

（別送品輸出許可内容変更の申請）

- 11 8 通関業者等が、海上システムを使用して行う別送品輸出申告について、輸出許可後に当該貨物に係る船名、数量等の許可内容を訂正しようとする場合には、あらかじめ

当該通関業者等は、別送担当部門に対し訂正についての申し出を行った後、次により取り扱うものとする。ただし、荷送人氏名等の変更はできないので、別送品輸出取止め再輸入で処理し、再度、別送品輸出申告を行うこととなる。

なお、許可内容の訂正は、別送品輸出申告の許可後に船積情報登録又は船積確認登録が行われるまでに行う必要があるので留意する。

海上システムに別送品輸出申告により許可となった事項及び訂正を必要とする事項を入力し、訂正登録を行い、応答画面の出力内容又は出力情報の内容を確認の上、別送品輸出許可内容変更申請の登録を行うものとする。ただし、通関業者が当該申請の登録を行う場合には、処理法5条の規定に基づき、あらかじめ通関士が当該申請の内容を審査した上で行わなければならないので留意する。また、当該申請を税関官署の開庁時間外に行う場合には、開庁時間外の事務の執行を求める届出が行われている必要があることにも留意する。

上記の別送品輸出許可内容変更申請の登録が行われた場合において、通関業者等に「別送品輸出許可内容変更申請控情報」が配信される。

(別送品輸出許可内容変更申請控情報等の提出)

- 11 9 前項の規定により通関業者等に「別送品輸出許可内容変更申請控情報」が配信された場合は、当該配信された情報の別送品輸出許可内容の訂正に係る添付書類等に、訂正登録後の別送品輸出申告番号等を付記して、別送品輸出許可内容変更申請の日から3日以内(期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、同日の翌日までとする。)に、当該申請控情報に表示されている別送担当部門に提出するよう求めるものとする。

なお、別送品輸出許可内容変更申請を行った税関官署と当該輸出の許可を受けた税関官署が異なる場合には、両方の税関官署へ当該申請控の提出を求めることとなるので留意する。

(別送品輸出許可内容変更の確認)

- 11 10 別送担当部門は、海上システムを使用して行われた別送品輸出許可内容変更申請について、所要の審査を行い訂正を認める場合は、審査終了の登録を行うことにより、海上システムを通じてその旨を通関業者等に通知するものとする。

なお、別送品輸出許可内容変更申請を行う者と別送品輸出許可を受けた通関業者等が異なる場合には、別送品輸出許可を受けた通関業者等にも許可内容の変更が通知される。

第5章 輸入通関関係

第1節 輸入申告

(輸入申告事項の登録)

- 1 1 輸入申告(特例申告貨物(法第7条の2第2項に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ。)の輸入申告を除く。)輸入申告に併せて行う関税、内国消費税及び地方消費税(以下「関税等」という。)の納税申告並びに輸入許可前引取承認申請(以下この節

からこの章第5節までにおいて「輸入申告」と総称する。)を行う者及びその代理人である通関業者(以下この節において「通関業者等」という。)が海上システムを使用して輸入申告を行う場合は、当該輸入申告に先立ち、次のいずれかの方法により輸入申告事項の登録を行うものとする。

なお、納税義務者が、マルチペイメントネットワークを利用して電子的に納付する方法による関税等の納付を希望する場合には、税関手続オンライン化省令第7条第1項(事前届出)の規定に基づき、当該納付を行いたい旨のコードを海上システムに併せて入力するものとする。

「輸入申告事項登録」業務を利用して、必要事項を入力して登録する方法

「輸入申告事項呼出し」業務を利用して、輸入申告事項の登録に必要な項目を呼び出した上で、必要事項を入力して登録する方法

(輸入申告)

- 1 2 通関業者等が海上システムを使用して輸入申告を行う場合は、前項の規定により登録された輸入申告事項について通関業者等に出力される応答画面の内容又は入力控情報として出力される内容を確認の上、次のいずれかの方法により輸入申告の登録を行うものとする。

なお、いずれの場合であっても、通関業者が輸入申告を行う場合には、処理法第5条の規定に基づきあらかじめ通関士が応答画面又は入力控等により申告内容を審査の上、輸入申告を行わなければならないので、留意する。

また、輸入申告事項登録済みの貨物については、当該貨物が保税地域に搬入されていない場合であっても、輸入申告の入力をしておくことにより、倉主等による搬入確認の登録をもって自動的に輸入申告を行うことができ、また、税関官署の開庁時間外に輸入申告の入力をしておくことにより、税関官署の翌開庁時に自動的に輸入申告を行うことができるものとする。

「輸入申告」業務を利用して、必要事項を入力して送信する方法

「輸入申告事項登録」業務の応答画面に出力される情報を確認の上、必要事項を入力して送信する方法

(審査区分選定及び関係情報の配信及び出力等)

- 1 3 海上システムにおいては、前項の輸入申告が行われた場合において、当該輸入申告について審査区分の選定等の処理が行われ、通関業者等に次に定める情報が配信される。

審査区分が簡易審査扱い(区分1)となった輸入申告については、納付すべき関税等がない場合、有税であるが納税方式が専用口座振替方式又はリアルタイム口座振替方式の場合若しくは直納方式又はM P N利用方式であって納期限延長制度が適用される場合には、輸入申告後直ちに輸入許可等となり、通関業者等に「輸入許可通知情報」又は「輸入許可前貨物引取承認通知情報」が配信される。ただし、口座残

高不足の場合、担保残高不足の場合、他法令に係る手続の証明を必要とするものであって当該証明の確認が海上システムにより行われていない場合、直納方式又はM P N利用方式の場合であって、納期限延長が適用されないときには、輸入許可又は輸入許可前貨物引取承認の通知は行われず、海上システムを通じて「口座不足通知情報」、「担保不足通知情報」、「他法令未済等確認情報」、「納付書情報（直納）」又は「納付番号通知情報」がそれぞれ通関業者等に通知されるとともに、「輸入申告控情報」が配信される。

この場合における関税等の納付方法等については、この章の後記 8 3 による。

審査区分が書類審査扱い（区分 2）又は検査扱い（区分 3）となった輸入申告については、通関業者等に「輸入申告控情報」又は「輸入許可前貨物引取承認申請控情報」が配信される。

（輸入申告時の関係書類等の提出）

- 1 4 前項の規定により通関業者等に「輸入申告控情報」（審査区分が簡易審査扱い（区分 1）の場合は「輸入許可通知情報」。以下この項において同じ。）が配信されたときは、当該配信された情報の輸入申告に係る仕入書又はこれに代わる書類その他課税価格の決定のための必要な添付書類（以下この章において「添付書類等」という。）に輸入申告番号等を付記して、次に定めるところにより、輸入申告を行った税関官署の通関担当部門（以下この章において「通関担当部門」という。）への提出を求めるものとする。

なお、第 10 節の規定により海上システムを使用して仕入書に代わる書類又は包装明細書が提出されている場合には、登録されている項目が不足しているなど当該登録された情報に係る書類を確認する必要があると認める場合を除き、これらに関する添付書類等の提出を求めないものとする。

提出期限

輸入申告の日から 3 日以内（期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、同日の翌日までとする。）

提出書類

輸入申告控の提出部数については、次表のとおりとする。

区 分	税関控	会計検査院用	調査通知用	保税通知用	合計部数
有税品の場合で、関税率表 1 品目に対する関税額又は内国消費税額が 300 万円（長崎税関、函館税関及び沖縄地区税関においては 200 万円）以上のもの					1

減免税品の場合で、事後確認又は他関通知用を必要とするもの		(注)			1又は2
減免税品の場合で減免税品の確認を担当する部門に通知を必要とするもの		(注)			1又はなし
上記～以外のもの					なし

(注) 関税率表 1 品目に対する関税額又は内国消費税額について 100 万円以上の税額を軽減し、又は免除する場合

関税法その他関税等に関する法令の規定により、輸入申告に際して税関に提出すべきものとされている仕入書その他の書類（原産地証明書、免税等関係書類、他法令による許可・承認等を証する書類等。ただし、海上システムを利用して法第 70 条第 2 項の規定による証明が行われた場合については、関税法基本通達 70 3 1 に基づく許可・承認等を証する書類の提出は省略させて差し支えないものとする。）

(検査等の指定)

- 1 5 通関担当部門又はこの節 1 2 の規定により行われた輸入申告に係る貨物の検査を行う検査担当部門（以下この節及び次節において「検査担当部門」という。）は、審査区分が検査扱い（区分 3）となった輸入申告について現場検査、検査場検査（大型 X 線による検査を含む。）見本検査（他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入貨物についての適正な審査を行うための見本確認（従来、通関担当部門が行っていた貨物の見本検査のことをいう。）をいう。以下この項において同じ。）本船検査又はふ中検査（貨物確認（他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入貨物についての適正な審査を行うため、従来、通関担当部門が行っていた貨物の検査のことをいう。）を含む。以下この項及びこの節 1 7 において同じ。）のいずれかに指定するものとする。現場検査、本船検査又はふ中検査に指定したものについては、海上システムを通じてその旨が通関業者等に通知される。また、検査場検査又は見本検査に指定したものについては「検査指定情報」が、通関業者等に配信されるので、これを「検査指定票（運搬・倉主等用）」（別紙様式 M 301 号）として出力し、通関業者等において検査指定貨物についてその蔵置場所と税関検査場間の運搬等を行うものとする。

なお、倉主等には「検査指定情報」が配信されるので、倉主等においても、必要に応じ当該情報を「検査指定票（倉主等用）」として出力し、利用することができる。

(輸入申告の訂正)

- 1 6 輸入申告の後、当該申告に係る輸入許可等までの間（ただし、関税等の税額変更を伴う事項を訂正する場合は、訂正前における関税等の納付（専用口座振替方式による

納付にあっては、海上システムに設定される口座ファイルからの引落とし)までの間に、法第7条の14第2項若しくは第7条の16第4項ただし書の規定に基づき申告内容を訂正する場合又はその他当該申告内容に誤りがあったため訂正する場合は、通関業者等からあらかじめ通関担当部門に対し訂正についての申出を行った上で、「輸入申告変更事項登録」業務を利用して申告した事項及び訂正を必要とする事項を入力して送信、又は「輸入申告変更事項の呼出し」業務を利用して申告等番号を入力して送信することにより応答画面に出力される情報を確認の上、追加又は訂正事項を入力して送信することにより訂正登録を行うものとする。

なお、この場合において、申告先官署コード、輸入者名、通関予定蔵置場コード(同一の税関管轄内の場合を除く。)等は訂正できないので、これらの事項を訂正する場合には、輸入申告を撤回の上、再申告することが必要となること、及びいずれの方法により訂正する場合であっても、通関業者が輸入申告の訂正を行う場合には、処理法第5条の規定に基づきあらかじめ通関士が応答画面又は入力控等により訂正内容を審査の上、輸入申告の訂正を行わなければならないので、留意する。

また、訂正の登録の結果、受理されたときは、通関業者等に変更後の情報に基づく「輸入申告変更控情報」が配信されるため、当該情報の輸入申告内容の訂正に係る添付書類等に、訂正登録後の輸入申告番号等を付記し、納付書(当初輸入申告(再訂正のときは直前の訂正登録)の際に納付方式として直納方式を選択した場合であって、「納付書」が出力されているときに限る。)を添えて、直ちに通関担当部門へ提出することを求めるものとする。

(審査終了の登録)

- 1 7 通関担当部門は、審査区分が書類審査扱い(区分2)又は検査扱い(区分3)の輸入申告の審査及びその申告に係る貨物についての必要な検査を終了した場合は、「輸入申告控」の「審査印」欄に審査印を押印し、審査(検査)が終了した旨を海上システムに登録するものとする。

なお、あらかじめ通関担当部門が検査担当部門に依頼した場合には、検査担当部門において審査(検査)を終了した旨、海上システムに登録するものとする。

第2節 輸入(引取)申告

(輸入(引取)申告事項の登録)

- 2 1 輸入(引取)申告(法第7条の2第1項に規定する特例輸入者又は特例委託輸入者に係る同条第2項に規定する特例申告貨物の輸入申告をいう。以下この節において同じ。)を行う者及びその代理人である通関業者(特例委託輸入者の特例申告貨物に係る輸入申告にあっては、法第79条の2に規定する認定通関業者に限る。以下この節及び次節において同じ。)(以下この節において「通関業者等」という。)が海上システムを使用して行う輸入(引取)申告の取扱いについては、前節(1 3及び1 4を除く。)に準じて行うものとする。

なお、この場合において、前節 1 4 中「輸入申告控情報」とあるのは「輸入（引取）申告控情報」と、「輸入許可通知情報」とあるのは「輸入（引取）許可通知情報」と、「輸入申告番号等」とあるのは「輸入（引取）申告番号、利用者コード及び利用者名（通関業者等名）」と、1 6 中「輸入申告変更控情報」とあるのは「輸入（引取）申告変更控情報」と読み替えるものとする。

また、上記のほか、特例輸入者に係る特例申告貨物の取扱いについては、以下のとおり行うこととなるので留意する。

法第 67 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき貨物が保税地域に搬入される前に海上システムを使用して輸入（引取）申告を行う場合には、「積荷目録事前報告」業務がなされた後に当該申告を行うものとする。

輸入（引取）申告に係る仕入書については、前節 1 4 の規定に関わらず、簡易審査扱い（区分 1）となった場合に限り、仕入書の提出を省略できるものとする。

（審査区分選定及び関係情報の配信及び出力等）

- 2 2 海上システムにおいては、前項の輸入（引取）申告が行われた場合に、当該輸入（引取）申告について審査区分の選定等の処理が行われ、通関業者等に次に定める情報が配信される。

審査区分が簡易審査扱い（区分 1）となった輸入（引取）申告については、直ちに輸入許可となり、通関業者等に「輸入（引取）許可通知情報」が配信される。ただし、他法令に係る手続の証明を必要とするものであって、当該証明の確認が海上システムにより行われていない場合には、当該情報が配信されず、「他法令未済等確認情報」及び「輸入（引取）申告控情報」が通関業者等へ配信される。

審査区分が書類審査扱い（区分 2）又は検査扱い（区分 3）となった輸入（引取）申告については、通関業者等に「輸入（引取）申告控情報」が配信される。

第 3 節 特例申告

（特例申告事項の登録）

- 3 1 法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例申告を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）が海上システムを使用して特例申告を行う場合は、当該特例申告に先立ち、次のいずれかの方法により特例申告事項の登録を行うものとする。

なお、輸入（引取）許可後に自動的に特例申告を行おうとする場合には、輸入（引取）申告事項の登録時に特例申告事項の登録を併せて行うものとする。

「輸入申告変更事項登録」業務を利用して必要事項を入力して送信する方法

「輸入申告変更事項呼出し」業務により申告等番号、輸入者コード等を入力して送信し、応答画面に出力される情報を利用して、必要事項を入力して送信する方法

（特例申告）

- 3 2 海上システムを使用して特例申告を行う場合には、前項の規定により登録された特

例申告事項について、通関業者等において出力される応答画面の内容又は当該登録により出力された入力控情報の内容を確認した上で、「輸入申告変更」業務を利用して申告等番号を入力して送信、又は「輸入申告変更事項登録」業務により特例申告入力控情報として出力される応答画面の内容を確認の上、送信することにより特例申告の登録を行うものとする。

この場合における関税等の納付方法等については、この章の後記 8 3 による。

なお、特例申告に当たっては、この章第 1 節 1 2 なお書の規定を準用する。

また、輸入（引取）申告事項の登録時に特例申告事項の登録を併せて行うことにより、当該輸入（引取）許可後に自動的に特例申告を行うことができる。

（期限内特例申告の訂正）

- 3 3 海上システムを使用して行われた期限内特例申告（提出期限内に申告された特例申告をいう。）について、納付すべき税額に不足額があること又は納付すべき税額がないことされていた場合であって納付すべき税額があったこと若しくは納付すべき税額が過大であることが判明した場合には、関税法基本通達 7 の 2 4 の規定にする特例申告書に出力された特例申告控情報を添付して提出するものとする。

（特例申告納期限延長の申請）

- 3 4 特例申告に係る関税等の納期限の延長（以下「特例申告納期限延長」という。）の申請を海上システムにおいて行おうとする場合には、この節 3 1（特例申告事項の登録）の規定による特例申告事項の登録に併せて必要な事項を登録して行うものとする。

（関係情報の配信）

- 3 5 海上システムを使用して特例申告が行われた場合は、通関業者等に「特例申告控（内国消費税等課税標準数量等申告控兼用）」又は「特例申告納期限延長申請控」が配信されるとともに、直納方式の場合には「一括納付書情報」又は「納付書情報（直納）」が、MPN 利用方式の場合には「納付番号通知情報（一括）」又は「納付番号通知情報」が、口座振替方式の場合には「特例申告口座一括引落とし結果通知情報」が配信される。

なお、口座残高不足又は担保残高不足となった場合には、特例申告の受理がなされず、処理結果通知情報が出力される。

（特例申告控等の提出）

- 3 6 特例申告の際に提出させる書類は、次に定める書類とし、それぞれ 1 部を特例申告の日から 3 日以内（期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、同日の翌日までとする。）に特例申告を行った税関官署の通関担当部門に提出することを求めるものとする。

前項において配信される特定申告控を出力することによる「特例申告控（内国消費税等課税標準数量等申告控兼用）」（別紙様式 M 302 号）又は「特例申告控（内国消費税等課税標準数量等申告控兼用）（納期限延長申請控兼用）」（別紙様式 M 303 号）

会計検査院に提出を要する次の場合

イ 有税品の場合で、関税率表1品目に対する関税額又は内国消費税額が300万円（長崎税関、函館税関及び沖縄地区税関においては200万円）以上のもの

ロ 関税率表1品目に対する関税額又は内国消費税額について100万円以下の税額を軽減し、又は免除するもの

（注）会計検査院用として特例申告控の提出を要する場合は、税関控として1部を加える。

石油石炭税法（昭和53年法律第25号）第15条（石油石炭税の特例納付）に係る特例申告の場合（納税地税関送付用）

関税法その他関税に関する法令の規定により、特例申告に際して税関に提出すべきものとされている書類

なお、会計検査院に提出を要する場合には、当該書類を1部追加して、特例申告控等に添付するものとする。

第4節 蔵入・移入・総保入承認申請及び展示等申告

（蔵入等承認申請等の申請事項又は申告事項の登録）

- 4 1 蔵入承認、移入承認若しくは総保入承認又は展示等（以下「蔵入等承認」という。）の申請又は申告（以下「蔵入等承認申請等」という。）を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）が海上システムを使用して蔵入・移入・総保入承認申請の取扱いについては、第1節（1 3を除く。）に準じて行うものとする。

なお、この場合において、1 4中「輸入申告控情報」又は「輸入許可前貨物引取承認申請控情報」とあるのは「蔵入承認申請控情報」、「移入承認申請控情報」、「総保入承認申請控情報」又は「展示等申告控情報」と、1 4中「輸入許可通知情報」とあるのは「蔵入承認通知情報」、「移入承認通知情報」、「総保入承認通知情報」又は「展示等承認通知情報」と、1 7中「終了した旨」とあるのは「終了した旨（展示等申告に係る蔵入等承認申請等であって、展示等を行おうとする貨物が保税展示場への搬入が認められない貨物である場合には、当該蔵入等承認申請等を不承認とする旨）」と読み替えるものとする。

（審査区分選定及び関係情報の配信及び出力等）

- 4 2 海上システムにおいては、前項の蔵入等承認申請等が行われた場合に、当該申請等について審査区分の選定等の処理が行われ、通関業者等に次に定める情報が配信される。

審査区分が簡易審査扱い（区分1）となった申請等については、直ちに蔵入等承認となり、通関業者等に「蔵入承認通知」、「移入承認通知」、「総保入承認通知」又は「展示等承認通知」が配信される。ただし、他法令に係る手続の証明を必要とするものであって、当該証明の確認が海上システムにより行われていない場合には、当

該情報が配信されず、「他法令未済等確認情報」及び「蔵入承認申請控」、「移入承認申請控」、「総保入承認申請控」又は「展示等申告控」が通関業者等へ配信される。

審査区分が書類審査扱い（区分2）又は検査扱い（区分3）となった蔵入等承認申請等については、「蔵入承認申請控」、「移入承認申請控」、「総保入承認申請控」又は「展示等申告控」が通関業者等へ配信される。

第5節 予備審査制による申告・申請

（予備申告事項又は予備申告事項の登録）

- 5 1 輸入申告、輸入（引取）申告又は蔵入・移入・総保入承認申請（以下「輸入申告等」という。）について、「予備審査制について」（平成12年3月31日付蔵関第251号）に定める予備申告又は予備申請（以下「予備申告等」という。）を行う者その代理人である通関業者（特例委託輸入者の特例申告貨物について行う場合は認定通関業者に限る。以下この節において同じ。）（以下この節において「通関業者等」という。）が海上システムを使用して予備申告等を行う場合は、当該予備申告等に先立ち、次のいずれかの方法により予備申告事項の登録を行うものとする。

「輸入申告事項登録」業務を利用して必要事項を登録する方法

「輸入申告事項呼出し」業務を利用して予備申告事項の登録に必要な事項を呼び出した上で、予備申告事項を登録する方法

（予備申告等）

- 5 2 予備申告等は、前項の規定により予備申告等に係る事項の登録を行った後に、応答画面の出力内容又は出力情報の内容を確認の上、次のいずれかの方法により予備申告の登録を行うものとする。

「輸入申告」業務を利用して、必要事項を登録する方法

「輸入申告事項登録」業務の応答画面を利用して申告条件コードを入力し、送信することにより登録する方法

（予備申告等の受理及び関係情報の配信）

- 5 3 予備申告等が海上システムにより受理されたときには、通関業者等には「輸入申告控情報」、「輸入（引取）申告控情報」、「蔵入承認申請控」、「移入承認申請控」又は「総保入承認申請控」が配信される。

（審査区分）

- 5 4 予備申告等の審査区分は、簡易審査扱い（区分1）、書類審査扱い（区分2）又は検査扱い（区分3）に区分される。

なお、審査区分が簡易審査扱い（区分1）の場合であっても、輸入申告等が行われる前なので、輸入許可、輸入許可前貨物引取承認又は蔵入・移入・総保入承認は保留される。

（予備申告時の添付書数等の提出）

- 5 5 予備申告等の審査区分が、書類審査扱い（区分2）又は検査扱い（区分3）となった

場合は、予備審査を受けるため、当該予備申告等に係る添付書類等に予備申告番号等を付記して、予備申告等を行った税関官署の通関担当部門に提出することを求めるものとし、提出部数については、この章第1節1-4(第2節2-1及び第4節4-1において準用する場合を含む。)の規定に準じるものとする。

(予備申告等の訂正)

- 5-6 通関業者等において、予備申告等の登録後、当該予備申告等に係る輸入申告等までの間に、当該予備申告等の内容を訂正しようとするときは、あらかじめ予備申告等を行った税関官署の通関担当部門に申し出た上で、予備申告等の変更登録を行うものとする。

なお、予備申告を訂正したことにより通関業者等に「輸入申告変更控」、「輸入(引取)申告変更控」、「蔵入承認申請変更控」、「移入承認申請変更控」又は「総保入承認申請変更控」が配信されたときは、当該予備申告等に係る添付書類等に、訂正後の予備申告番号等を付記して直ちに通関担当部門に提出することを求めるものとする。

(審査終了の登録)

- 5-7 通関担当部門は、予備申告等の審査区分が書類審査扱い(区分2)となったものについて、輸入申告等が行われる前に審査が終了した場合には、審査が終了したことを再確認した後、審査終了の登録を行うものとする。

(検査の通知)

- 5-8 予備申告等がなされた貨物に対する検査の通知は、この章第1節1-5(第2節2-1及び第4節4-1において準用する場合を含む。)の規定に準じて行うものとする。

(輸入申告等)

- 5-9 予備申告等に係る貨物が保税地域に搬入された場合又は他法令に係る許可又は承認の証明を要する貨物について、海上システムにおいて当該許可書等を取得したことが確認された場合には、予備申告等の際に入力した「申告条件コード」に応じて、次のとおり輸入申告等を行うものとする。

申告条件コードとして「T」を入力した場合 輸入申告等を行う予定の貨物が保税地域に搬入されたこと又は必要な他法令に係る許可書等を取得したことを確認の上、「輸入申告」業務を利用して輸入申告等を行なう。

申告条件コードとして「Z」を入力した場合 輸入申告等を行う予定の貨物がシステム参加保税地域に搬入され、倉主等により搬入確認登録がなされることを契機として自動的に輸入申告等を行う。

申告条件コードとして「U」を入力した場合

予備申告等の結果、簡易審査扱いとなった場合であって、当該申告等に係る貨物の積荷目録情報が登録されている外国貿易船の「到着確認登録」業務を契機として自動的に輸入申告等を行う。

予備申告等の結果、書類審査扱い又は検査扱いとなった場合であって、外国貿

易船の「到着確認登録」業務が行われるまでの間に審査終了がなされたときに、当該業務を契機に自動的に輸入申告等を行う。

予備申告等の結果、書類審査扱い又は検査扱いとなった場合であって、外国貿易船の「到着確認登録」業務が行われ、当該貨物が保税地域に搬入される前までの間に審査終了がなされたときに、申告条件コード「H」を入力することにより輸入申告等を行う。

(輸入申告時の添付書類等の提出)

- 5 10 前項の規定により輸入申告等を行ったときは、当該輸入申告に係る添付書類等に輸入申告番号等を付記して、この章第1節14(第2節21及び第4節41において準用する場合を含む。)の規定に準じて、これらの提出を求めるものとする。

ただし、審査区分が書類審査扱い(区分2)又は検査扱い(区分3)となった輸入申告等については、この節55又は56の規定により「添付書類等」を既に提出した場合であって、当該提出後に予備申告等の訂正を行わなかった場合には、当該添付書類等の提出は要しないものとする。

第6節 本船・ふ中扱い承認申請

(本船・ふ中扱い承認申請事項の登録)

- 6 1 本船・ふ中扱い承認申請を行う者(以下この節において「申請者」という。)が海上システムを使用して本船・ふ中承認申請を行う場合は、第4章第6節の規定に準じて行うものとする。

なお、この場合において第4章第6節63中「輸出申告」とあるのは「輸入申告」と、「輸出承認証番号等」とあるのは「輸入承認証番号等」と読み替えるものとする。

第7節 修正申告

(修正申告事項の登録)

- 7 1 修正申告を行う者(以下この節において「通関業者等」という。)が海上システムを使用して修正申告を行う場合は、当該申告に先立ち、「修正申告事項登録」業務を利用し、申告者名等の必要事項を入力して送信することにより修正申告事項の登録を行うものとする。

なお、特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告書(法第7条の2第1項に規定する特例申告をいう。)の提出期限後に行うものとする。

(修正申告入力控の提出及び修正申告)

- 7 2 通関業者等が海上システムを使用して修正申告を行う場合は、前項に規定する修正申告事項の登録後に配信された「修正申告入力控情報」の内容を確認した上で、「修正申告入力控」として出力し、次表に掲げる部数に当該修正申告に係る「輸入申告控」、「輸入許可通知書」又は輸入申告書等の必要書類を添付し、修正申告を行う税関官署の通関担当部門に提出するものとする。

また、これらの提出書類を通関担当部門に提出後、その内容の確認を受けた場合は、

税関官署の開庁時間内に「修正申告」業務を利用して、修正申告番号を入力して送信することにより修正申告の登録を行うものとする。

なお、提出書類のうち税関控用には、「輸入申告控」及び「輸入許可通知書」の添付を省略して差し支えないものとする。

また、通関業者が修正申告を行う場合には、処理法第5条の規定に基づきあらかじめ通関士が入力控情報等により申告内容を審査の上、修正申告を行わなければならないので、留意する。

区 分	税関控	会計検査院用	統計資料用	合計部数
当初申告において、関税率表1品目に対する税額が300万円(長崎税関、函館税関及び沖縄地区税関においては200万円)以上のもの				3
当初申告において、関税率表1品目に対する関税額又は内国消費税額について100万円以上の税額を軽減し、又は免除したものの				3
修正申告の結果、上記又はの額に達したものの				3
上記以外のもの				2

(関係情報の配信及び出力等)

- 7 3 修正申告が海上システムにより受理されたときは、通関業者等に「修正申告控情報」が配信される。

この場合における関税等の納付方法等については、この章の後記8 3による。

(修正申告控等の提出)

- 7 4 この節7 2の「修正申告控」の税関の確認後、修正申告までの間に当該修正申告に係る内容の変更があった場合には、前項の規定により通関業者等に配信された「修正申告控情報」を「関税修正申告控(内国消費税等修正申告控兼用)」(別紙様式M 304号)として出力し、この節7 2の表に掲げる部数に当該修正申告に係る「輸入申告控」、「輸入許可通知書」又は輸入申告書等の必要書類を添付し、修正申告の日から3日以内(期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、同日の翌日までとする。)に、修正申告を行った税関官署の通関担当部門に提出することを求めるものとする。この場合における提出書類のうち税関控用には、「輸入申告控」及び「輸入許可通知書」の添付を省略して差し支えない。

第8節 収納関係

(輸入許可前引取扱い貨物に係る税額等の通知)

- 8 1 海上システムを使用して行う輸入許可前引取りの承認を受けた貨物に係る税額等の通知は、海上システムを通じて「輸入許可前引取承認貨物に係る関税納付通知書（内国消費税等納付通知書兼用）」（別紙様式 M 305 号）により輸入許可前引取りの承認を受けた者に通知する。

（賦課課税方式が適用される貨物に係る納税洋知書の様式等）

- 8 2 賦課課税方式が適用される貨物について、海上システムを使用して輸入申告を行った場合における納税告知書は、海上システムにより作成する「納税告知書」（別紙様式 M 306 号）による。

（申告納税方式による関税等の納付の方法）

- 8 3 海上システムを使用して行われる納税申告又は修正申告の納税の方法並びに輸入許可前引取りの承認を受けた貨物に係る税額等の通知に基づく関税等の納付の方法は、次による。

専用口座振替方式を選択した場合

専用口座振替方式を選択して申告された場合は、海上システムで関税等の納付が確実であることが確認され、これにより関税等の税額の引落し処理が行われる。

具体的には、金融機関に「納付書情報（口座）」が配信されるので、これを「納付書」（別紙様式 M 101 号）として出力させ、口座振替を行うものとする。

なお、口座残高が不足しているときは、海上システムを通じてその旨が申告者に通知される。

また、引落し処理は、原則として申告の都度行われるが、特例申告の場合には当該特例申告に係る輸入許可された日の属する月（以下「特定月」という。）の翌月 20 日（以下「特定日」という。）までに特例申告された場合に限る、特定日までに申告された税額について、納期限日に一括して引落し処理を行う。

直納方式を選択した場合

即納又は個別延長方式を選択した場合

海上システムから各税（消費税及び地方消費税は、一の税とみなす。以下同じ。）ごとに、通関業者等に対して「納付書情報（直納）」が配信されるので、これを「納付書」（別紙様式 M 102 号）として出力し、これにより日本銀行（日本銀行歳入代理店を含む。以下同じ。）に関税等の税額を納付するものとする。

なお、「納付書」は原則として申告の都度出力されるが、特例申告に係る即納の場合には、特定日までに特例申告された場合に限り、当該特定日の翌日に、海上システムにより特定月分ごとに一括して出力される各税ごとの納付書（以下「一括納付書」という。）により納付するものとする。

包括納期限延長方式又は特例申告納期限延長方式を選択した場合

海上システムにより特定月分ごとに一括して出力される「一括納付書」により日本銀行に関税等の税額を納付させる。

なお、書面による申告で包括納期限延長又は特例申告納期限延長を適用する場合は、海上システムに徴収決定済額を登録することにより、当該申告に係る納付税額が「一括納付書」に加算されることとなるので留意する。

MPN 利用方式を選択した場合

MPN 利用方式を選択した場合は、次の から までの区分に応じ、海上システムから通関業者等に「納付番号通知情報」が配信されるので、海上システムと電気通信回線を通じて通信できるインターネットバンキングや A T M（現金自動預払い機）等の金融機関のチャネルから、納付情報（収納機関番号、納付番号及び確認番号）を入力し、関税等の税額を納付するものとする。

即納を選択した場合

海上システムにより当該納税申告に係る各税を一括して「納付番号通知情報」が配信される。

なお、「納付番号通知情報」は、原則として申告の都度配信されるが、特例申告に係る即納の場合には、当該特定日の翌日に、海上システムにより特定月分及び各税ごとに配信される。

個別納期限延長方式を選択した場合

海上システムにより申告番号及び納期限ごとの「納付番号通知情報」が配信される。

包括納期限延長方式又は特例申告納期限延長方式を選択した場合

海上システムにより特定月分及び各税ごとに一括して「納付番号通知情報」が配信される。

リアルタイム口座振替方式を選択した場合

リアルタイム口座振替方式を選択して申告された場合は、海上システムから金融機関に納付情報が送信され、これにより関税等の税額の引落し処理が行われる。

なお、口座残高が不足しているときは、海上システムを通じてその旨が申告者に通知される。

また、引落し処理は、原則として申告の都度行われるが、特例申告の場合には、特定日までに特例申告された場合に限り、特定日までに申告された税額について、納期限日に一括して引落し処理を行われることとなるので留意する。

（書面による申告等の場合における納付情報の作成及び管理等）

- 8 4 書面による申告又は税関長の処分により納付すべき税額が確定した関税等について、税関手続オンライン化省令第 7 条第 1 項の規定により MPN 利用方式による納付を行いたい旨の届出があった場合には、収納担当部門は、当該関税等に係る徴収決定済額及びその税目、納税義務者名等の必要事項を海上システムに入力し登録する。これにより、納税義務者等は、MPN 利用方式による納付ができることとなり、収納担当部門に当該納付に必要な納付情報（収納機関番号、納付番号及び確認番号）等からなる「納

付番号通知情報」が配信されるので、これを出力して納税義務者又はその代理人に通知する。

なお、海上システム参加通関業者が書面により行った特例申告に係る即納の場合(特定日までに特例申告書が受理された場合に限る。)若しくは包括納期限延長方式又は特例申告納期限延長方式による場合においては、海上システムにより特定月分及び各税ごとに一括して「納付番号通知情報」が通関業者に配信されるので留意する。

(国税収納金整理資金徴収簿等の書式)

- 8 5 国税収納金整理資金事務取扱規則(昭和29年5月大蔵省令第39号。以下「整理資金規則」という。)第22条(国税収納金整理資金徴収簿等)に規定する「国税収納金整理資金徴収簿」(以下「資金徴収簿」という。),「国税収納金整理資金合計徴収簿」(以下「合計徴収簿」という。)及び「特定地方税収納管理簿」(以下「収納管理簿」という。)の書式は、次のとおりとする。

「資金徴収簿」の書式は、別紙1の書式とする。

「合計徴収簿」の書式は、別紙2の書式とする。

「収納管理簿」の書式は、別紙3の書式とする。

(徴収決定済額及び収納済額の登記)

- 8 6 海上システム対象官署における整理資金規則第23条第1項(徴収決定済額の登記等)並びに第24条第1項及び第2項(収納済額の登記)に規定する徴収決定済額又は収納済額の登記は、登記に必要な事項を海上システムに記録することにより行う。なお、口頭による納税の告知を行う場合における資金徴収簿及び収納管理簿は、関税法基本通達9の3 4(納税告知書第4片等の用途)によるので、留意する。

(輸入許可等の通知)

- 8 7 海上システムを使用して行われる輸入申告に係る皆物については輸入を許可したときは、その旨を海上システムを通じて申請者に通知する。

(輸入許可前引取承認等の通知)

- 8 8 海上システムを使用して行われる輸入許可前貨物引取承認又は蔵入・移入・総保入承認申請について、その承認をしたときは、その旨を海上システムを通じて申請者に通知する。

第9節 原本情報の訂正

(原本情報の訂正登録)

- 9 1 海上システムにより許可又は承認された輸入申告等について、修正申告(マニュアルによる修正申告に限る。)更正及び申告内容の訂正が行われた場合には、海上システムの原本情報の訂正登録を行うものとする。

第10節 仕入書に代わる書類及び包装明細書の提出

(インボイス・パッキングリスト情報の登録)

- 10 1 輸入者が、仕入書に代わる書類(関税法基本通達68 3 2に規定する仕入書に

代わる書類をいう。以下この節において同じ。)又は包装明細書を海上システムに登録して輸入申告(輸入(引取)申告を含む。)蔵入承認申請、移入承認申請、総保入承認申請又は展示等申告において使用しようとする場合には、「インボイス・パッキングリスト情報登録」業務を利用してインボイス番号等の必要事項を入力することにより登録するものとする。

なお、「インボイス・パッキングリスト情報登録」業務により登録を行った仕入書に代わる書類又は包装明細書について、登録されている項目が不足しているなど当該登録された情報に関係する書類を確認する必要があると認める場合には、当該関係書類の提出を求めた上で輸入申告における審査・検査を行うものとする。

また、関税法施行令第60条第2項の規定により、仕入書は仕出国において作成される必要があるため、輸入者が所有する仕入書(書面)については当該業務によることなく書面により提出することを求めることとする。

(インボイス・パッキングリスト情報の訂正)

- 10 2 輸入者が前項において海上システムに登録した仕入書に代わる書類又は包装明細書に係る情報について訂正を行おうとする場合には、次のいずれかの方法により訂正登録を行うものとする。

「インボイス・パッキング情報登録」業務を利用して行う方法

「インボイス・パッキング情報呼出し」業務を利用して電子インボイス受付番号を入力し、送信することにより配信されたインボイス・パッキングリスト情報の内容を確認の上、追加又は訂正を行い送信する方法

第6章 開庁時間外の事務の執行を求める届出

(開庁時間外の事務の執行を求める届出)

- 1 1 海上システムを使用して法第98条第1項に規定する開庁時間外の事務の執行を求める届出(以下この章において届出という。)を行おうとする場合には、次章によるほか、届出をしようとする税関官署の開庁時間内に「時間外執務要請届」業務を利用して、必要事項を入力して送信することにより行うものとする。

ただし、次に掲げる場合においては当該業務を利用することはできないので留意すること。

下記の税関手続以外の手続に係る事務の執行を求める場合

輸入申告(関税法基本通達67 4 7に規定するマニフェスト等による申告を含む。)

輸出申告(輸出許可後の訂正、関税法基本通達67 2 6に規定するマニフェスト等による申告及び別送品の輸出申告を含む。)

保税運送申告(包括保税運送の申告を含む。)

内国貨物運送申告

積卸コンテナ一覽表の提出

同一の税関官署に届け出る場合であって、事務の執行を求める時間帯が重複して届出がなされたとき、又は事務の執行を求める時間帯が開庁時間外において連続した時間帯となっていない場合

(事務の執行を求める時間の延長の手続)

- 1 2 届出を行った時間帯に執行を求めた事務が終了しなかった場合において、執務を求める時間の延長を行おうとする場合には、先の届出に係る時間帯が終了する前に、次のいずれかの方法により行うものとする。

「時間外執務要請延長届呼出し」業務を利用し、延長しようとする時間外執務要請届の「時間外執務要請届出受理番号」を入力して送信し、出力される応答情報により延長終了時刻、輸出入申告件数等を入力して送信する方法

「時間外執務要請延長届」業務を利用し、必要事項を入力して送信する方法

第7章 汎用申請関係

(汎用申請による申請)

- 1 1 汎用申請を行おうとする者(以下この項及び次項において「申請者」という。)が海上システムにより別表「汎用申請対象手続一覧」に掲げる税関関連手続を行う場合には、海上システムの掲示板から該当する様式をダウンロードし、当該様式に住所、氏名等の必要事項を入力したうえで、「汎用申請業務」により、送信することにより行うものとする。

なお、この場合において、関係資料の提出を求める必要があると判断した場合には、申請者に対してFAX又は「添付ファイル」等適宜の手段により提示又は提出等を求めるものとする。

(申請内容の訂正等)

- 1 2 申請者が、前項の規定により提出した申告、届出等の訂正又は取消しを行う場合には、次による。

汎用申請後に申請内容の訂正を行う場合は、「汎用申請変更業務」により申請者からの申し出を受けるものとし、訂正又は取消しを認める場合には、申請先の部門において訂正の内容又は取消しの旨を海上システムに入力し、送信するものとする。

次に掲げる場合には、上記による汎用申請変更業務では申請内容の訂正が行えないことから、申請者に書面により申請の取消しを求めることとする。

イ 申請先の税関官署を誤っていた場合

ロ 申請先の部門を誤っていた場合

ハ 申請手続種別コードを誤っていた場合

(申請内容の許可等の通知)

- 1 3 申請を受理した部門は、申請内容の審査を行い、許可又は承認等が必要な手続の場合においては、その旨を海上システムに入力し、送信するものとする。

汎用申請対象手続一覧

【監視関係】

手続名称	根拠法令等
不開港入港届出（外国貿易船）	関税法（以下「関法」という。）第20条第2項、関税法施行令（昭和29年政令第150号。以下「関令」という。）第18条第2項、関税法基本通達（以下「関基」という。）20 7
不開港入港届出（特殊船舶）	関法第20条の2第3項、関令第18条の2第6項、関基20の2 1（関基15の3 1を準用）
不開港入港届出（外国貿易機）	関法第20条第2項、関令第18条第2項、関基20 7
不開港入港届出（特殊航空機）	関法第20条の2第3項、関令第18条の2第7項、関基20の2 1（関基15の3 1を準用）
沿海通航船等外国寄港届出	関法第22条、関令第20条第1項、関基22 1
船舶／航空機資格変更届出 （外国貿易船等以外の船舶又は航空機）	関法第25条、関令第23条第1項、関基25 1
船舶／航空機資格変更届出（外国貿易船等）	関法第25条、関令第23条第1項、関基25 1
不開港在港期間等変更願	関基20 8
船移届出	関法第21条、関基21 6
貨物の指定地外積卸許可申請	関法第24条第1項、関令第22条第2項、関基24 4
船陸交通一括許可申請変更届出	関令第22条の2第5項
指定地外交通許可申請 （外国往来船又は外国往来航空機）（包括）	関基24 4
船陸交通許可申請（外国往来船又は外国往来航空機）（包括）	関法第24条第2項、関令第22条の2第2項、関基24 5
仮陸揚届出（船用品等）	関法第21条、関令第19条、関基21 2
仮陸揚復路運送申告（船用品等）	関法第63条第1項、関令第53条第1項、関基21 4
仮陸揚期間延長願（船用品等）	関法第21条、関基21 2
外貨船機用品積込承認申告（包括）	関法第23条第1項、関令第21条の3第1項、関基23 2
外貨船機用品積込（包括）訂正願	関法第23条第5項、関令第21条の5第2項、関基23 4 口、八

手続名称	根拠法令等
内貨船機用品積込承認申告（包括）	関基 23 13
内貨船機用品積込（包括）訂正願	関基 23 13 （関基 23 4 を準用）
船機用燃料油振替積込承認申請	関基 23 15
とん税非課税理由証明申請	とん税法（昭和 32 年法律第 37 号）第 7 条、とん税法施行令（昭和 32 年政令第 48 号。以下「とん令」という。）第 4 条、とん税法及び特別とん税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 104 号。以下「とん基」という。）7 6、特別とん税法（昭和 32 年法律第 38 号）第 6 条（とん税法第 7 条を準用）とん基第 2 章
開庁時間外貨物積卸届	関法第 19 条、関令第 17 条
時間外執務要請届（監視）	関法第 98 条第 1 項、関令第 87 条第 3 項

【通関・収納・評価・関税鑑査官・通関業監督官関係】

手続名称	根拠法令等
違約品等廃棄関税払戻申請	関税定率法（明治 43 年法律第 54 号。以下「定率法」という。）第 20 条第 2 項、第 3 項及び第 5 項、関税定率法施行令（昭和 29 年政令第 155 号。以下「定率令」という。）第 56 条第 3 項、定率令第 56 条の 3（定率令第 56 条を準用）第 56 条の 4（定率令第 56 条を準用）関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号。以下「定率基」という。）20 11、20 14（定率基 20 11 を準用）20 15（定率基 20 11 を準用）
輸入期間延長承認申請（加工組立減税）	関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号。以下「暫定法」という。）第 8 条第 1 項、関税暫定措置法施行令（昭和 35 年政令第 69 号。以下「暫定令」という。）第 24 条（定率令第 5 条の 3 を準用）関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号。以下「暫定基」という。）8 10
再輸入期間延長承認申請（加工又は修繕貨物）	定率法第 11 条、定率令第 5 条の 3、定率基 11 6
再輸出期間延長承認申請（再輸出免税貨物）	定率法第 17 条第 1 項、定率令第 37 条の 2、定率基 17 3
再輸出期間延長承認申請（輸入時と同一状態で再輸出される貨物）	定率法第 19 条の 3 第 1 項、定率令第 54 条の 14、定率基 19 の 3 4

手続名称	根拠法令等
違約品等保税地域搬入期間延長承認申請	定率法第 20 条第 1 項、定率令第 56 条の 2、定率基 20 3
外国貨物古包装材料引取免税願	関基 67 4 16
外国貨物古包装材料引取免税願（包括）	関基 67 4 16
輸入原料品等関税額証明願	定率法第 14 条の 2、定率令第 16 条の 5、定率基 14 の 2 1
加工修繕輸出貨物確認申告	定率法第 11 条、定率令第 5 条、定率基 11 3
加工組立輸出貨物確認申告	暫定法第 8 条第 1 項、暫定令第 22 条第 1 項、暫定基 8 4
再輸出減税貨物輸出届出	定率法第 18 条第 4 項（定率法第 17 条第 3 項を準用）定率令第 41 条（定率令第 39 条第 3 項を準用）定率基 18 3（定率基 17 7 を準用）
再輸出免税貨物輸出届出	定率法第 17 条第 3 項、定率令第 39 条第 3 項、定率基 17 7
再輸出貨物に係る輸入確認申請	定率法第 19 条の 3 第 1 項、定率令第 54 条の 13 第 1 項、定率基 19 の 3 2
再輸出貨物に係る輸入確認申請 （納期限延長貨物）	定率法第 19 条の 3 第 2 項、定率令第 54 条の 17（定率令第 54 条の 13 を準用）定率基 19 の 3 8（定率基 19 の 3 2 を準用）
減却（廃棄）承認申請（違約品等）	定率法第 20 条第 2 項、定率令第 56 条第 2 項、定率基 20 10
減却（廃棄）承認申請（違約品等（納期限の延長））	定率法第 20 条第 3 項、定率令第 56 条の 3（定率令第 56 条を準用）定率基 20 14（定率基 20 10 を準用）
減却（廃棄）承認申請（違約品等（特例申告貨物））	定率法第 20 条第 5 項、定率令第 56 条の 4（定率令第 56 条第 2 項を準用）定率基 20 15（定率基 20 10 を準用）
疑義貨物点検申請	関法第 69 条の 13 第 4 項、関令第 62 条の 18、関基 69 の 12 1 二(ロ)
時間外執務要請届（通関）	関法第 98 条第 1 項、関令第 87 条第 3 項
担保物 / 保証人変更承認申請	関令第 8 条の 3 第 3 項、関基 9 の 6 8
担保物 / 保証人変更承認申請（とん税）	とん令第 6 条第 1 項（関令第 8 条の 3 を準用）特別とん税法施行令（昭和 32 年政令第 49 号）第 3 条第 2 項（とん令第 6 条を準用）とん基 9 6（関基 9 の 6 8 を準用）
担保保証期間非更新届出	関基 9 の 6 6

手続名称	根拠法令等
担保解除申請	関令第 8 条の 4、関基 9 の 6 10
過誤納金充当申出	関法第 13 条第 7 項、関令第 10 条第 1 項、関基 13 5
輸入貨物評価（包括）申告	関令第 4 条第 3 項、関基 7 9
輸入貨物評価（包括）申告	関令第 4 条第 3 項、関基 7 9
輸入貨物評価（包括）一部変更届出	関令第 4 条第 5 項、関基 7 13
輸入貨物評価（個別）申告（事前審査）	関基 7 21
輸入貨物評価（個別）申告（事前審査）	関基 7 21
関税評価に係る事前教示	関法第 7 条第 3 項、関基 7 19 の 2
関税評価に係る事前教示	関法第 7 条第 3 項、関基 7 19 の 2
事前教示照会（分類）	関法第 7 条第 3 項、関基 7 18
事前教示照会（原産地）	関法第 7 条第 3 項、関基 7 18
事前教示回答書（変更通知書）意見の申出	関法第 7 条第 3 項、関基 7 18
通関業許可申請事項変更届出	通関業法（昭和 42 年法律第 122 号。以下「業法」という。）第 12 条
通関士その他通関業務従業者氏名等届出	業法第 22 条第 2 項、通関業法施行令（昭和 42 年政令第 237 号。以下「業令」という。）第 9 条第 1 項
件数・料金その他通関業務関連事項報告	業法第 22 条第 3 項、業令第 10 条第 1 項

【保稅關係】

手続名称	根拠法令等
保稅地域収容能力等変更届出（保稅蔵置場）	関法第 44 条第 1 項、関令第 37 条、関基 44 2
保稅地域収容能力等変更届出（保稅工場）	関法第 61 条の 4（関法第 44 条第 1 項を準用）、関令第 51 条（関令第 37 条を準用）、関基 62 8（関基 44 2 を準用）
保稅地域収容能力等変更届出（保稅展示場）	関法第 62 条の 7（関法第 44 条第 1 項を準用）、関令第 51 条の 8（関令第 37 条を準用）、関基 62 の 7 3（関基 44 2 を準用）
保稅地域収容能力等変更届出（総合保稅地域）	関法第 62 条の 15（関法第 44 条第 1 項を準用）、関令第 51 条の 15（関令第 37 条を準用）、関基 62 の 15 1（関基 44 2 を準用）
保稅地域休廢業届出（保稅蔵置場）	関法第 46 条、関令第 39 条第 1 項、関基 46 2
保稅地域休廢業届出（保稅工場）	関法第 61 条の 4（関法第 46 条を準用）、関令第 51 条（関令第 39 条第 1 項を準用）、関基 62 8（関基 46 2 を準用）

手続名称	根拠法令等
保稅地域休廢業届出（保稅展示場）	關法第 62 条の 7（關法第 46 条を準用）、關令第 51 条の 8（關令第 39 条第 1 項を準用）、關基 62 の 7 3（關基 46 2 を準用）
保稅地域休廢業届出（総合保稅地域）	關法第 62 条の 15（關法第 46 条準用）、關令第 51 条（關令第 39 条第 1 項を準用）、關基 62 の 15 1（關基 46 2 を準用）
保稅地域業務再開届出（保稅蔵置場）	關令第 39 条第 2 項、關基 46 2
保稅地域業務再開届出（保稅工場）	關令第 51 条（關令第 39 条第 2 項を準用）、關基 62 8（關基 46 2 を準用）
保稅地域業務再開届出（保稅展示場）	關令第 51 条の 8（關令第 39 条第 2 項を準用）、關基 62 の 7 3（關基 46 2 を準用）
保稅地域業務再開届出（総合保稅地域）	關令第 51 条の 15（關令 39 2 を準用）、關基 62 の 15 1（關基 46 2 を準用）
同時蔵置特例届出	關基 42 5、關基 56 7（關基 42 5 を準用）、關基 62 の 15 2（關基 42 5 を準用）
同時蔵置特例変更届出	關基 42 5、關基 56 7（關基 42 5 を準用）、關基 62 の 15 2（關基 42 5 を準用）
保稅地域許可内容変更届出	關令第 35 条第 3 項、關令第 51 条（關令第 35 条第 3 項を準用）、關令第 51 条の 15（關令第 35 条第 3 項を準用）、關基 42 11、56 14、62 の 8 7
保稅台帳電磁的記録保存届出	關法第 34 条の 2、第 61 条の 3、第 62 条の 7（關法第 61 条の 3 を準用）、關基 34 の 2 4、61 の 3 1(8)（關基 34 の 2 4 を準用）、62 の 7 2（關基 34 の 2 4 を準用）
外国貨物蔵置期間延長承認申請（保稅蔵置場）	關法第 43 条の 2 第 2 項、關令第 36 条の 2、關基 62 1
外国貨物蔵置期間延長承認申請（保稅工場）	關法第 61 条の 4（關法第 43 条の 2 第 2 項を準用）、關令第 51 条（關令第 36 条の 2 を準用）、關基 62 8（關基 62 1 を準用）
外国貨物蔵置期間延長承認申請（総合保稅地域）	關法第 62 条の 15（關法第 43 条の 2 第 2 項を準用）、關令第 51 条の 15（關令第 36 条の 2 を準用）、關基 62 の 15 1（關基 62 1 を準用）
未承認貨物蔵置期間延長申請	關法第 43 条の 3 第 1 項、關令第 36 条の 4、關基 43 の 3 6

手続名称	根拠法令等
船機用品戻入届出	関法第 23 条第 6 項、関令第 21 条の 6 第 1 項、関基 23 8
滅却（廃棄）承認申請（保税蔵置場にある貨物）	関法第 45 条第 1 項、関基 45 2
滅却（廃棄）承認申請（他所蔵置場所にある貨物）	関法第 36 条第 1 項（関法第 45 条第 1 項を準用）、 関基 36 1（関基 45 2 を準用）
滅却（廃棄）承認申請（指定保税地域にある貨物）	関法第 41 条の 3（関法 45 1 を準用）、関基 41 の 3 1（関基 45 2 を準用）
滅却（廃棄）承認申請（保税工場にある貨物）	関法第 61 条の 4（関法 45 1 を準用）、関基 62 8 （関基 45 2 を準用）
滅却（廃棄）承認申請（保税展示場にある貨物）	関法第 62 条の 7（関法 45 1 を準用）、関基 62 の 7 1
滅却（廃棄）承認申請（総合保税地域にある貨物）	関法第 62 条の 15（関法 45 1 を準用）、関基 62 の 15 1（関基 45 2 を準用）
滅却（廃棄）承認申請（保税運送貨物）	関法第 65 条第 1 項、関基 65 3
外国貨物の包括滅却承認申請	関基 45 2
免税コンテナ 等の亡失の届出	コンテナ 特例法（昭和 46 年法律第 65 号）第 5 条 第 2 項（定率法第 13 条第 7 項を準用）、同法施行令 （昭和 46 年政令第 257 号）第 7 条（定率令第 11 条を準用）、特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵 関第 103 号）第 4 章 5 2
外国貨物亡失届出（他所蔵置場所）	関法第 36 条第 1 項（関法第 45 条第 3 項を準用）、 関基 36 1（関基 45 3 を準用）
外国貨物亡失届出（指定保税地域）	関法第 41 条の 3（関法第 45 条第 3 項を準用）、関 基 41 の 3 1（関基 45 3 を準用）
外国貨物亡失届出（保税蔵置場）	関法第 45 条第 3 項、関基 45 3
外国貨物亡失届出（保税工場）	関法第 61 条の 4（関法第 45 条第 3 項を準用）、関 基 62 8（関基 45 3 を準用）
外国貨物亡失届出（保税展示場）	関法第 62 条の 7（関法第 45 条第 3 項を準用）、関 基 62 の 7 3（関基 45 3 を準用）
外国貨物亡失届出（総合保税地域）	関法第 62 条の 15（関法第 45 条第 3 項を準用）、関 基 62 の 15 1（関基 45 3 を準用）
外国貨物亡失届出（保税運送貨物）	関法第 65 条第 3 項、関基 65 4（関基 45 3 を準 用）
外国貨物亡失届出（特定輸出貨物）	関法第 67 条の 12、関基 67 の 12 1（関基 45 3 を準用）

手続名称	根拠法令等
違約品等保税地域搬入届（再輸出）	定率法第 20 条第 1 項、定率令第 56 条第 1 項、定率基 20 2
違約品等保税地域搬入届（再輸出（減額））	定率法第 20 条第 3 項、定率令第 56 条の 3（定率令第 56 条を準用）、定率基 20 14（定率基 20 2 を準用）
違約品等保税地域搬入届（再輸出（控除））	定率法第 20 条第 4 項、定率令第 56 条の 4（定率令第 56 条を準用）、定率基 20 15（関基 20 2 を準用）
違約品等保税地域搬入届（廃棄）	定率法第 20 条第 2 項、定率令第 56 条第 2 項、定率基 20 2
違約品等保税地域搬入届（廃棄（減額））	定率法第 20 条第 3 項、定率令第 56 条の 3（定率令第 56 条を準用）、定率基 20 14（定率基 20 2 を準用）
違約品等保税地域搬入届（廃棄（控除））	定率法第 20 条第 5 項、定率令第 56 条の 4（定率令第 56 条を準用）、定率基 20 15（関基 20 2 を準用）
見本一時持出（包括）許可申請	関法第 32 条、関令第 27 条、関基 32 1
外国貨物廃棄届出	関法第 34 条、関令第 29 条、関基 34 1
免税コンテナ 国内運送届出	コンテナ 特例法第 8 条第 3 項、同法施行令第 10 条、特例法基本通達第 4 章 8 2
免税コンテナ 再輸出期間延長承認申請	コンテナ 特例法第 4 条、同法施行令第 5 条、特例法基本通達第 4 章 4 1
国産コンテナ 等確認申請	コンテナ 特例法第 9 条、同法施行令第 12 条第 1 項、特例法基本通達第 4 章 9 1
国産コンテナ 等確認証紙貼付事績報告	コンテナ 特例法施行令第 12 条第 4 項、特例法基本通達第 4 章 9 3
免税コンテナ 等減却承認申請	コンテナ 特例法第 5 条第 2 項（定率法第 13 条第 7 項を準用）、同法施行令第 7 条（定率令第 11 条を準用）、特例法基本通達第 4 章 5 2
免税コンテナ 記帳事務所報告	特例法基本通達第 4 章 6 5
免税コンテナ 等変質損傷減税申請	コンテナ 特例法第 5 条第 2 項（定率法第 13 条第 7 項を準用）、コンテナ 特例法施行令第 7 条（定率令第 11 条を準用）、特例法基本通達第 4 章 5 3
時間外執務要請届（保税）	関法第 98 条第 1 項、関令第 87 条第 3 項

(別紙様式 M - 100 号)

とん税等納付申告控情報

あて先税関
申告者
住所
入力者
船舶
名称
国籍
純トン数
提出番号
入港年月日
開港名
通用税率
納付とん税及び特別とん税の額
口座認識
納付方法
とん税及び特別とん税 - 時納付の有効期限

加
庫
金
国
税
取
納
金
資
金
支
理

納 付 書 ・ 領 取 証 書

(別紙様式M-101号)

平成 年 月 日 納付番号 取納コード
 輸入申告書の番号 取納申告 税関
 受入科目
 口座番号
 出力日
 代理人
 納税者
 (住所)
 (氏名又は名称)

本税			円
加算税			円
加算税			
合計額			円

納付の目的

普通	納付	修正	課税決
申告	滞納	申告	滞納
滞納	滞納	滞納	滞納

上記の合計額を記載しました。
 (領収日付印)

国税 収納金 整理 資金

領 収 済 通 知 書

(別紙様式M-102号)

平成 年度 税額符号 取扱いコード 取扱い名 整理番号
 32901 年 度 税 額 取 扱 行 コー ド 税 関

輸入申告等の番号
 (あて先)
 〒

受入科目
 申告番号
 代理人
 納税者
 (住所)
 (氏名又は名称)

本 税
 延 滞 税
 加 算 税
 合 計 額
 円

受入科目コード
 証券受領
 全部 一部
 証券受領
 証券番号
 振出人

納付の目的
 当初 納付 修正 更正 戻付
 申告 納付 申告 納付 戻付
 出力日
 延長後の納期限

下記の合計額を納税しました
 (領収日付印)

数字は記入例にならって隣の
 ボールペンで枠からはみださな
 いようにおぼろで記入して下さい

Q-3

国税 収納金 整理 資金

領 収 控

平成 年度 税額符号 取扱いコード
 輸入申告等の番号 取扱い名 税関

受入科目
 出力日 延長後の納期限
 代理人
 納税者
 (住所)
 (氏名又は名称)

本税	円
延滞税	円
加算税	円
合計額	円

証券受領
 全部 一部
 内 証券受領 円
 証券番号
 振出人

納付の目的
 当初 納付 修正 更正 戻付
 申告 納付 申告 納付 戻付

下記の合計額を納税しました
 (領収日付印)

Q-2

国税 収納金 整理 資金

納 付 書 ・ 領 収 証 書

電算機
 課税用

平成 年度 税額符号 取扱いコード
 輸入申告等の番号 取扱い名 税関

受入科目
 出力日 延長後の納期限
 代理人
 納税者
 (住所)
 (氏名又は名称)

本税	円
延滞税	円
加算税	円
合計額	円

証券受領
 全部 一部
 内 証券受領 円
 証券番号
 振出人

納付の目的
 当初 納付 修正 更正 戻付
 申告 納付 申告 納付 戻付

下記の合計額を納税しました
 (領収日付印)

(別紙様式 M - 103 号)

開庁時間外貨物積卸届出確認書

あて先税関

届 出 番 号

届出年月日

届 出 者

XXXXXE

住 所

船

名

港

名

パス

貨物の積卸の別

積卸の時間

自

至

貨物の明細

品

名

数

量

(別紙様式 M - 104 号)

卸コンテナリスト提出情報

< IMP >

提出年月日
船舶コード
船卸港
船会社コード
提出者
コンテナ管理者

卸コンテナリスト提出番号

住所
(連続)
郵便番号
住所1
3
4

輸入許可年月日
コンテナ本数

コンテナ番号	空	サ	イ	タ	イ	適	仮	コンテナ番号	空	サ	イ	タ	イ	適	仮
		ズ		ブ		用				ズ		ブ		用	
1								2							
3								4							
5								6							
7								8							
9								10							
11								12							
13								14							
15								16							
17								18							
19								20							
21								22							
23								24							
25								26							
27								28							
29								30							
31								32							
33								34							
35								36							
37								38							
39								40							
41								42							
43								44							
45								46							
47								48							
49								50							
51								52							
53								54							
55								56							
57								58							
59								60							
61								62							
63								64							
65								66							
67								68							
69								70							
71								72							
73								74							
75								76							
77								78							
79								80							

(別紙様式 M - 105 号)

卸コンテナ輸入許可通知書

<IMP>

あて先税関
船舶コード
船卸港
船会社コード
提出者
コンテナ管理者

提出年月日

卸コンテナリスト提出番号

住所
(連続)
郵便番号
住所1
3
4

輸入許可年月日
コンテナ本数

コンテナ番号	空	サ	イ	タ	イ	適	仮	コンテナ番号	空	サ	イ	タ	イ	適	仮
		ズ		ブ		用				ズ		ブ		用	
1								2							
3								4							
5								6							
7								8							
9								10							
11								12							
13								14							
15								16							
17								18							
19								20							
21								22							
23								24							
25								26							
27								28							
29								30							
31								32							
33								34							
35								36							
37								38							
39								40							
41								42							
43								44							
45								46							
47								48							
49								50							
51								52							
53								54							
55								56							
57								58							
59								60							
61								62							
63								64							
65								66							
67								68							
69								70							
71								72							
73								74							
75								76							
77								78							
79								80							

卸コンテナ輸入許可通知書(つづき)

<IMP>

あて先税関		提出年月日					卸コンテナリスト提出番号								
コンテナ番号	空	サ	イ	タ	イ	適用	仮	コンテナ番号	空	サ	イ	タ	イ	適用	仮
		ズ		イ	イ					ズ		イ	イ		
81								82							
83								84							
85								86							
87								88							
89								90							
91								92							
93								94							
95								96							
97								98							
99								100							
101								102							
103								104							
105								106							
107								108							
109								110							
111								112							
113								114							
115								116							
1117								118							
119								120							
121								122							
123								124							
125								126							
127								128							
129								130							
131								132							
133								134							
135								136							
137								138							
139								140							
141								142							
143								144							
145								146							
147								148							
149								150							
151								152							
153								154							
155								156							
157								158							
159								160							
161								162							
163								164							
165								166							
167								168							
169								170							
171								172							
173								174							
175								176							
177								178							
179								180							
181								182							
183								184							
185								186							
187								188							
189								190							
191								192							
193								194							
195								196							
197								198							
199								200							

(別紙様式 M - 106 号)

卸コンテナリスト変更情報

< IMP >

卸コンテナリスト提出番号

提出年月日
船舶コード
船卸港
船会社コード
提出者
コンテナ管理者

住所
(連続)
郵便番号
住所1
3
4

輸入許可年月日
コンテナ本数

コンテナ番号	空	サ	イ	タ	イ	適	仮	コンテナ番号	空	サ	イ	タ	イ	適	仮
		ズ		ブ		用				ズ		ブ		用	
1								2							
3								4							
5								6							
7								8							
9								10							
11								12							
13								14							
15								16							
17								18							
19								20							
21								22							
23								24							
25								26							
27								28							
29								30							
31								32							
33								34							
35								36							
37								38							
39								40							
41								42							
43								44							
45								46							
47								48							
49								50							
51								52							
53								54							
55								56							
57								58							
59								60							
61								62							
63								64							
65								66							
67								68							
69								70							
71								72							
73								74							
75								76							
77								78							
79								80							

(別紙様式 M - 107 号)

卸コンテナリスト内容変更通知書

<IMP>

あて先税関
船舶コード
船卸港
船会社コード
提出者
コンテナ管理者

提出年月日

卸コンテナリスト提出番号

住所
(連続)
郵便番号
住所1
3
4

輸入許可年月日
コンテナ本数

コンテナ番号	空	サ	イ	タ	イ	適	仮	コンテナ番号	空	サ	イ	タ	イ	適	仮
		ズ		ブ		用				ズ		ブ		用	
1								2							
3								4							
5								6							
7								8							
9								10							
11								12							
13								14							
15								16							
17								18							
19								20							
21								22							
23								24							
25								26							
27								28							
29								30							
31								32							
33								34							
35								36							
37								38							
39								40							
41								42							
43								44							
45								46							
47								48							
49								50							
51								52							
53								54							
55								56							
57								58							
59								60							
61								62							
63								64							
65								66							
67								68							
69								70							
71								72							
73								74							
75								76							
77								78							
79								80							

卸コンテナリスト内容変更通知書（つづき）

<IMP>

あて先税関		提出年月日					卸コンテナリスト提出番号								
コンテナ番号	空	サ	イ	タ	イ	適用	仮	コンテナ番号	空	サ	イ	タ	イ	適用	仮
		ズ		イ	イ					ズ		イ	イ		
81								82							
83								84							
85								86							
87								88							
89								90							
91								92							
93								94							
95								96							
97								98							
99								100							
101								102							
103								104							
105								106							
107								108							
109								110							
111								112							
113								114							
115								116							
1117								118							
119								120							
121								122							
123								124							
125								126							
127								128							
129								130							
131								132							
133								134							
135								136							
137								138							
139								140							
141								142							
143								144							
145								146							
147								148							
149								150							
151								152							
153								154							
155								156							
157								158							
159								160							
161								162							
163								164							
165								166							
167								168							
169								170							
171								172							
173								174							
175								176							
177								178							
179								180							
181								182							
183								184							
185								186							
187								188							
189								190							
191								192							
193								194							
195								196							
197								198							
199								200							

積コンテナリスト提出情報

提出年月日
積載予定船舶
積出港
航海番号
提出者
コンテナ管理者

積コンテナリスト提出番号

住所

輸出許可年月日
コンテナ本数

コンテナ番号	空	サイズ	タイプ	マル関	コンテナ番号	空	サイズ	タイプ	マル関
1					2				
3					4				
5					6				
7					8				
9					10				
11					12				
13					14				
15					16				
17					18				
19					20				
21					22				
23					24				
25					26				
27					28				
29					30				
31					32				
33					34				
35					36				
37					38				
39					40				
41					42				
43					44				
45					46				
47					48				
49					50				
51					52				
53					54				
55					56				
57					58				
59					60				
61					62				
63					64				
65					66				
67					68				
69					70				
71					72				
73					74				
75					76				
77					78				
79					80				

積コンテナリスト提出情報（つづき）

提出年月日

積コンテナリスト提出番号

提出年月日	積コンテナリスト提出番号
81	82
83	84
85	86
87	88
89	90
91	92
93	94
95	96
97	98
99	100
101	102
103	104
105	106
107	108
109	110
111	112
113	114
115	116
1117	118
119	120
121	122
123	124
125	126
127	128
129	130
131	132
133	134
135	136
137	138
139	140
141	142
143	144
145	146
147	148
149	150
151	152
153	154
155	156
157	158
159	160
161	162
163	164
165	166
167	168
169	170
171	172
173	174
175	176
177	178
179	180
181	182
183	184
185	186
187	188
189	190
191	192
193	194
195	196
197	198
199	200

(別紙様式 M - 109 号)

積コンテナ輸出許可通知書

あて先税関
積載予定船舶

提出年月日

積コンテナリスト提出番号

積出港
航海番号

提出者
コンテナ管理者

住所

輸出許可年月日
コンテナ本数

コンテナ番号	空	サ ズ	イ タ イ プ	マル 関	コンテナ番号	空	サ ズ	イ タ イ プ	マル 関
1					2				
3					4				
5					6				
7					8				
9					10				
11					12				
13					14				
15					16				
17					18				
19					20				
21					22				
23					24				
25					26				
27					28				
29					30				
31					32				
33					34				
35					36				
37					38				
39					40				
41					42				
43					44				
45					46				
47					48				
49					50				
51					52				
53					54				
55					56				
57					58				
59					60				
61					62				
63					64				
65					66				
67					68				
69					70				
71					72				
73					74				
75					76				
77					78				
79					80				

積コンテナ輸出許可通知書（つづき）

あて先税関		提出年月日			積コンテナリスト提出番号						
コンテナ番号	空	サ ズ	イ プ	イ マル	関	コンテナ番号	空	サ ズ	イ プ	イ マル	関
81						82					
83						84					
85						86					
87						88					
89						90					
91						92					
93						94					
95						96					
97						98					
99						100					
101						102					
103						104					
105						106					
107						108					
109						110					
111						112					
113						114					
115						116					
1117						118					
119						120					
121						122					
123						124					
125						126					
127						128					
129						130					
131						132					
133						134					
135						136					
137						138					
139						140					
141						142					
143						144					
145						146					
147						148					
149						150					
151						152					
153						154					
155						156					
157						158					
159						160					
161						162					
163						164					
165						166					
167						168					
169						170					
171						172					
173						174					
175						176					
177						178					
179						180					
181						182					
183						184					
185						186					
187						188					
189						190					
191						192					
193						194					
195						196					
197						198					
199						200					

(別紙様式 M - 110 号)

積コンテナリスト変更情報

提出年月日
積載予定船舶

積コンテナリスト変更番号

処理区分

積出港
航海番号

提出者
コンテナ管理者

住所

輸出許可年月日
コンテナ本数

コンテナ番号	空	サ	イ	タ	イ	マル	関	コンテナ番号	空	サ	イ	タ	イ	マル	関
		ズ		ブ						ズ		ブ			
1								2							
3								4							
5								6							
7								8							
9								10							
11								12							
13								14							
15								16							
17								18							
19								20							
21								22							
23								24							
25								26							
27								28							
29								30							
31								32							
33								34							
35								36							
37								38							
39								40							
41								42							
43								44							
45								46							
47								48							
49								50							
51								52							
53								54							
55								56							
57								58							
59								60							
61								62							
63								64							
65								66							
67								68							
69								70							
71								72							
73								74							
75								76							
77								78							
79								80							

積コンテナリスト変更情報（つづき）

提出年月日	積コンテナリスト提出番号					積コンテナリスト提出番号							
コンテナ番号	空	サ	イ	タ	イ	コンテナ番号	空	サ	イ	タ	イ	マル	関
		ズ		イ	マル			ズ		イ	マル		
81						82							
83						84							
85						86							
87						88							
89						90							
91						92							
93						94							
95						96							
97						98							
99						100							
101						102							
103						104							
105						106							
107						108							
109						110							
111						112							
113						114							
115						116							
1117						118							
119						120							
121						122							
123						124							
125						126							
127						128							
129						130							
131						132							
133						134							
135						136							
137						138							
139						140							
141						142							
143						144							
145						146							
147						148							
149						150							
151						152							
153						154							
155						156							
157						158							
159						160							
161						162							
163						164							
165						166							
167						168							
169						170							
171						172							
173						174							
175						176							
177						178							
179						180							
181						182							
183						184							
185						186							
187						188							
189						190							
191						192							
193						194							
195						196							
197						198							
199						200							

(別紙様式 M - 111 号)

積コンテナリスト内容変更通知書

あて先税関
積載予定船舶

提出年月日

積コンテナリスト提出番号

積出港
航海番号

提出者
コンテナ管理者

住所

輸出許可年月日
コンテナ本数

コンテナ番号	空	サ	イ	タ	イ	マル	関	コンテナ番号	空	サ	イ	タ	イ	マル	関
		ズ		ブ						ズ		ブ			
1								2							
3								4							
5								6							
7								8							
9								10							
11								12							
13								14							
15								16							
17								18							
19								20							
21								22							
23								24							
25								26							
27								28							
29								30							
31								32							
33								34							
35								36							
37								38							
39								40							
41								42							
43								44							
45								46							
47								48							
49								50							
51								52							
53								54							
55								56							
57								58							
59								60							
61								62							
63								64							
65								66							
67								68							
69								70							
71								72							
73								74							
75								76							
77								78							
79								80							

積コンテナリスト内容変更通知書(つづき)

あて先税関		提出年月日			積コンテナリスト提出番号						
コンテナ番号	空	サ ズ	イ ブ	イ マル	関	コンテナ番号	空	サ ズ	イ ブ	イ マル	関
81						82					
83						84					
85						86					
87						88					
89						90					
91						92					
93						94					
95						96					
97						98					
99						100					
101						102					
103						104					
105						106					
107						108					
109						110					
111						112					
113						114					
115						116					
1117						118					
119						120					
121						122					
123						124					
125						126					
127						128					
129						130					
131						132					
133						134					
135						136					
137						138					
139						140					
141						142					
143						144					
145						146					
147						148					
149						150					
151						152					
153						154					
155						156					
157						158					
159						160					
161						162					
163						164					
165						166					
167						168					
169						170					
171						172					
173						174					
175						176					
177						178					
179						180					
181						182					
183						184					
185						186					
187						188					
189						190					
191						192					
193						194					
195						196					
197						198					
199						200					

(別紙様式 M - 112 号)

出港許可(転錨届受理)通知書

CLEARANCE NOTICE

あて先税関	届出年月日	提出番号
CUSTOMS	DATE	NO.
届出者		
REPORTER		
住所		
ADDRESS		
船舶の名称	()	
NAME OF VESSEL	(SIGNAL LETTERS)	
国籍	船簿港	
FLAG	PORT OF REGISTRY	
総トン数	純トン数	
GROSS TONNAGE	NET TONNAGE	
船長氏名	ラストネーム	
NAME OF MASTER	LAST NAME	
	ファーストネーム	
	FARST NAME	
	ミドルネーム	
	MIDDLE NAME	
出港港	停泊場所	
PORT OF DEPARTURE	BERTH	
出港の日時		
SCHEDULED TIME AND DATE OF DEPARTURE		
次の仕向地	出港・転錨織別	
NEXT PORT OF CALL		
乗組員の数	乗客の数	
NUMBER OF CREW	NUMBER OF PASSENGERS	

[税関通知欄]

関税法第 17 条の規定により、あなたが届け出た船舶の出港を許可(転錨届を受理)します。

Your request has been approved as a per Article 17 of the Customs Law, and Customs hereby grants your vessel permission to depart.

DATE :

内国貨物運送承認通知書 (運送目録兼用)

区分	あて先税関	申告番号	申告年月日	
申告者				
住所				
提出先税関		自社他社識別		
積載船名		国籍		
入港日		運送目的		
沿岸輸送特許番号				
発送地港		パース		
到着地港		保税地域		
				構成 欄

[税関通知欄]

関税法第 66 条の規定により、あなたが申告した内国貨物の運送を承認します。

	承認年月日 返送先税関 〒	運送期間	から	まで
< 1 >	品名 申告価格 個数	数量	輸入申告番号	発送地リマーク
< 2 >	品名 申告価格 個数	数量	輸入申告番号	発送地リマーク
< 3 >	品名 申告価格 個数	数量	輸入申告番号	発送地リマーク
< 4 >	品名 申告価格 個数	数量	輸入申告番号	発送地リマーク
< 5 >	品名 申告価格 個数	数量	輸入申告番号	発送地リマーク

内国貨物運送承認通知書（運送目録兼用）(つづき)

区分	あて先税関				申告番号	申告年月日			
品目	コンテナ番号	シール番号	サイズ	タイプ	品目	コンテナ番号	シール番号	サイズ	タイプ
01					02				
03					04				
05					06				
07					08				
09					10				
11					12				
13					14				
15					16				
17					18				
19					20				
21					22				
23					24				
25					26				
27					28				
29					30				
31					32				
33					34				
35					36				
37					38				
39					40				
41					42				
43					44				
45					46				
47					48				
49					50				
51					52				
53					54				
55					56				
57					58				
59					60				
61					62				
63					64				
65					66				
67					68				
69					70				
71					72				
73					74				
75					76				
77					78				
79					80				
81					82				
83					84				
85					86				
87					88				
89					90				
91					92				
83					94				
95					96				
97					98				
99					100				

内国貨物運送申告控情報

区分	あて先税関	申告番号	申告年月日		
申告者					
住所					
提出先税関				自社他社識別	
積載船名				国籍	
入港日		運送目的			
沿岸輸送特許番号					
発送地港			パース		
到着地港			保税地域		
					構成 欄
		運送期間		から	まで
< 1 >	品名 申告価格 個数	数量	輸入申告番号		発送地リマーク
< 2 >	品名 申告価格 個数	数量	輸入申告番号		発送地リマーク
< 3 >	品名 申告価格 個数	数量	輸入申告番号		発送地リマーク
< 4 >	品名 申告価格 個数	数量	輸入申告番号		発送地リマーク
< 5 >	品名 申告価格 個数	数量	輸入申告番号		発送地リマーク

内国貨物運送申告控情報（つづき）

区分	あて先税関				申告番号	申告年月日			
品目	コンテナ番号	シール番号	サイズ	タイプ	品目	コンテナ番号	シール番号	サイズ	タイプ
01					02				
03					04				
05					06				
07					08				
09					10				
11					12				
13					14				
15					16				
17					18				
19					20				
21					22				
23					24				
25					26				
27					28				
29					30				
31					32				
33					34				
35					36				
37					38				
39					40				
41					42				
43					44				
45					46				
47					48				
49					50				
51					52				
53					54				
55					56				
57					58				
59					60				
61					62				
63					64				
65					66				
67					68				
69					70				
71					72				
73					74				
75					76				
77					78				
79					80				
81					82				
83					84				
85					86				
87					88				
89					90				
91					92				
83					94				
95					96				
97					98				
99					100				

不開港出入港許可申請控情報

申請番号 申請年月日
申請先税関官署 管轄税関官署
氏名
住所
不開港
入港届提出番号 出港届提出番号

船 船
船 船 純トン数
国 籍

船舶基本情報の純トン数との不整合 入港届の純トン数との不整合
入港届の次港との不整合 出港届の次港との不整合

不開港

出入許可手数料免除申請

入港年月日 手数料額 (円) 許可税関官署 S/M 区別

1

2

3

納付種別

出入理由

在港期間 (自) (至)

乗組員。旅客氏名表情報提出方法

入港前統一申請

手数料の金額 (円)

記事欄

不開港出入港許可申請控情報（つづき）

船 卸 貨 物

1 品 名

B / L 番号

船積港

最終仕向地

記号番号

個 数

荷送人名

荷受人名

2 品 名

B / L 番号

船積港

最終仕向地

記号番号

個 数

荷送人名

荷受人名

3 品 名

B / L 番号

船積港

最終仕向地

記号番号

個 数

荷送人名

荷受人名

不開港出入港許可申請控情報(つづき)

積込貨物

1 品名

B / L 番号

船込港

最終仕向地

記号番号

個数

荷送人名

荷受人名

2 品名

B / L 番号

船込港

最終仕向地

記号番号

個数

荷送人名

荷受人名

3 品名

B / L 番号

船込港

最終仕向地

記号番号

個数

荷送人名

荷受人名

他所蔵置許可申請控通知情報

あて先税関	申請番号	申請年月日
申請者		
住所		
電話		
輸出入者		
名称		
住所		
(連続)		
郵便番号		
住所 1	2	
3		
4		
貨物の区分	船舶	
入港年月日		
貨物管理番号		
品目番号		
品名		
個数		重量
申請期間	から	まで
他所蔵置場所		
名称		
住所		
申請事由		
記事		
積卸期間	から	まで
積卸場所(港)	(バース)	
名称		
[税関通知欄]		
関税法第 30 条 1 項第 2 号の規定により、あなたが申請した貨物の他所蔵置を許可します。		
許可年月日		

(別紙様式 M - 201 号)

見本持出許可通知情報

区 分
申 請 者

あて先税関
許可申請番号

申請年月日

住所

貨物管理番号

蔵置場所
搬入年月日

持出期間
から まで

持 出 先

品目コード

見本の品名

個 数

価 格

記 事

持出事由

[税関通知欄]

関税法第 32 条の規定により、あなたが申請した外国貨物の
見本の一字持出しを許可します。

許可年月日

貨物取扱 (内容点検) 情報

あて先税関 届出者 住所 取扱種別 取扱期間 取扱場所 記事	届出番号	届出年月日
	から	まで
< 01 > 貨物管理番号 個数 品名	数量	コンテナ番号
< 02 > 貨物管理番号 個数 品名	数量	コンテナ番号
< 03 > 貨物管理番号 個数 品名	数量	コンテナ番号
< 04 > 貨物管理番号 個数 品名	数量	コンテナ番号
< 05 > 貨物管理番号 個数 品名	数量	コンテナ番号
< 06 > 貨物管理番号 個数 品名	数量	コンテナ番号
< 07 > 貨物管理番号 個数 品名	数量	コンテナ番号
< 08 > 貨物管理番号 個数 品名	数量	コンテナ番号
< 09 > 貨物管理番号 個数 品名	数量	コンテナ番号

(別紙様式 M - 203 号)

貨物取扱 (改装・仕分け) 情報

あて先税関
届出者
住所
仕分け数
取扱期間 から - まで
取扱場所
記事

< 取扱前 >

貨物管理番号
個数 重 量 容 積
品名
記号番号

< 取扱後 > 貨物管理番号
個数 重 量 容 積
品名
記号番号

危険貨物等
コンテナ番号

貨物取扱（改装・仕分け）情報（つづき）

あて先税関

届出番号

届出年月日

< 取扱後 >

貨物管理番号

個数

重量

容積

品名

記号番号

危険貨物等

コンテナ番号

あて先税関

届出番号

届出年月日

< 取扱後 >

貨物管理番号

個数

重量

容積

品名

記号番号

危険貨物等

コンテナ番号

貨物取扱（改装・仕分け）情報（つづき）

< 取扱前 >	貨物管理番号		
個数	重	量	容 積
品名			
記号番号			

< 取扱前 >	貨物管理番号		
個数	重	量	容 積
品名			
記号番号			

< 取扱前 >	貨物管理番号		
個数	重	量	容 積
品名			
記号番号			

(別紙様式 M - 205 号)

保税運送承認通知書 (運送目録兼用)

区分	あて先税関	申告番号	申告年月日
申告者			
住所			
入力者			
	自社他社識別	運送具	
運送目的	運送種別		
発送地		申告欄数	コンテナ本数
到着地			
記事 1			

< 1 > 貨物管理番号

最初蔵入総保入年月日 保工製品識別 []
品名
記号番号

品目番号 原産地又は製造地 積出地
積載船名 入港年月日
輸入者

他法令 価格
個数 重量 容積
発送地リマーク
記事 2

< 2 > 貨物管理番号

最初蔵入総保入年月日 保工製品識別 []
品名
記号番号

品目番号 原産地又は製造地 積出地
積載船名 入港年月日
輸入者

他法令 価格
個数 重量 容積
発送地リマーク
記事 2

[税関通知欄] 関税法第 6 3 条の規定により、あなたが申告した
貨物の保税運送を承認します。

承認年月日 運送期間 から まで
返送先税関

保税運送承認通知書（運送目録兼用）(つづき)

区分 あて先税関 申告番号 申告年月日

< 3 > 貨物管理番号

最初蔵入総保入年月日 保工製品識別 []

品名
記号番号

品目番号 原産地又は製造地 積出地
積載船名 入港年月日
輸入者

他法令 価格
個数 重量 容積
発送地リマーク
記事 2

< 4 > 貨物管理番号

最初蔵入総保入年月日 保工製品識別 []

品名
記号番号

品目番号 原産地又は製造地 積出地
積載船名 入港年月日
輸入者

他法令 価格
個数 重量 容積
発送地リマーク
記事 2

< 5 > 貨物管理番号

最初蔵入総保入年月日 保工製品識別 []

品名
記号番号

品目番号 原産地又は製造地 積出地
積載船名 入港年月日
輸入者

他法令 価格
個数 重量 容積
発送地リマーク
記事 2

コンテナ番号 申告棚番号 シール番号

保税運送承認通知書（運送目録兼用）(つづき)

区分

あて先税関

申告番号

申告年月日

コンテナ番号 申告棚番号 シール番号

保税運送申告控(つづき)(つづき)

区分

あて先税関

申告番号

申告年月日

コンテナ番号 申告欄番号 シール番号

保税運送承認訂正・取消控情報(つづき)(つづき)

区分	あて先税関	申告番号	処理区分コード 申告年月日
	コンテナ番号	申告棚番号	シール番号

(別紙様式 M - 208 号)

運送期間延長申請控情報

あて先税関		延長承認申請番号	延長承認年月日	申告番号	申告年月日
申告者					処理区分コード
住所					
入力者			自社他社識別	運送具	
運送目的			運送種別		
発送地				申告欄数	コンテナ本数
到着地					
記事 1					
< 1 > 貨物管理番号					
最初蔵入総保入年月日		保工製品識別 []			
品名					
記号番号					
品目番号	原産地又は製造地			積出地	
積載船名			入港年月日		
輸入者					
他法令			価格		
個数			重量	容積	
発送地リマーク					
記事 2					
< 2 > 貨物管理番号					
最初蔵入総保入年月日		保工製品識別 []			
品名					
記号番号					
品目番号	原産地又は製造地			積出地	
積載船名			入港年月日		
輸入者					
他法令			価格		
個数			重量	容積	
発送地リマーク					
記事 2					
		運送期間	から	まで	
		延長期間	から	まで	

運送期間延長申請控情報（つづき）

処理区分コード

あて先税関 延長承認申請番号 延長承認年月日 申告番号 申告年月日

< 3 > 貨物管理番号

最初蔵入総保入年月日 保工製品識別 []
 品名
 記号番号

品目番号 原産地又は製造地 積出地
 積載船名 入港年月日
 輸入者

他法令 価格
 個数 重量 容積
 発送地リマーク
 記事 2

< 4 > 貨物管理番号

最初蔵入総保入年月日 保工製品識別 []
 品名
 記号番号

品目番号 原産地又は製造地 積出地
 積載船名 入港年月日
 輸入者

他法令 価格
 個数 重量 容積
 発送地リマーク
 記事 2

< 5 > 貨物管理番号

最初蔵入総保入年月日 保工製品識別 []
 品名
 記号番号

品目番号 原産地又は製造地 積出地
 積載船名 入港年月日
 輸入者

他法令 価格
 個数 重量 容積
 発送地リマーク
 記事 2

コンテナ番号 申告棚番号 シール番号

運送期間延長申請控情報（つづき）

			処理区分コード
あて先税関	延長承認申請番号	延長承認年月日	申告番号 申告年月日
コンテナ番号	申告欄番号	シール番号	

(別紙様式 M - 209 号)

包括保税運送申告控

区分 あて先税関 申告番号 申告年月日 当初承認番号 当初承認年月日 継続申告表示
申告者

住所

月間取扱予想件数

運送種別

発送地

到着地

運送経路及び運送具

品名

関税法基本通達 63 - 22

該当番号

記事

予定期間

から

まで

運送日数

発送の日から

日間

備考

(別紙様式 M - 210 号)

個別運送受付情報

あて先税関
包括保税運送承認番号

個別運送管理番号

登録年月日

承認満了年月日

入力者

運送目的
発送地
到着地
記事 1

運送種別
申告欄数

運送具
コンテナ本数

< 1 > 貨物管理番号

最初蔵入総保入年月日

保工製品識別 []

品名
記号番号

品目番号
積載船名
輸入者

原産地又は製造地

積出地

入港年月日

他法令
個数
発送地リマーク
記事 2

価格
重量

容積

< 2 > 貨物管理番号

最初蔵入総保入年月日

保工製品識別 []

品名
記号番号

品目番号
積載船名
輸入者

原産地又は製造地

積出地

入港年月日

他法令
個数
発送地リマーク
記事 2

価格
重量

容積

運送日数 発送の日から 日間

個別運送受付情報（つづき）

あて先税関

個別運送管理番号

登録年月日

< 3 > 貨物管理番号

最初蔵入総保入年月日 保工製品識別 []

品名
記号番号

品目番号	原産地又は製造地	積出地	
積載船名			入港年月日
輸入者			

他法令	価格		
個数	重量		容積
発送地リマーク			
記事 2			

< 4 > 貨物管理番号

最初蔵入総保入年月日 保工製品識別 []

品名
記号番号

品目番号	原産地又は製造地	積出地	
積載船名			入港年月日
輸入者			

他法令	価格		
個数	重量		容積
発送地リマーク			
記事 2			

< 5 > 貨物管理番号

最初蔵入総保入年月日 保工製品識別 []

品名
記号番号

品目番号	原産地又は製造地	積出地	
積載船名			入港年月日
輸入者			

他法令	価格		
個数	重量		容積
発送地リマーク			
記事 2			

コンテナ番号 申告棚番号 シール番号

個別運送受付情報(つづき)

あて先税関

個別運送管理番号

登録年月日

コンテナ番号 申告欄番号 シール番号

個別運送訂正受付情報

あて先税関
包括保税運送承認番号

個別運送管理番号

登録年月日

承認満了年月日

入力者

運送目的
発送地
到着地
記事 1

運送種別
申告欄数

運送具
コンテナ本数

< 1 > 貨物管理番号

最初蔵入総保入年月日

保工製品識別 []

品名
記号番号

品目番号
積載船名
輸入者

原産地又は製造地

積出地

入港年月日

他法令
個数
発送地リマーク
記事 2

価格
重量

容積

< 2 > 貨物管理番号

最初蔵入総保入年月日

保工製品識別 []

品名
記号番号

品目番号
積載船名
輸入者

原産地又は製造地

積出地

入港年月日

他法令
個数
発送地リマーク
記事 2

価格
重量

容積

運送日数 発送の日から 日間

個別運送受付情報（つづき）

あて先税関 個別運送管理番号 登録年月日

< 3 > 貨物管理番号

最初蔵入総保入年月日 保工製品識別 []

品名
記号番号

品目番号 原産地又は製造地 積出地
積載船名 入港年月日
輸 入 者

他法令 価格
個数 重量 容積
発送地リマーク
記事 2

< 4 > 貨物管理番号

最初蔵入総保入年月日 保工製品識別 []

品名
記号番号

品目番号 原産地又は製造地 積出地
積載船名 入港年月日
輸 入 者

他法令 価格
個数 重量 容積
発送地リマーク
記事 2

< 5 > 貨物管理番号

最初蔵入総保入年月日 保工製品識別 []

品名
記号番号

品目番号 原産地又は製造地 積出地
積載船名 入港年月日
輸 入 者

他法令 価格
個数 重量 容積
発送地リマーク
記事 2

コンテナ番号 申告棚番号 シール番号

個別運送受付情報（つづき）

あて先税関

個別運送管理番号

登録年月日

コンテナ番号 申告欄番号 シール番号

(別紙様式 M - 212 号)

特定保税運送受付情報

あて先税関 特定保税運送番号 登録年月日

入力者

運送目的 運送種別 運送具
発送地 申告欄数 コンテナ本数
到着地
記事 1

< 1 > 貨物管理番号

最初蔵入総保入年月日 保工製品識別 []
品名
記号番号

品目番号 原産地又は製造地 積出地
積載船名 入港年月日
輸入者

他法令 価格
個数 重量 容積
発送地リマーク
記事 2

運送日数 発送の日から 7 日間

コンテナ番号 申告欄番号 シール番号

特定保税運送受付情報（つづき）

あて先税関

特定保税運送番号

登録年月日

コンテナ番号 申告欄番号 シール番号

(別紙様式 M - 213 号)

特定保税運送訂正受付情報

あて先税関 特定保税運送番号 登録年月日

入力者

運送目的 運送種別 運送具
発送地 申告欄数 コンテナ本数
到着地
記事 1

< 1 > 貨物管理番号

最初蔵入総保入年月日 保工製品識別 []
品名
記号番号

品目番号 原産地又は製造地 積出地
積載船名 入港年月日
輸入者

他法令 価格
個数 重量 容積
発送地リマーク
記事 2

運送日数 発送の日から 7 日間

コンテナ番号 申告欄番号 シール番号

特定保税運送訂正受付情報（つづき）

あて先税関

特定保税運送番号

登録年月日

コンテナ番号 申告欄番号 シール番号

(別紙様式 M - 300 号)

検査指定票 (運搬・倉主等用)

< SEA/EXP >

申告等番号 申告区分 申告種別 申告条件 申告者 書類提出先

貨物番号

蔵置場所

貨物個数

貨物重量 (グロス)

貨物容積

積載船 (機) 名

品名

輸出入者

入港年月日

記事 (税関用)

記事 (通関業者用)

貨物の記号等

コンテナ総本数 本

検査コンテナ番号

5 本超過

仕向 (出) 地

社内整理番号

[税関指定内容]

審査区分

検査種別

検査実施場所

運送指示場所

内容

検査方法

全量検査指示

税関職員または倉主 (印)

税関職員または検査場管理員 (印)

発 送 確 認

日 時

到着確認

日 時

到 着 確 認

日 時

発送確認

日 時

見本採取者

(印)

(別紙様式 M - 301 号)

検査指定票 (運搬・倉主等用)

< SEA/IMP >

申告等番号 申告区分 申告種別 申告条件 申告者 書類提出先

貨物番号

蔵置場所

貨物個数

貨物重量 (グロス)

貨物容積

積載船 (機) 名

品名

輸出入者

記事 (税関用)

記事 (通関業者用)

貨物の記号等

コンテナ総本数 本

検査コンテナ番号

5 本超過

仕向 (出) 地

社内整理番号

[税関指定内容]

審査区分

検査種別

検査実施場所

運送指示場所

内容

検査方法

全量検査指示

税関職員または倉主 (印)

税関職員または検査場管理員 (印)

発 送 確 認

日 時

到着確認

日 時

到 着 確 認

日 時

発送確認

日 時

見本採取者

(印)

「帳票タイトル」(特例申告控 A)

代表税番	申告種別	あて先税関 / 部門	申告年月日 / /	特例あて先税関 / 部門	特例申告年月日 / /	申告番号 / /
					輸入許可日	/ /

輸入者
住所

電話
輸入取引者
仕出人
住所

代理人 B / L 番号		輸出の委託者 通関士コード	
船卸港 積出地 積載船機名 入港年月日 / / 貿易管理令 [] 輸入承認書 [] 関税法 70 条関係許可承認 共通管理番号 食品 植防 動検 輸入承認証番号等		貨物個数 貨物重量 コンテナ本数 一括申告「 調査用符号 記号番号 本 貿易形態別符号 仕入書番号 仕入書(電子) 仕入書価格 運賃 保険 通関金額 評価 補正 BPR 合計 原産地証明 [] 戻税申告 [] 内容点検結果 [] 計算 []	
税科目	税額合計	欄数	納税額合計 ¥ 担保額 ¥ 口座 [] 都道府県 納付方法 [] 為替レート 構成 枚 欄
< 欄 > 統合先欄番号		品目番号 価格再確認 []	
品名	税表番号	申告価格 ¥	数量 数量 課税標準数量
関税率	関税額 ¥	減免税額 ¥	輸入令別表 BPR 按分係数 BPR 金額 特惠 []
減免税	法令別表		
内国消費税等 課税標準額 ¥			種別 課税標準数量
税率	税額 ¥	減免税額 ¥	減免税 条項
内国消費税等 課税標準額 ¥			種別 課税標準数量
税率	税額 ¥	減免税額 ¥	減免税 条項

記事(税関)

記事(通関)

記事(荷主)

利用者整理番号

社内整理番号

[[税関通知欄]]

(注) この申告による課税標準又は納付すべき税額に誤りがあることがわかったときは、修正申告又は更正の請求をすることができます。なお、税関長の調査により、この申告による税額等を更正することがあります。

「帳票タイトル(つづき)」(特例申告控 A)

代表税番	申告種別	あて先税関 / 部門	申告年月日 / /	特例あて先税関 / 部門	特例申告年月日 / /	申告番号
< 欄 > 統合先欄番号						価格再確認 []
	品名			品目番号		
	税表番号			数量		
	申告価格 ¥			数量		
				課税標準数量		
	関税率				輸入令別表	特惠 []
	関税額 ¥			BPR 按分係数		
	減免税額 ¥			BPR 金額		
	減免税	法令別表				
	内国消費税等 課税標準額 ¥			種別 課税標準数量		
	税率					
	税額 ¥			減免税 条項		
	減免税額 ¥					
	内国消費税等 課税標準額 ¥			種別 課税標準数量		
	税率					
	税額 ¥			減免税 条項		
	減免税額 ¥					
< 欄 > 統合先欄番号						価格再確認 []
	品名			品目番号		
	税表番号			数量		
	申告価格 ¥			数量		
				課税標準数量		
	関税率				輸入令別表	特惠 []
	関税額 ¥			BPR 按分係数		
	減免税額 ¥			BPR 金額		
	減免税	法令別表				
	内国消費税等 課税標準額 ¥			種別 課税標準数量		
	税率					
	税額 ¥			減免税 条項		
	減免税額 ¥					
	内国消費税等 課税標準額 ¥			種別 課税標準数量		
	税率					
	税額 ¥			減免税 条項		
	減免税額 ¥					
< 欄 > 統合先欄番号						価格再確認 []
	品名			品目番号		
	税表番号			数量		
	申告価格 ¥			数量		
				課税標準数量		
	関税率				輸入令別表	特惠 []
	関税額 ¥			BPR 按分係数		
	減免税額 ¥			BPR 金額		
	減免税	法令別表				
	内国消費税等 課税標準額 ¥			種別 課税標準数量		
	税率					
	税額 ¥			減免税 条項		
	減免税額 ¥					
	内国消費税等 課税標準額 ¥			種別 課税標準数量		
	税率					
	税額 ¥			減免税 条項		
	減免税額 ¥					

「帳票タイトル」(特例申告控 B)

代表税番	申告種別	あて先税関/部門	申告年月日 / /	特例あて先税関/部門	特例申告年月日 / /	申告番号
					輸入許可日 / /	

輸入者
住所

電話
輸入取引者
仕出人
住所

代理人
B / L 番号

船卸港
積出地
積載船機名

入港年月日 / /

貿易管理令 [] 輸入承認書 []
関税法 70 条関係許可承認
共通管理番号
食品
植防
動検
輸入承認証番号等

税科目	税額合計	欄
	¥	
	¥	
	¥	
	¥	
	¥	
	¥	

輸出の委託者		通関士コード
貨物個数	保税地域	
貨物重量		
コンテナ本数	本	
一括申告「	貿易形態別符号	
調査用符号		
記号番号		
仕入書番号		
仕入書(電子)		
仕入書価格		
運賃		
保険		
通関金額		
評価		
補正		
BPR 合計		計算 []
原産地証明 []	戻税申告 []	内容点検結果 []
為替レート		
納税額合計	¥	
担保額	¥	
納期限延長 []	都道府県	石油承認
口座 []		たばこ登録
納付方法 []		
構成 枚 欄		

記事(税関)

記事(通関)
記事(荷主)

利用者整理番号
社内整理番号

/ /	/ /
/ /	/ /
/ /	/ /
/ /	/ /

[[税関通知欄]]

(注) この申告による課税標準又は納付すべき税額に誤りがあることがわかったときは、修正申告又は更正の請求をすることができます。なお、税関長の調査により、この申告による税額等を更正することがあります。

「帳票タイトル(つづき)」(特例申告控 B)

代表税番	申告種別	あて先税関/部門	申告年月日 / /	特例あて先税関/部門	特例申告年月日 / /	申告番号
< 欄 > 統合先欄番号				品目番号		価格再確認 []
	品名			数量		
	税表番号			数量		
	申告価格 ¥			課税標準数量		
	関税率				輸入令別表	特惠 []
	関税額 ¥			BPR 按分係数		
	減免税額 ¥			BPR 金額		
	減免税	法令別表				
内国消費税等				種別		
	課税標準額 ¥			課税標準数量		
	税率					
	税額 ¥			減免税		
	減免税額 ¥			条項		
内国消費税等				種別		
	課税標準額 ¥			課税標準数量		
	税率					
	税額 ¥			減免税		
	減免税額 ¥			条項		
< 欄 > 統合先欄番号				品目番号		価格再確認 []
	品名			数量		
	税表番号			数量		
	申告価格 ¥			課税標準数量		
	関税率				輸入令別表	特惠 []
	関税額 ¥			BPR 按分係数		
	減免税額 ¥			BPR 金額		
	減免税	法令別表				
内国消費税等				種別		
	課税標準額 ¥			課税標準数量		
	税率					
	税額 ¥			減免税		
	減免税額 ¥			条項		
内国消費税等				種別		
	課税標準額 ¥			課税標準数量		
	税率					
	税額 ¥			減免税		
	減免税額 ¥			条項		

「帳票タイトル」(特例申告控 C)

代表税番	申告種別	あて先税関/部門	申告年月日 / /	特例あて先税関/部門	特例申告年月日 / /	申告番号
					輸入許可日 / /	

輸入者
住所

電話
輸入取引者
仕出人
住所

代理人
B / L 番号

輸出の委託者

通関士コード

船卸港 積出地 積載船機名 入港年月日 / /	貨物個数 貨物重量 コンテナ本数 一括申告「 調査用符号 記号番号	保税地域 本 貿易形態別符号
--------------------------------------	--	--------------------------

貿易管理令 [] 輸入承認書 [] 関税法 70 条関係許可承認 共通管理番号 食品 植防 動検 輸入承認証番号等	仕入書番号 仕入書 (電子) 仕入書価格 運賃 保険 通関金額 評価 補正 BPR 合計 原産地証明 [] 戻税申告 [] 内容点検結果 []	計算 []
---	---	--------

税科目	税額合計	欄	納税額合計 ¥	為替レート
	¥		担保額 ¥	
	¥		納期限延長 [] 都道府県	石油承認
	¥		口座 []	たばこ登録
	¥		納付方法 []	
	¥			構成 枚 欄

記事 (税関)

記事 (通関) 利用者整理番号

記事 (荷主) 社内整理番号

/ /

/ /

/ /

/ /

[[税関通知欄]

(注) この申告による課税標準又は納付すべき税額に誤りがあることがわかったときは、修正申告又は更正の請求をすることができます。なお、税関長の調査により、この申告による税額等を更正することがあります。

「帳票タイトル(つづき)」(特例申告控 C)

代表税番	申告種別	あて先税関/部門	申告年月日 / /	特例あて先税関/部門	特例申告年月日 / /	申告番号
< 欄 > 統合先欄番号						価格再確認 []
	品名			品目番号		
	税表番号			数量		
	申告価格 ¥			数量		
	関税率			課税標準数量		
	関税額 ¥				輸入令別表	特惠 []
	減免税額 ¥			BPR 按分係数		
	減免税	法令別表		BPR 金額		
内国消費税等				種別		
	課税標準額 ¥			課税標準数量		
	税率					
	税額 ¥			減免税		
	減免税額 ¥			条項		
内国消費税等				種別		
	課税標準額 ¥			課税標準数量		
	税率					
	税額 ¥			減免税		
	減免税額 ¥			条項		
内国消費税等				種別		
	課税標準額 ¥			課税標準数量		
	税率					
	税額 ¥			減免税		
	減免税額 ¥			条項		
内国消費税等				種別		
	課税標準額 ¥			課税標準数量		
	税率					
	税額 ¥			減免税		
	減免税額 ¥			条項		
内国消費税等				種別		
	課税標準額 ¥			課税標準数量		
	税率					
	税額 ¥			減免税		
	減免税額 ¥			条項		

関税修正申告控 (内国消費税等修正申告控兼用)

あて先税関 提出先 都道府県 申告年月日 申告番号

申告者
住所
電話
輸入取引者
代理人 通関士コード

申告理由 会計検査 国税通則法
 納付方法 口座識別 社内整理用番号

受入科目	増加税額合計	延滞税額合計	受入科目	増加税額合計	延滞税額合計
関税	¥	¥		¥	¥
	¥	¥		¥	¥
	¥	¥		¥	¥
	¥	¥		¥	¥
	¥	¥		¥	¥

< 欄 >	修正申告前		修正申告後		(増加税額)
	関税				
輸入申告番号	課税標準額	¥	¥		
申告年月日	課税標準数量				
/ /	品目番号				
許可年月日	税率				
/ /	税額	¥	¥	¥	
特例申告期限日	課税標準額	¥	¥		
/ /	課税標準数量				
品名	種別・税率				
	税額	¥	¥	¥	
	課税標準額	¥	¥		
	課税標準数量				
	種別・税率				
	税額	¥	¥	¥	
	課税標準額	¥	¥		
	課税標準数量				
	種別・税率				
	税額	¥	¥	¥	
	課税標準額	¥	¥		
	課税標準数量				
	種別・税率				
	税額	¥	¥	¥	

その他の訂正事項

参考事項

[税関記入欄]

審査印 審査印

あて先税関

提出先

都道府県

申告年月日

申告番号

< 欄 >	修正申告前	修正申告後	(増加税額)
輸入申告番号 申告年月日 / / 許可年月日 / / 特例申告期限日 / / 品名	関税 課税標準額 課税標準数量 品目番号 税率 税額 ¥	¥	¥
	課税標準額 課税標準数量 種別・税率 税額 ¥	¥	¥
	課税標準額 課税標準数量 種別・税率 税額 ¥	¥	¥
	課税標準額 課税標準数量 種別・税率 税額 ¥	¥	¥
	課税標準額 課税標準数量 種別・税率 税額 ¥	¥	¥
	課税標準額 課税標準数量 種別・税率 税額 ¥	¥	¥
	課税標準額 課税標準数量 種別・税率 税額 ¥	¥	¥
	課税標準額 課税標準数量 種別・税率 税額 ¥	¥	¥

< 欄 >	修正申告前	修正申告後	(増加税額)
輸入申告番号 申告年月日 / / 許可年月日 / / 特例申告期限日 / / 品名	関税 課税標準額 課税標準数量 品目番号 税率 税額 ¥	¥	¥
	課税標準額 課税標準数量 種別・税率 税額 ¥	¥	¥
	課税標準額 課税標準数量 種別・税率 税額 ¥	¥	¥
	課税標準額 課税標準数量 種別・税率 税額 ¥	¥	¥
	課税標準額 課税標準数量 種別・税率 税額 ¥	¥	¥
	課税標準額 課税標準数量 種別・税率 税額 ¥	¥	¥
	課税標準額 課税標準数量 種別・税率 税額 ¥	¥	¥
	課税標準額 課税標準数量 種別・税率 税額 ¥	¥	¥

輸入許可前引取承認貨物に係る関税納付通知書
(内国消費税等納付通知書兼用)

納税者

代理人

[税関通知欄]

関税法第 7 条の 17、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第 9 条第 3 項及び
地方税法第 72 条の 100 第 1 項の規定により下記のとおり通知します。

あなたの申告された、下記の税額及び当該税額に係る延滞税を / / (納期限)迄
に納付して下さい。

申告日 / / 許可前引取承認日 / /

中告番号

輸入貨物品名

法定納期限

/ /

納付すべき税額 ¥

¥

¥

¥

¥

¥

¥

注 1 . 上記の税額と併せて納付すべき延滞税は、関税法第 1 2 条 (国税通則法第 6 0 条等) の規
定により計算して下さい。

2 . 上記の税額及び延滞税を納付したときは輸入許可前引取承認の際、提出した担保を解除
しますから、当税関長から担保の返還を受けて下さい。

国税 収納金 現金 **領 取 済 通 知 書**

平成 年度 税関符号 取扱行コード 取扱行名 整理番号
 32901 平成 年度 税関符号 取扱行コード 税関 整理番号

輸入申告等の番号 (あて先) 下

受入科目コード 納付の目的

証券受領 告知番号

納付場所 納期日 年 月 日

加算税額

本 税
 延 滞 税
 加 算 税
 合 計 額

証券受領 告知番号 納付場所 納期日 年 月 日

左記の合計額を領収しました。(領収日付印)

数字は記入例にならって隣のボールペンで付かればおだいじに記入してください

証券受領 告知番号 納付場所 納期日 年 月 日

円

③-3

国税 収納金 現金 **領 取 控 書**

平成 年度 税関符号 取扱行コード 本税 円

輸入申告等の番号 取扱行名 税関 延滞税 円

受入科目 納付場所 加算税 円

告知番号 納期日 年 月 日 合計額 円

代理人 証券受領 告知番号 納付場所 納期日 年 月 日 円

納税者 (住所) 証券受領 告知番号 納付場所 納期日 年 月 日 円

(氏名又は名称) 証券受領 告知番号 納付場所 納期日 年 月 日 円

左記の合計額を領収しました。(領収日付印)

③-2

国税 収納金 現金 **納 税 告 知 書 ・ 領 取 証 書**

00100 通知書 通知用

平成 年度 税関符号 取扱行コード 本税 円

輸入申告等の番号 取扱行名 税関 延滞税 円

受入科目 納付場所 加算税 円

告知番号 納期日 年 月 日 合計額 円

代理人 証券受領 告知番号 納付場所 納期日 年 月 日 円

納税者 (住所) 証券受領 告知番号 納付場所 納期日 年 月 日 円

(氏名又は名称) 証券受領 告知番号 納付場所 納期日 年 月 日 円

左記の合計額を領収しました。(領収日付印)

③-1

この通知書は、納税者が領収した金額を、領収書に記入し、納付するに当たって、領収書の金額と通知書の金額とを照合し、一致することを確認してください。